

令和 7 （2025） 年版

環 境 白 書

《環境に関する年次報告》



広 島 県

環境白書の刊行に当たって

広島県知事 湯 崎 英 彦



私たちが住む広島県は、南に瀬戸内海が多島美、北に雄大な中国山地を有しており、美しく豊かな自然環境に恵まれています。

本県では、この恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、「第5次広島県環境基本計画」(計画期間: 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)を策定し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指して、取組を進めているところです。

近年、地球温暖化に伴う猛暑等を世界各地で記録しているところ、2024年は、観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が、パリ協定において定められたいわゆる1.5℃目標を初めて超えたことが報告されています。こうした中、国は「地球温暖化対策計画」を改定し、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2035年度、2040年度における新たな目標を設定するなど、温暖化対策を着実に進めていくこととしています。

また、海洋プラスチックごみによる環境汚染への懸念も高まっており、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題が引き起こされています。

本県においても、地球温暖化対策については、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」に向けて、省エネ家電への買い替え促進を契機とした多様な省エネ行動の促進、中小企業等における省エネ設備の導入促進や、太陽光や小水力発電などの再エネ導入の促進策に取り組んでいるところです。

また、海洋プラスチックごみ対策については、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指すため、令和3年6月に設立した「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム(GSHIP)」において、代替素材製品の普及促進やリユース等によるプラスチックの使用量削減等の実証事業に加え、その成果を踏まえたモデル地区での社会実装を目指した取組も開始するなど、県民及び事業者をはじめとする多様な主体と連携しながら、取組を進めているところです。

この白書では、「第5次広島県環境基本計画」の体系に沿って、本県の環境の現状と課題及びこれらに対する取組などを幅広く掲載しています。

本書が、県民や事業者の皆様の環境に関する理解を深め、考え、そして行動につなげるための一助となることを願っております。

令和7(2025)年9月

目 次

第1部 広島県の環境政策

- 1 環境問題の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 環境政策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2部 環境の現状と県の取組

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

- 第1節 省エネルギー対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2 その他温室効果ガス削減対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第2節 再生可能エネルギーの導入促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第3節 カーボンサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 2 森林吸収源対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第4節 気候変動を見据えた適応策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第2章 循環型社会の実現

- 第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 1 一般廃棄物の徹底的な資源循環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - 2 産業廃棄物の徹底的な資源循環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - 1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - 2 産業廃棄物の適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
 - 3 廃棄物不法投棄防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第3章 地域環境の保全

- 第1節 良好な大気環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - 1 大気質の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - 2 騒音・振動、悪臭の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 第2節 健全な水環境の保全・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 第5節 地域環境の維持・向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
 - 1 総合的な環境保全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
 - 2 身近な緑地環境等と優れた景観の保全・創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第4章 自然環境と生物多様性の保全

- 第1節 自然資源の持続可能な利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- 第2節 生態系の健全な維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

- 第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
- 第2節 環境関連産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
 - 1 環境・エネルギー関連産業の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
- 第3節 環境配慮の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
 - 1 事業者等による環境に配慮した取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
 - 2 県自らの率先行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

- 付1 第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
- 付2 環境関連事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
- 付3 県・市町の環境行政組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- 環境用語索引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134

- コラム ●政府の地球温暖化対策計画やGX ビジョンなどの動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- コラム ●気候変動への適応の取組～暑さ指数で熱中症に備える～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- コラム ●食品ロス削減の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- コラム ●GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォームについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- コラム ●イノシシ、クマなどの大型獣による被害を防ぐために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
- コラム ●広島県グリーンボンドの発行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

※本書及び「広島県環境データ集」は、広島県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載しています。

(アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)

※表紙絵：令和6年度環境と健康のポスター・標語コンクール（環境部門）広島県知事賞（ポスター）
… P106に紹介

第1部
広島県の環境政策

このほか、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下など、気候変動及びその影響に適切に対応していくため、平成30年に「気候変動適応法」が成立し、令和5年4月に熱中症対策の更なる推進を図るため、同法が改正されました。同年5月には同法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）を現状から半減することを中期的な目標（2030年）として位置付けられるとともに、関係府省庁における対策の強化が盛り込まれました。

『循環型社会の推進』

国では、循環型社会の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法^{*1}の制定・改正が行われてきました。令和3年6月には、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため「プラスチック資源循環促進法」が制定され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB廃棄物特別措置法」が制定されています。浄化槽については、単独浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上のための「浄化槽法」の改正が行われています。

『地域環境の保全』

マイクロプラスチック^{*2}を含む海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により採択されました。また、令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標の10年前倒しとなる、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されたところです。

その他、アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の担保措置として「水銀汚染防止法」の制定及び「大気汚染防止法」の改正、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための「水質汚濁防止法」の改正、機器廃棄時のフロン類の回収率向上のための「フロン排出抑制法」の改正、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

『自然環境と生物多様性の保全』

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などとの調和を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

『環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり』

持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。

^{*1} リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）、小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

^{*2} マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることにより、あるいは洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生。

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因しています。その背景とし

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題がさらに深刻化するとともに、解決が一層困難となり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

環境問題の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、規制的手法に替わる政策手法の導入や、環境配慮の仕組みづくり、環境学習の支援や、環境情報の提供など、多様な政策を組み合わせ、相乗的効果を発揮させることが重要になっています。

また、平成 30 年 7 月豪雨災害に関しては、その対応を振り返り、今後の災害発生時における災害廃棄物処理を迅速かつ適正に実施するための初動マニュアルを作成し、市町や関係団体と連携しながら、災害に備えた取組を推進しています。

3

環境行政の変遷

年代	経済状況	時代のキーワード	環境問題の推移	国の環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷	[社会経済システム]
				環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全	有害化学物質等		
1965 (S40)	神武景気 岩戸景気 初全総 いざなぎ景気	経済的自立 完全雇用 所得倍増 公害問題	産業 公害	公害対策基本法 (S42) ⇒ 廃止 (H5) 大気汚染防止法 (S43) 騒音規制法 (S43) 水質汚濁防止法 (S45) 公害罪法 (S45) 公害紛争処理法 (S45) 悪臭防止法 (S46) 公害防止組織整備法 (S46) 公害健康被害補償法 (S48)	自然公園法 (S32)	化製場法 (S23)			県立自然公園条例 (S34.10公布・S34.11施行)	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会
1975 (S50)	新全総 日本列島改造 第1次石油ショック	均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進		振動規制法 (S51)		廃棄物処理法 (H45) 海洋汚染防止法 (H45)		PCB問題	公害防止条例 (S44制定、S46全部改正) ⇒ 廃止 (H15) 公害紛争処理条例 (S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例 (S47.12公布・S48.4施行)	
1985 (S60)	3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上		潮沼水質保全特措法 (S59)		合税法 (S50)	省エネルギー法 (S54)		自然公園施設設置管理条例 (S51.3公布・S51.4施行) 自然海浜保全条例 (S55.3公布・S55.5施行) 第1次水質総量削減計画 (S55.3) 瀬戸内海環境保全県計画 (S56.7) 化製場法施行条例 (S59.6公布・S59.10施行)	
1995 (H7)	消費税率3% 導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット	地球 環境 問題 生物多 様性の 損失問題	自動車NOx特措法 (H4)	野生生物種保存法 (H4)	資源有効利用促進法 (H3) 有害廃棄物輸出入規制法 (H4)	オゾン層保護法 (S63)		環境保全基金条例 (H2.3公布・施行) みどり景観基金条例 (H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例 (H3.3公布・施行) 野生生物種保護条例 (H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例 (H6.7公布・H6.8施行) 環境基本条例 (H7.3公布・施行)	意識・システム改革
2000 (H12)	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策	阪神・淡路大震災 携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモンの問題		第1次環境基本計画 (H6)		容器包装リサイクル法 (H7)	酸性雨問題 京都議定書採択 (H9) 環境温暖化対策推進法 (H10)	被ばく建築物のアスベスト問題 大気汚染防止法改正 (H8) 有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査 PRTR法 (H11) ダイオキシン類対策特措法 (H11)	不法投棄パトロール・110番 第1次環境基本計画 (H9.3) 海砂採取禁止 (H10.2) 一般廃棄物広域処理計画 (H10.7) 環境影響評価条例 (H10.10公布・H11.6施行) びんごエコタウン構想 (H12.3) 第1次地球温暖化対策実行計画 (H12.3) 瀬戸内海環境保全・創造プラン (H13.3) びんごエコタウン実行計画 (H14.3)	
2010 (H22)	物価下落継続 日本郵政公社発足	中央省庁再編 米国同時多発テロ 就職氷河期		第2次環境基本計画 (H12) 土壌汚染対策法 (H14) 環境保全活動・環境教育推進法 (H15) (H23題名変更)	瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H12) 自然再生推進法 (H14) 鳥獣保護法 (H14、全部改正) 外来生物法 (H16) 景観法 (H16)	グリーン購入法 (H12) 食品リサイクル法 (H12) 建設リサイクル法 (H12) 循環型社会形成推進基本法 (H12) 自動車リサイクル法 (H14)	フロン回収破壊法 (H13) RPS法 (H14)	PCB廃棄物特別措置法 (H13)	第2次地球温暖化対策実行計画 (H17.3) 地域新エネルギービジョン (H17.3) 環境学習推進実施計画 (H17.3) ひろしまの森づくり県民税条例 (H18.12公布・H19.4施行) 第6次水質総量削減計画 (H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H19.10公布・H20.3施行) 第2次廃棄物処理計画 (H19.12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (H20.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定 (H20.6)	
2015 (H27)	消費税率8%	東日本大震災 福島第1原子力発電所事故	資源循環・廃棄物問題 地球温暖化問題 有害化学物質問題 海洋プラスチックごみ問題	第3次環境基本計画 (H18) 大気汚染防止法改正 (H18)	容器包装リサイクル法改正 (H18) 食品リサイクル法改正 (H19)	京都議定書第一約束期間 (H20～24) 地球温暖化対策推進法改正 (H20) 低炭素社会づくり行動計画 (H20) 地球温暖化対策の中期目標発表 (H21)	京都議定書発効 (H17)	アスベスト問題 大気汚染防止法改正 (H18)	第2次地球温暖化対策実行計画 (H17.3) 第6次水質総量削減計画 (H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H19.10公布・H20.3施行) 第2次廃棄物処理計画 (H19.12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (H20.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定 (H20.6)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
2020 (R2)	消費税率10%	COP21 (気候変動枠組) G7伊勢志摩サミット G20大阪サミット (大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)		大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正 (H22) 環境教育促進法 (H23) 水質汚濁防止法改正 (H23) 第4次環境基本計画 (H24) PM2.5社会問題 水循環基本法 (H26) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (H27) 大気汚染防止法改正 (H27) 土壌汚染対策法改正 (H29) 第5次環境基本計画 (H30)	自然公園法・自然環境保全法改正 (H22) 環境影響評価法改正 (H23) 放射線物質汚染対処特措法 (H23) 小型家電リサイクル法 (H24) 鳥獣保護管理法改正 (H26) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正 (H27) 瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H27)	食品ロスの削減の推進に関する法律 (R1) 浄化槽法の改正 (R2)	地球温暖化対策推進法改正 (H25) フロン排出抑制法改正 (H25)	大気汚染防止法改正 (H25) 水銀汚染防止法 (H27) PCB廃棄物特別措置法改正 (H28)	自然公園条例・自然環境保全条例改正 (H22.3公布・H22.10施行) 第3次環境基本計画 (H23.3) 第2次地球温暖化防止地域計画 (H23.3) 第3次廃棄物処理計画 (H23.3) 第7次水質総量削減計画 (H24.2) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H24.10公布・H25.3施行) 生物多様性広域戦略 (H25.3) 第4次環境基本計画 (H28.3) 第4次廃棄物処理計画 (H28.3) PCB廃棄物特別措置法改正 (H28) 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画変更 (H28.10) 第8次水質総量削減計画 (H29.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H29.10公布・H30.4施行) 広島県有害廃棄物処理計画 (H30.3)	
2025 (R7)		新型コロナウイルス感染症 G7広島サミット		大気汚染防止法改正 (R2)	瀬戸内海環境保全特別措置法改正 (R3) 瀬戸内海環境保全基本計画変更 (R4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律改正 (R6)	食品ロスの削減の推進に関する法律 (R1) 浄化槽法の改正 (R2) プラスチック資源循環法 (R4) 第5次循環型社会形成推進基本計画策定 (R6) 再資源化事業等高度化法 (R6)	気候変動適応法 (H30) フロン排出抑制法改正 (R1)	大気汚染防止法改正 (R2)	第9次水質総量削減計画 (R4.10) 第3次地球温暖化防止地域計画 (R3.3) (R5.3一部改定) 産業廃棄物埋立税条例改正 (R4.10公布・R5.4施行)	
【今後の課題等】				PM2.5、オキシダント対策 持続可能な開発のための目標 (SDGs) の達成	適切な鳥獣の保護・管理 生物多様性保全 国立公園の活用	循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	CO2削減 再生可能エネルギーの導入促進 地球温暖化適応策の検討 プラスチックごみの海洋流出防止対策	保管PCBの処理 アスベスト対策		

第2部

環境の現状と県の取組

<注釈>

- ※ 各指標には、進捗状況を把握するため、目標に対する達成率を記載している。
達成率は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した「目安」と「現状値」の比で記載。
- ※ 原則として、指標の進捗状況は次の達成率により記載している。

達成率 120%以上	目標以上達成
達成率 100～120%	目標どおり達成
達成率 90～100%	概ね達成
達成率 90%未満	未達成

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

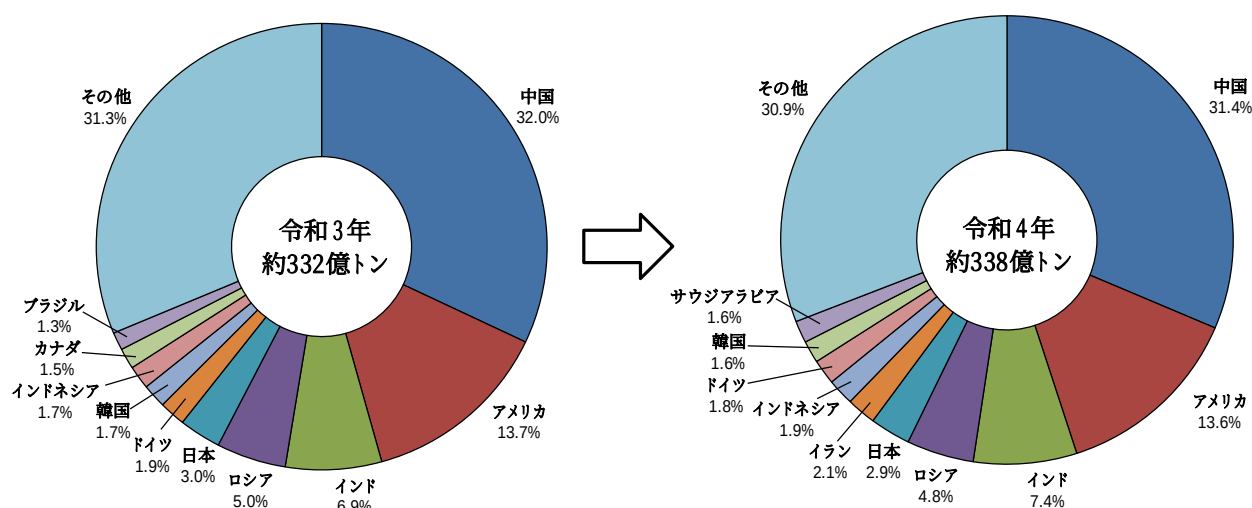
第1節 省エネルギー対策等の推進

1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素等排出状況

世界各国における令和4年の二酸化炭素等温室効果ガス¹の排出量は、年間約338億トンで、令和3年と比較して、約6億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。



図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）

出典：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和3年度の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて19.4%減少、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が大きかった令和2年度に比べて6.1%増加しています。

令和3年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は3,467万トンで、県全体の74.9%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（46.5%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

1 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

運輸部門からの排出量は515万トンで県全体の11.1%と2番目に大きな割合を占めています。

民生（家庭）部門からの排出量は389万トンで、県全体の8.4%を占めています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により取組が進みにくい側面があるため、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は214万トンで、県全体の4.6%を占めています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と削減率（令和3年度）

区 分	H25 基準年度		R3 実績 ^{※2,3}		H25 からの削減率		県の削減目標 （目標年度：R7）
	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （%）	県 （%）	
産 業 ^{※1}	61,886	4,094	45,976	3,467	▲ 25.7	▲ 15.3	H25 比 24%削減
運 輸	22,424	613	19,014	515	▲ 15.2	▲ 16.0	H25 比 16%削減
民生（家庭）	20,759	579	14,730	389	▲ 29.0	▲ 32.8	H25 比 41%削減
民生（業務）	23,727	405	16,514	214	▲ 30.4	▲ 47.2	H25 比 47%削減
廃 棄 物	2,990	45	2,638	42	▲ 11.8	▲ 6.7	H25 比 24%削減
合 計	131,787	5,736	98,872	4,626	▲ 25.0	▲ 19.4	H25 比 27%削減

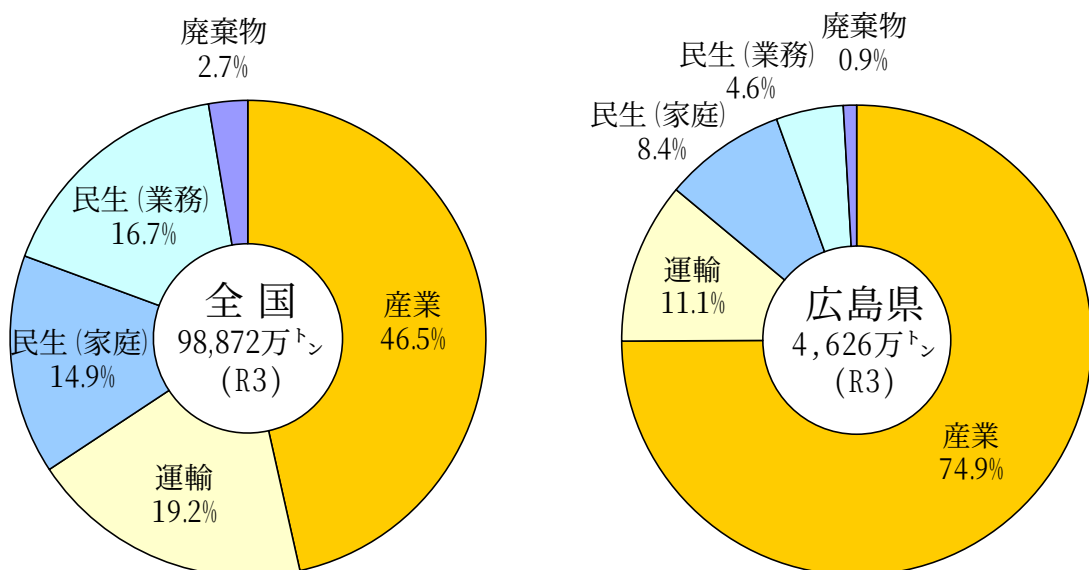
※1 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

※2 令和3年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力(株)の実排出係数（0.529kg-CO₂/kwh）を用いて算出している。

※3 令和3年度の国の二酸化炭素排出量は、国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」（R7.4月）から引用している。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（令和3年度）



出典：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」

資料：県環境政策課

1 総合的・計画的な施策の推進

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	温室効果ガス排出量（県全体）	万 t-CO ₂	5,903 (H25)	4,825 (R3)	4,327 (R7)	4,852	100.6%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

2050年「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けて、本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」の推進。

(2) 広島県地球環境対策推進会議 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に県全体で取り組むため、「広島県地球環境対策推進会議」を設置し、さらに推進会議の下に4つの部会（省エネ部会・再エネ部会・カーボンサイクル部会・県率先垂範部会）を設置しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】推進会議等の開催を通じて、「広島県地球温暖化防止地域計画」及び「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の推進や進捗管理等を実施。

2 産業・民生（業務）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（産業）	万 t-CO ₂	4,094 (H25)	3,467 (R3)	3,100 (R7)	3,431	99.0%	概ね達成
環境政策課	二酸化炭素排出量（民生（業務））	万 t-CO ₂	405 (H25)	214 (R3)	215 (R7)	278	123.0%	目標以上達成
環境政策課	電力使用量（民生（業務））	TJ	17,076 (H25)	10,174 (R3)	11,779 (R7)	13,545	124.9%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「広島県生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）」に基づき、県内の第1種²及び第2種エネルギー管理指定工場³に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画書提出事業所数	176	202	219	223	222	213	212	207
報告書公表数	173	191	216	210	216	213	212	206

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業

ア 制度周知等情報発信 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】省エネ設備導入等を促進するため、業界団体等と連携したセミナーを5回開催した。令和7年度は、企業との共催など、発信効果の高い案件に絞って実施する。

イ 補助金活用支援 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】企業等が行う省エネ設備改修における国補助金等の活用に向けた支援を行うため、相談会を9回開催した。令和7年度は、これまでの周知方法に加え、関係団体と連携した働きかけ等を行い、参加事業者の拡大を図る。

ウ 伴走型省エネ支援 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内企業34社に対し、CO2排出量の可視化を支援した。令和7年度は、「見える化」ととどまらず、対象をコスト削減効果が分かる省エネ診断や削減計画策定、補助金申請支援などに拡充し、各社のニーズや課題にオーダーメイド型の支援を行う。

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業 [自動車・新産業課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】カーボンフットプリントの算定等をテーマにワークショップ及び実証活動を展開することにより、県内の先進事例として横展開できるモデルを創出した。令和7年度も引き続き、企業間連携支援による先進事例の創出に取り組むとともに、ポータルサイトの充実による情報の蓄積・共有や、地域独自の活性化方策の検討を通じて、企業が主体的にカーボンニュートラルに取り組むことができる仕組みの構築を図る。

(5) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進(P119)、太田川流域下水道事業(P120)、芦田川流域下水道事業(P120)

2 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000kl以上の工場・事業場

3 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500kl以上3,000kl未満の工場・事業場

(6) 水産業スマート化推進事業（海面漁業におけるデジタル技術の活用）**ア ICT漁獲技術の実証〔水産課〕**

ICT漁獲技術導入によって生産性の向上を図るため、小型底びき網や小型定置網において操業の効率化に向けた手法を検討しています。

【令和6年度実績】

- ・底びき網漁業者グループ内での操業場所や漁獲量に関する情報の共有効果の検証
- ・ドローンボート搭載の魚群探知機により、定置網に漁獲されている魚の量を遠隔的に把握する試験

【令和7年度内容】

- ・底びき網漁業者グループ内での操業場所や漁獲量に関する情報の共有効果の検証

イ 技術習得支援〔水産課〕

デジタル技術を活用した漁獲技術習得の効率化を図るため、ICT漁獲技術により操業状況を見える化した操業研修に取り組んでいます。

【令和6年度実績・令和7年度内容】ベテランの漁業者が漁業経験の浅い漁業者と操業場所や漁獲量を共有しながら指導する研修。

3 運輸部門対策**【成果指標】**

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（運輸）	万 t-CO ₂	613 (H25)	515 (R3)	518 (R7)	550	106.4%	目標どおり達成
環境政策課	次世代自動車 ⁴ 導入割合	%	17.8 (H30)	27.0 (R5)	31 (R7)	27.0	100%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】**(1) 「自動車使用合理化⁵計画」策定・公表制度の運用****ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度〔環境保全課〕**

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。令和6年度は79事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出し、県ホームページにて公表。

指標項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
自動車使用合理化計画書 及び報告書提出事業者数	80	81	83	85	77	79

イ 駐車時のアイドリング・ストップ〔環境保全課〕

【令和6年度実績・令和7年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、県ホームページにより広報。

4 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。運輸要覧（中国運輸局）により広島県における保有台数を計上した。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

ウ 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、県ホームページにより広報。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク&ライド⁶を始めとした交通需要マネジメント⁷施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】パーク&ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

イ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課、道路整備課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等を整備。

(イ) 街路事業 [都市環境整備課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、栗柄広谷線外12路線の整備を推進。令和7年度は、栗柄広谷線外10路線の整備を推進。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、福山市、東広島市及び呉市において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン⁸や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

6 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を止め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

7 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

8 光ビーコン：光(目には見えない近赤外線)を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

ウ 公共交通機関の利用促進 [公共交通政策課]

(ア) 広島県地域公共交通ビジョン推進事業

県全域を対象とした地域公共交通政策のマスタープランである「広島県地域公共交通ビジョン」の目指す姿の実現に向けて、ビジョン施策の基盤となるデータ整備や人材育成を進めるとともに、市町や事業者が一体となり、公共交通機関の利用促進を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町や交通事業者と共に利用促進案の検討を実施。

(イ) 地域公共交通維持確保事業（LRT システム整備事業）

【令和6年度実績・令和7年度内容】「広島都市圏 LRT 整備計画」に基づく広域的な鉄道路線への低床式路面電車の導入を促進。

(3) 物流の効率化等

ア 港湾物流の効率化 [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】臨海土地造成事業の推進。

イ カーボンニュートラルポート（CNP）の形成（公共事業）[港湾漁港整備課]

港湾やその周辺の地域の脱炭素化を目指すため、港湾脱炭素化推進計画の策定に向けた取組を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】港湾脱炭素化推進計画の策定。

(4) 低公害車等の導入拡大

ア 完全自立型 EV シェアリングステーションの実証事業 [環境政策課]

令和4年4月から、広島県立広島産業会館（広島市南区）に電力系統から分離・独立したソーラーカーポートを設置するとともに、再生可能エネルギーを使用した EV を県、民間事業者等により共同利用し、課題等の検証を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】EV シェアリングステーションの実証事業により、課題等の検証及び情報発信を実施。

イ EV バス導入支援 [公共交通政策課]

交通事業者が導入した EV バスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有を行うことで、県内の交通のグリーン・トランスフォーメーションを推進します。

【令和6年度実績】導入した EV バスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有。

(5) エコドライブ⁹等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」を定め、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】自動車合理化計画による低公害車の導入促進及び県ホームページによる広報、「県自動車使用合理化計画」の改定（令和7年度）。

イ 燃費向上に資する環境（省エネ）対策支援 [公共交通政策課]

交通事業者（バス、旅客船、タクシー）が実施する燃費向上に資する環境（省エネ）対策に必要な費用の一部の補助を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、デジタル運行記録の導入及びその解析結果をもとにしたエコドライブ指導、低燃費型船底塗料導入などに対する費用の一部の補助等を実施。令和7年度についても、継続した支援を実施。

(6) 県自らの電動車の率先導入

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P119）

4 民生（家庭）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 (民生（家庭）)	万 t-CO ₂	579 (H25)	389 (R3)	344 (R7)	422	107.8%	目標どおり達成
環境政策課	電力使用量（家庭）	TJ	23,711 (H25)	21,188 (R3)	19,474 (R7)	20,886	98.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 低炭素型まちづくり、建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和6年度は、低炭素建築物の認定件数 183 件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

①大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ基準適合認定建築物の表示制度又は誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

9 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるになどが挙げられる。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和6年度は、省エネ基準適合義務付け建物に係る届け出件数462件、性能向上計画認定建築物の申請件数46件。

ウ スマートハウス等の普及・啓発 [環境政策課]

太陽光発電や蓄電池などを有効活用し、空調等のエネルギー効率が高いスマートハウス等省エネ住宅の普及啓発を行います。

【令和6年度実績・令和7年度内容】断熱リフォームのメリットや国の補助事業に係る情報を整理し、セミナーやイベント等による普及啓発を実施。令和7年度も引き続き、断熱改修の推進を図るためのセミナー等を実施。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援 (P13)

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア)「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,672団体が登録(令和7年3月末時点)。令和6年度からは、該当ホームページを刷新する等し、引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進(環境保全活動支援事業)[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得て、「広島県におけるマイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定書」を締結し、平成21年10月1日から取組を継続しています。なお、法令の改正により全国で令和2年7月からレジ袋の有料化が始まりました。

【令和6年度実績・令和7年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。
＜レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数＞

指標項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
削減レジ袋(万枚)	22,304	18,969	16,462	19,348	15,253	12,558
辞退率(%)	86.4	86.6	85.5	85.1	84.8	85.2
参加店舗数	317	332	332	299	271	223

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。

(ウ) 家庭等における取組支援 [環境政策課]

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。

※ 関連事業：環境学習講師派遣 (P104)

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）〔環境政策課〕

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹⁰（脱温暖化センターひろしま）と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

広島県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化に関する啓発・広報活動、地球温暖化対策地域協議会の支援、地球温暖化防止活動推進員の養成、家庭におけるエネルギー使用量に関する調査活動などに取り組んでいます。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内の地球温暖化対策地域協議会¹¹（15市町21団体）の持続的な運営に向けた支援などを実施。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催〔環境政策課〕

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作や省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は7月24日（水）に広島市中区基町の「シャレオ中央広場」にて開催、令和7年度は同所にて7月23日（水）に開催。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進〔環境政策課〕

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO₂削減／ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム¹²会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

ウ ひろしまクールシェア¹³の推進〔環境政策課〕

夏季の節電及び省エネの取組として、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施しています。

【令和6年度実績】夏季は、参加協力施設を募ってクールシェアを実施し、冬季は家庭での省エネ行動の実践を促す「冬の光熱費節約チャレンジ」を実施。

【令和7年度内容】夏季は7月1日から9月30日までの間、県内の公共施設や商業施設を募って実施。冬季は家庭での省エネ行動の実践を促す「冬の光熱費節約チャレンジ」を実施。

＜ひろしまクールシェア参加施設数＞

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2～ R4	R5	R6
参加公共施設数	196	137	165	209	239	245	267	—	128	145
参加商業施設数	215	244	354	413	448	444	839	—	774	1,428

※令和2年～令和4年度は新型コロナウイルスの影響によりクールシェア参加施設を募っていないため、施設数は未掲載。

エ 長期優良住宅¹⁴の普及促進〔住宅課〕

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度の県内長期優良住宅の認定戸数は、2,774戸。令和7年度も長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

10 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

11 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

12 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

13 クールシェア：エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。例えば、家庭において複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。

14 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 [環境政策課]

県民が地球温暖化問題への理解を深め、日常生活における手軽な省エネ行動を実施することで、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量が削減されることを目指し、県民が地球温暖化問題に「関心を持つ」ことから、具体的な「行動する」につなげていきます。そのため、家庭での省エネに対してライフスタイルに応じたアドバイスを行う「うちエコ診断」の受診を促進しています。

「うちエコ診断士（環境省認定資格）」による個別診断のほか、令和3年4月に環境省が運用開始した「うちエコ診断 WEB サービス」の受診を促進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】「うちエコ診断士」による個別診断及び「うちエコ診断 WEB サービス」の受診促進。

＜「うちエコ診断」受診世帯数＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
「うちエコ診断」受診世帯数	454	1,016	1,643	2,107	2,687	3,333	5,689	9,563

カ 省エネ機器導入支援事業 [環境政策課]

家庭における消費電力の1～2割を占めている照明器具のLED化を促進する取組みとして、対象店舗でLED照明器具を購入した県内在住者を対象に、購入経費に対してポイント等を交付する「ひろしまLED照明器具購入応援」キャンペーンを実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、約2万3千件の申請があり、約3万台を超える買い換えに繋がった。令和7年度は、対象品目にエアコン、電気冷蔵庫を追加し、「うちエコ診断 WEB サービス」を受診した者へのポイント付与に改め、6月5日より、キャンペーンを実施。

5 廃棄物部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （廃棄物）	万 t-CO ₂	45 （H25）	42 （R3）	34 （R7）	38	89.5%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
二酸化炭素排出量 （廃棄物）	主な排出源である廃プラスチック類の焼却量について、減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばい状態となっている。	各種リサイクル法等について県民等へ周知を行うとともに、リサイクル関係施設の整備や技術開発への助成等を実施し、廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進する。

【取組状況】

(1) 廃棄物の排出抑制及びリサイクル等の推進

※ 関連事業：排出抑制及び減量化（P33）、一般廃棄物のリサイクルの推進（P33）、各種リサイクル法の推進（P33）、食品廃棄物削減等対策（P35）、発生抑制及び減量化（P36）、産業廃棄物のリサイクルの推進（P36）、産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進（P37）

2 その他温室効果ガス削減対策の推進

【現状と課題】

(1) フロン類¹⁵対策の推進

オゾン層¹⁶は上空の成層圏にあり、有害な紫外線を吸収して、地球上の生物を守っていますが、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）などのフロン類は、大気中に放出されるとオゾン層まで到達して、オゾン層を破壊してしまいます。そのため、オゾン層を破壊しない代替フロンであるHFC（ハイドロフルオロカーボン）への転換が進められてきましたが、温室効果が大きい物質となっています。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊など、排出抑制の徹底を図る必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課 環境保全課	その他ガス排出量	万 t-CO ₂	167 (H25)	200 (R3)	117 (R7)	134	50.7%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
その他ガス排出量	エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒について、オゾン層破壊物質であるフロンから代替フロンへの転換が進んだこと、全国的に機器廃棄時等のフロン類回収が十分になされていないことによる。	フロン排出抑制法改正による規制の強化（令和2年4月施行）を踏まえ、機器管理者、充填回収業者、建設業者等に対する監視指導を適切に実施し、フロン類回収の徹底を図る。

【取組状況】

(1) フロン類対策の徹底

ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 [環境保全課]

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。また、充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は67者を新規に登録し、年度末での登録業者数は946者。164件の立入検査を実施。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進（P34）、自動車リサイクル法の推進（P36）

15 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCを対象として、規制を行っている。

16 オゾン層：オゾン層は地上10～50kmの大気圏にあり、約20km付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子3個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて2個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取（FIT）制度¹⁷等により、太陽光発電の導入が進んでおり、令和5年度末のFIT制度に基づく太陽光発電設備の導入容量は1,875千kWとなっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	太陽光発電設備導入量	千kW	1,359	1,875 （R5）	1,669 （R7）	1,566	119.7%	目標どおり達成
環境政策課	バイオマス発電設備導入量		128	280 （R5）	128 （R7）	128	218.8%	目標以上達成
環境政策課	廃棄物発電設備導入量		68	72 （R5）	68 （R7）	68	105.9%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）太陽光のエネルギー利用の促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における温暖化対策活動や幼稚園・保育園における創エネ・省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入、家庭における省エネ機器の導入、中小企業における省エネ設備等の普及啓発・導入支援等を実施。令和7年度は、引き続き、自家消費型太陽光発電やマイクロ小水力発電等の再エネ導入に関する取組を実施。

＜パネル容量、発電実績＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
パネル容量（Mw）	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4
発電実績（千Kwh）	12,440	12,553	12,556	12,690	12,305	12,818	11,815	11,691

¹⁷ 電力固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

＜創エネ・省エネ設備導入促進補助金＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助件数（件）	6	16	17	14	6	3	6	3
補助金額（千円）	29,480	63,784	77,335	63,733	25,686	13,088	25,536	17,343

＜温暖化対策活動促進補助金＞

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助件数（件）	25	24	12	27	21	16	16
補助金額（千円）	8,427	7,098	2,872	4,117	5,167	5,263	5,896

イ 県有施設太陽光発電導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（2施設）の屋根の上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【令和6年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：117 千 kWh

【令和7年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 [住宅課]

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めています。

建替えを行う県営住宅において、長い耐用年数を見据え、住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進します。

【令和6年度実績】県営熊野住宅5号館完成

県営引野住宅101号館完成

【令和7年度内容】県営鯉港住宅1期新築工事（R6～R8）

（2）小水力のエネルギー利用の促進

ア ダム小水力発電推進事業 [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

イ 水道施設マイクロ水力発電導入支援事業 [環境政策課]

マイクロ小水力発電の普及に向けて、採算性など導入ポテンシャルが見込まれる県内の水道施設について実際の導入に向けた標準仕様の作成など、市町等の事業化を支援します。

【令和6年度実績】浄水場や配水池などを対象に、落差、流量等のデータを元に絞り込んだ後、施設毎に投資効果等を試算。その後、工事費等の精査や送水の安全性確保など導入の実現可能性を確認する施設を検討。

【令和7年度内容】事業者（水力発電設備メーカー）へのサウンディング等により、導入の実現可能性をさらに精査するとともに、導入が見込める施設については、引き続き、発注に向けた標準仕様等の作成など、導入に向けた取組を支援。

(3) その他のエネルギーの有効利用

※ 関連事業：太田川流域下水道事業（P120）、芦田川流域下水道事業（P120）

(4) 再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組

ア 再エネ電力の自家使用や再エネ電力契約に係る情報提供 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】家庭や事業者に対し、再生可能エネルギー（再エネ）電力について、建物屋根などに太陽光発電設備を設置し、その電力を活用する方法や、電力契約を小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える方法などについて、ホームページ等を活用して広報。

イ 課題解決型太陽光発電施設導入事業 [環境政策課]

自家消費型太陽光発電の普及に向け、休日の電力需要低下による余剰電力を蓄電池により活用する等、導入における課題を解決するモデル事業への支援を実施します。

【令和6年度実績】休日等の電力需要低下時に生じる余剰電力を活用するモデルなど、3件の事業に対し支援。

【令和7年度内容】モデル事業の成果を検証し、事例展開による普及を図るとともに、新たな課題解決を目指すモデルについても支援。

(5) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（再掲） [自動車・新産業課]（P8）

第3節 カーボンサイクルの推進

1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

【現状と課題】

化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元（2019）年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、CCS・CCU／カーボンリサイクル¹⁸を推進することとしています。

また、国が令和5（2023）年6月に改訂した「カーボンリサイクルロードマップ」においても、カーボンリサイクルは、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニアとともに、日本の脱炭素化と産業政策やエネルギー政策を両立するための「鍵」となる重要なオプションの一つと位置付けています。平成21（2009）年10月国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められつつあります。

本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点において、研究開発が行われています。

カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。カーボンリサイクル技術については、グローバルな課題解決やSDGsの推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組みの構築が求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境・エネルギー産業課	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5 (R2)	12	基準年度値より増加 (R7)	5	240.0%	目標以上達成
環境政策課	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1 (R2)	2	基準年度値より増加 (R7)	1	200.0%	目標以上達成

18 CCS・CCU：Carbon dioxide Capture and Storage、Carbon dioxide Capture and Utilization の略称で、分離した二酸化炭素（CO₂）を貯留（Storage）、再利用（Utilization）する考え方。

カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

【取組状況】

(1) 広島型カーボンサイクル¹⁹の推進

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業〔環境・エネルギー産業課〕

国は大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、企業や研究開発機関などの誘致を推進していくため、令和3年度に産学官で組織する広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を立ち上げ、協議会での議論を踏まえて、本県の強みを生かしながら、当面の進む方向性を整理した広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想を策定しました。（令和7年4月には第二版として改定）

令和4年度には、県独自のカーボンリサイクル関連技術研究・実証補助金を創設し、共同研究やプロジェクト創出を目的としたマッチング支援を行うなど、本県にカーボンリサイクルの研究に魅力的な環境を作ることにより、企業や研究開発機関などの県内への集積を図る取り組みを始めています。

イ 海洋プラスチック対策〔環境保全課〕

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を防止するため、令和3年度に企業等と設立したプラットフォームにおいて、代替素材の普及・促進といったプラスチックの使用量削減に取り組んでおり、石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等への代替を促進することにより、海洋プラスチックごみ対策とあわせて、カーボンニュートラルを推進していきます。

※ 関連事業：海洋プラスチック対策(P77)

ウ 広島県地球環境対策推進会議

※ 関連事業：カーボンサイクル部会(P7)

(2) カーボンニュートラルポート（CNP）の形成（公共事業）（再掲）〔港湾漁港整備課〕（P11）

2 森林吸収源対策の推進

【現状と課題】

本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる617千ha（令和6年10月現在）で、そのうち民有林面積は568千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適切な管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

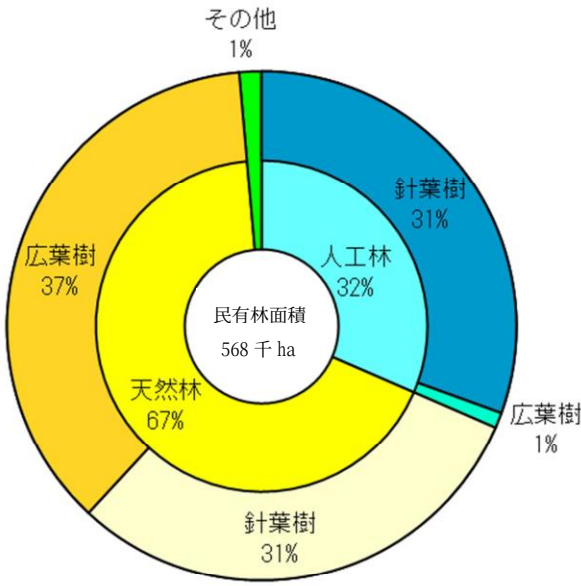
しかしながら、林業事業体による森林の長期的な安定経営が確立されておらず、手入れ不足人工林がまだまだ存在しています。

このため、経営力の高い林業経営者による林業経営適地²⁰ 持続的な経営管理や、地域住民等による里山林管理、公的管理により、手入れ不足人工林の整備を進める必要があります。

19 広島型カーボンサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

20 林業経営適地：現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林。

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



資料：県林業課「林務関係行政資料」(R6.10)

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R6）	目標値（目標年度）	目安※1	指標の達成率	進捗状況
森林保全課	手入れ不足人工林の間伐面積	ha	617（R1）	878	1,050（R7）	978	89.8%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
手入れ不足人工林の間伐面積	不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるほか、小規模分散の所有形態の人工林が未施業地として多く残っているため、境界確定や事業同意の取得が年々困難になってきていることから、目標を下回った。	市町等に対し、森林所有者の特定や小規模事業地の取りまとめに要する経費を助成する事業推進費の活用を促すとともに、事業を活用できる森林の要件等について周知徹底を図り、新規事業箇所の掘り起こしを行う。

【取組状況】

（1）森林整備の推進

ア 林業・木材産業等競争力強化対策事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

（林業・木材産業等競争力強化対策事業）

【令和6年度実績】間伐（215ha）、林内路網整備（55,055m）
低コスト再造林（0.20ha）

【令和7年度内容】間伐（165ha）、林内路網整備（31,345m）

（造林事業（育成林整備事業））

【令和6年度実績】森林整備面積：1,605ha

【令和7年度内容】森林整備面積：1,388ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養^{かん}など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【令和6年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（558ha）、住宅分野に県産材を使用する取組みへの助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（152ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビニュース、テレビCM、WEB広告、市町広報誌、ホームページによる情報発信等。

【令和7年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、住民団体等の森林整備活動支援、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅建築会社等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

<県産材製品消費量>

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県産材製品消費量（m ³ ）	19,139	20,601	23,980	25,936	25,287	24,094	25,772

エ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内人工林における伐採収穫後の再生林を促進するため、短期間で成長し、高強度で建築材等への多様な利用が可能な早生樹「コウヨウザン」の造林技術の確立を目指し、試験研究に取り組んでいます（令和4年度～6年度）。

(2) 保安林²¹等による保護・保全措置の推進

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域²²等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は自然保護協力奨励金として1,075件、2,700千円、立木損失補償金として257件、14,481千円を交付。令和7年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源涵養^{かん}、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【令和6年度実績】61件、330haの森林を保安林に指定。21件、5haの保安林の指定を解除。

【令和7年度内容】45件を指定見込み。

ウ 治山事業（保安林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

²¹ 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

²² 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

(3) カーボンオフセット²³・クレジットの取得

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO₂排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【令和6年度実績】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジット76t-CO₂を販売。

【令和7年度内容】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

＜県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却＞

指標項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
取得（t CO ₂ ）	—	—	325	—	—	—
売却（t CO ₂ ）	125	112	100	177	142	76

²³ カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出された CO₂ について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

政府の地球温暖化対策計画やGXビジョンなどの動き

政府において、令和7年2月に、「地球温暖化対策計画」、「GX2040ビジョン」、「エネルギー基本計画」が同時に閣議決定されました。

「地球温暖化対策計画」では、2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが定められました。

また、その削減目標と整合的な形で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に取り組んでいくため、目指すGX産業構造や成長志向型カーボンプライシング構想等の方向性を示した「GX2040ビジョン」、太陽光等の再生可能エネルギーの割合を大幅に増加させる等、エネルギー政策の基本的方向性を示した「エネルギー基本計画」が策定されました。

なかでも、今回のコラムでは、成長志向型カーボンプライシング構想について説明します。

「カーボンプライシング」とは

企業などの排出するCO₂（カーボン）に価格をつけ、排出者の行動変化を促す政策手法です。「排出量取引制度」、「炭素に対する賦課金」などのほか、法律による規制なども含まれます。

政府では「成長志向型」とある通り、規制に加え、先行投資支援を組み合わせ、企業などがGXに積極的に取り組む土壌をつくり、排出削減と産業競争力強化・経済成長の両立を目指しています。

□排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）

一定規模以上のCO₂を排出する企業に対して、企業ごとのCO₂排出量に「枠」を設け、その排出枠の過不足を企業間で取引する制度。

□炭素に対する賦課金（2028年度～）

化石燃料の輸入事業者等を対象に、化石燃料に由来するCO₂排出量に応じた賦課金を導入。

□GX経済移行債を活用した先行投資支援（2022年度～）

政府が20兆円規模のGX経済移行債を発行し、GXのための先行投資の支援を実施。

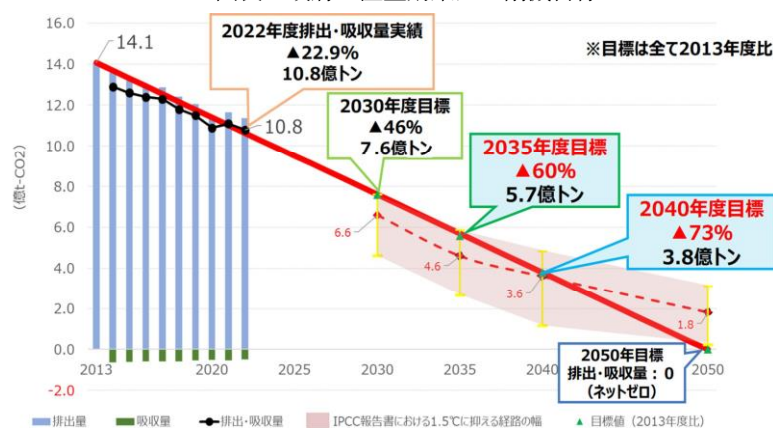
〈主な支援〉くらしGX：家庭の断熱窓改修、高効率給湯器導入など

中小企業：中小企業等の省エネ支援

「カーボンプライシング」は、企業や県民の皆様へ直接的・間接的に影響します

排出量取引制度により、CO₂排出量が多い企業は、支援も活用し、脱炭素投資や排出削減に向けた一層の取組が必要となります。また、賦課金の負担はガソリン代や電気代等に転嫁され、結果として、社会全体で薄く広くコストを負担することになるため、県民、事業者や団体などの皆様が、連携して削減に取り組んでいくことが求められます。身近なところから、温暖化対策に取り組んでいきましょう。

図表 政府の温室効果ガス削減目標



第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

【現状と課題】

近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。広島県でも、平成30年7月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。

図表 1-4-1 広島県内測定局における平均気温（5年平均）の変化（単位：℃）

測定局	平均気温	1915-1919年		1980-1984年		2020-2024年	
				(増減)		(増減)	
広島		14.8		14.8	0.0	17.4	2.6
呉		15.2		15.2	0.0	17.3	2.1
福山		—		14.3	—	17.0	2.7
東広島		—		12.7	—	14.5	1.8
三次		—		12.5	—	14.4	1.9

出典：気象庁 HP 気象統計資料より作成

本県の平均気温は、昭和55（1980）年～昭和59（1984）年と令和2（2020）年～令和6（2024）年の5年平均と比較すると、県内5地点で平均2.2℃上昇しています。

このように、地球温暖化その他の気候の変動（気候変動）に起因して、生活、社会、経済や自然環境へ気候変動影響が生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成30（2018）年6月に気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

図表 1-4-2 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻、果樹、病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等（都市における熱ストレス・睡眠障害、不快感等）
基盤的施策（全般的な情報収集等）		

「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（平成 27（2015）年 3 月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会）において示された、気候変動適応における 7 つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と広島県における現況を踏まえると、優先順位が高い項目については、特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められます。

また、これら以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	気候変動適応策の認知度	%	18.2 (R3)	10.9 (R6)	基準年度値 より増加 (R7)	18.2	59.9%	未達成
みんなで減災推進課	避難の準備行動が できている人の割合	%	13.6 ^{※2} (R1)	15.7 ^{※3} (R6)	50 (R7)	44 ^{※1}	35.7%	未達成
河川課	河川氾濫により床上 浸水が想定される家屋数 ^{※4}	戸	約 18,000 (R2)	約 16,750 (R6)	約 16,700 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5
砂防課	土砂災害から保全 される家屋数	戸	約 116,000 (R2)	約 131,000 (R6)	約 129,000 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる 5 つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※3 ※2 に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※4 河川毎に計画規模（年超過確率 1/10～1/100）の洪水を想定

※5 事業効果が発揮されるまでに一定の期間を要すること等から、指標の達成率については目標年度で評価する。なお、各年度の進捗状況については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」に掲げる KPI により管理している。

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
気候変動適応策の認知度	県民意識調査の結果、男女ともに 30～40 代の認知度が他年代と比較して低いことによるもの。	セミナー等の開催や広報誌の発行等により、気候変動適応策の普及・啓発に取り組む。
避難の準備行動ができている人の割合	「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の個別指標のうち、「マイ・タイムラインを作成している人の割合」が低いことによるもの。	小学校等への出前講座や LINE 版マイ・タイムラインの普及促進などに取り組む。

【取組状況】

(1) 気候変動適応に係る情報の収集及び発信

効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして、「ひろしま気候変動適応センター」を令和3年4月1日に、広島県立総合技術研究所保健環境センター内に設置しました。

(2) 地球温暖化への適応策の検討

ア 地球温暖化防止計画の推進 [環境政策課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】

項 目	令和6年度実績	令和7年度内容
気候変動適応に係る情報の収集及び発信	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー(71名参加)、県内研究機関等の意見交換会を開催するなど、適応策を推進した。また、令和4年度から気候変動に係る広報誌の作成・発行をし、情報発信を行っている。	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー、地域気候変動に関する意見交換会の開催及び情報の収集、発信を行う。

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】

項 目	令和6年度実績	令和7年度内容
農業DXの深化による環境制御技術の支援高度化と水平展開	園芸施設内の環境を作物にとって最適化し、夏季の酷暑下でも生産性が向上する「デジタル環境制御技術」の現場実装を進めるとともに、技術の習熟度を向上させる支援ツールを開発した。	「環境制御技術」の現場実装を継続し、技術の習熟度を向上させる支援ツールの本格運用を開始する。

(3) 重要な分野・項目に係る適応策の推進

ア 農業分野

収穫量推移や技術相談内容をモニタリングし、必要に応じて、新品種の検討などを行います。

また、水稻のうち、うるち米については、高温耐性品種「恋の予感」及び「あきさかり」を、酒造好適米では、総合技術研究所で育成した高温耐性で、かつ多収性の新品種「広系酒45号」(商標名「萌えいぶき」)をそれぞれ県奨励品種に位置付けて普及に取り組みます。

果樹については、気象変動が大きくなる中で、低温に弱いレモンが予期しない強い寒波に襲われ、果実や樹体が深刻な被害を受けることから、低温遭遇による被害回避を目的として、気象観測による収穫優先マップの作成・普及に取り組んでおり、病害虫対策については、発生状況のモニタリングに基づいて適時に防除指導を実施しています。

イ 自然生態系分野

イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続し、外来生物²⁴等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施しています。

²⁴ 外来生物：国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。

ウ 自然災害・沿岸域分野

災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となった「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」に取り組んでいます。また、洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施するとともに、住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、よりきめ細やかな防災情報の提供等、ソフト対策の充実・強化を図るとともに、国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集し、将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味した対策を検討しています。

さらに、土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に進めるとともに、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化により、ハード整備の施設能力を超えた災害が起きることも想定されることから、災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施しています。

エ 健康分野

熱中症の予防や対策について、リーフレットの配布等による普及啓発を実施するとともに、蚊が媒介するデング熱について、SNS等の活用による注意喚起を実施しています。

また、気候変動適応法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、熱中症対策が強化され、新たに、熱中症特別警戒情報²⁵の発表や市町による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）²⁶、熱中症対策普及団体²⁷の指定等が制度化されました。

オ 県民生活・都市生活分野

都市における熱ストレス、睡眠障害、不快感等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェアなどの運動などを推進しています。

25 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。

26 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）：危険な暑さから避難できる場所として、熱中症特別警戒情報の発表期間中、一般に開放される、市町長が指定した施設のこと。

27 熱中症対策普及団体：熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を、市町長が「熱中症対策普及団体」として指定できる制度。

気候変動への適応の取組 ～暑さ指数で熱中症に備える～

天気予報などで目にする「暑さ指数（WBGT）」は熱中症の危険度を判断できる指標です。暑さ指数は、広島県内 18 地点で観測されており、上記地点のどこかで翌日・当日の日最高暑さ指数が 33 に達すると予測された場合には熱中症警戒アラートが発表されます。また、28 を超えると熱中症患者数が著しく増加することがわかっています。

暑さ指数による指針としては、日本生気象学会から「日常生活における熱中症予防指針」（表）、日本スポーツ協会から「熱中症予防運動指針」が示されています。これらの指針を参考にして、熱中症に気を付けて日常生活を送りましょう。

暑さ指数（WBGT）の算出式

①屋外 暑さ指数 = $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

②屋内 暑さ指数 = $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

※暑さ指数、湿球温度、黒球温度、乾球温度の単位は、摂氏度(°C)

表 日常生活における熱中症予防指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28以上31未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25以上28未満)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4」より改編
(出典:気候変動適応情報プラットフォーム)

図は、広島県内における熱中症による救急搬送者数と暑さ指数が 28 を超えた日数（広島市中区）です。近年、どちらも増加傾向であり、令和 6 年の熱中症による救急搬送者数は 2,500 人を超えました。なお、平成 30 年は豪雨災害が発生した 7 月に多数の救急搬送者が発生しており、災害時には平常時以上に注意が必要であることが分かります。

天気予報などで示される暑さ指数は代表地点の値です。暑さ指数は、場所や日差しの有無などによって変化します。こまめな水分補給、エアコンの使用に加え、携帯型の暑さ指数計を利用して活動の強度や場所を変更するなどの工夫をして、「防げる災害」である熱中症に備えましょう。

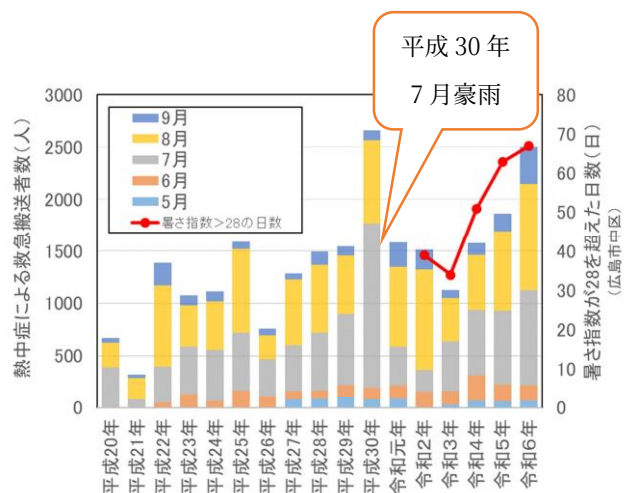


図 広島県内における熱中症による救急搬送者
(消防庁のデータをひろしま気候変動適応センターで集計)

第2章 循環型社会の実現

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

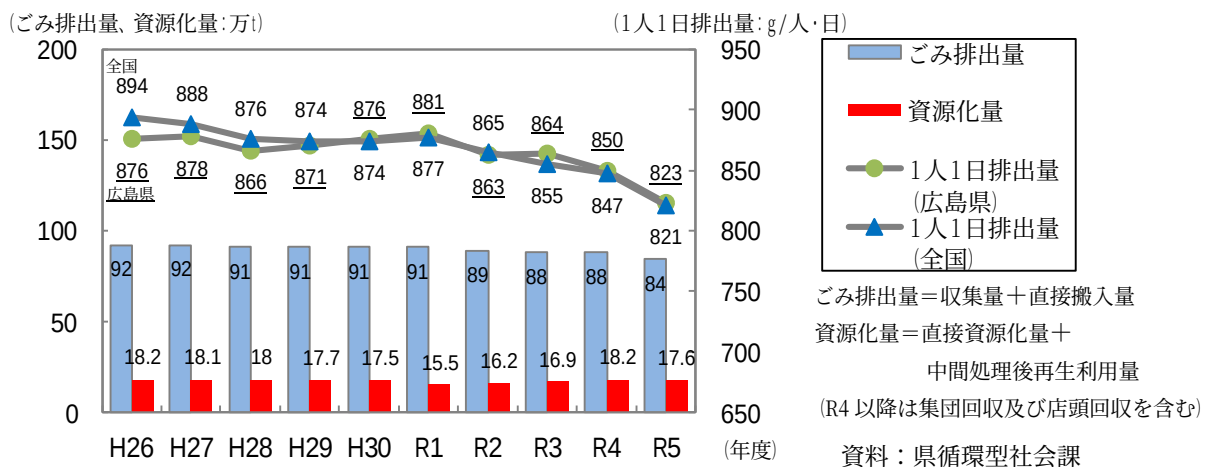
【現状と課題】

(1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、令和元年度までは横ばいでしたが、近年は減少傾向にあります。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、製鉄所の閉鎖の影響により、大きく減少しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



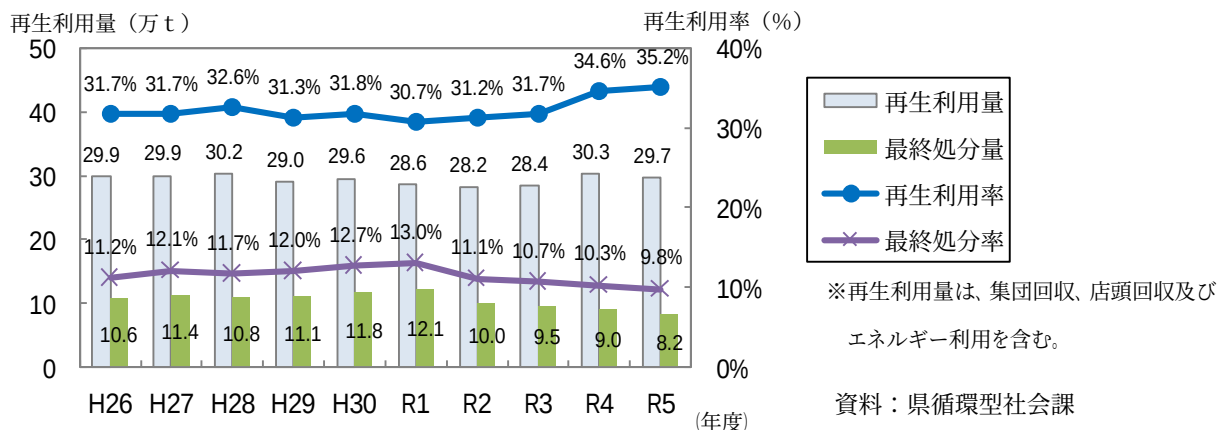
(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

一般廃棄物は、市町での分別回収に加え、事業者による店頭回収や廃棄物処理施設でのエネルギー利用が進んでおり、再生利用率は増加傾向になっています。産業廃棄物は、着実な取組により再生利用率が増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）資源化量等の推移

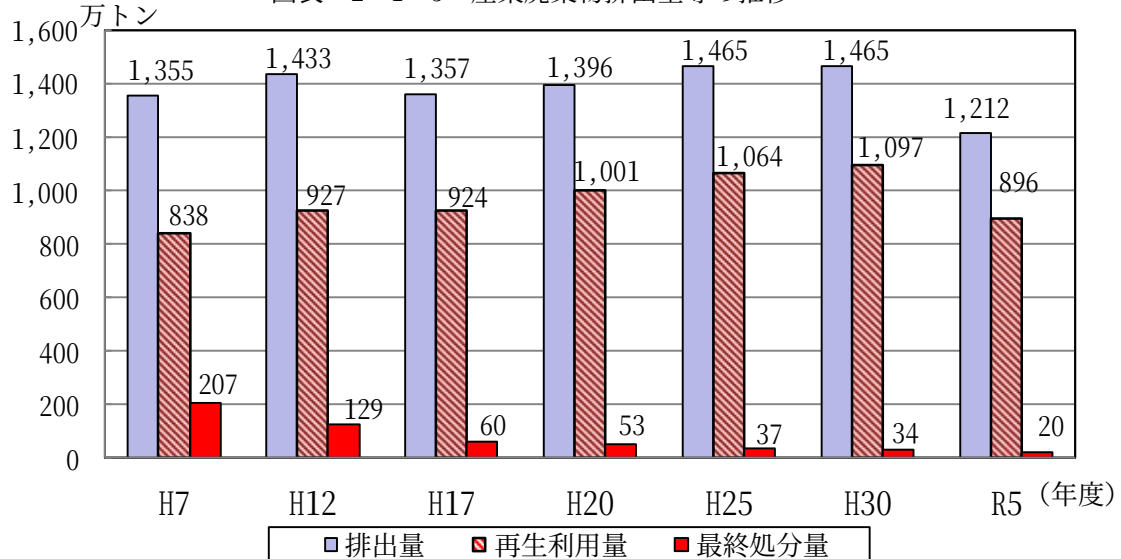


<店頭回収量>

指標項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
店頭回収量 (t)	414	443	447	497	561	646	741	940	1,456

資料：県循環型社会課

図表 2-1-3 産業廃棄物排出量等の推移



資料：県産業廃棄物対策課

【成果指標】

担当課	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の達成率	進捗状況
循環型社会課	一般廃棄物排出量※2	万 t	92.9 (H30)	84.3 (R5)	89.1 (R7)	90.2	106.5%	目標どおり達成
循環型社会課	一般廃棄物再生利用率※2	%	31.8 (H30)	35.2 (R5)	32.5 (R7)	32.3	109.0%	目標どおり達成
循環型社会課	一般廃棄物最終処分率	%	12.7 (H30)	9.8 (R5)	12.2 (R7)	12.3	120.3%	目標以上達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物排出量	万 t	1,465 (H30)	1,212 (R5)	1,453 (R7)	1,456	116.8%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物再生利用率	%	74.9 (H30)	73.9 (R5)	75.5 (R7)	75.3	98.1%	概ね達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物最終処分率		2.3 (H30)	1.6 (R5)	1.9 (R7)	2.0	120.0%	目標以上達成
産業廃棄物対策課	がれき類の再生利用率		90.2 (H30)	94.0 (R5)	94.2 (R7)	93.1	101.0%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	廃プラスチック類の再生利用率		64.3 (H30)	79.2 (R5)	76.4 (R7)	72.9	108.6%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 集団回収及び店頭回収を含む。一般廃棄物再生利用率は、エネルギー利用を含む。

1 一般廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第5次広島県廃棄物処理計画」に基づく施策を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】「第5次廃棄物処理計画」の推進。

(2) 排出抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県民に対して、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の情報を、テレビ等を通じて紹介し、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P13）、容器包装リサイクル法の推進（P33）、環境月間行事の実施（P105）

(3) 一般廃棄物のリサイクルの推進

ア 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度末時点で、89事業者を登録。

指標項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録事業者数	90	90	89	89	89	89

イ 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町に対する使用済小型家電の回収など取組支援を実施。

(4) 各種リサイクル法の推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】第10期分別収集促進計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言・促進。

図表 2-1-4 容器包装廃棄物の分別収集の状況

区 分	令和5年度 実績 (t)	令和7年度 計画 (t)
無 色 ガ ラ ス	4,070	4,387
茶 色 ガ ラ ス	4,375	4,347
そ の 他 の ガ ラ ス	2,191	2,113
そ の 他 の 紙	0	491
ペ ッ ト ボ ト ル	5,237	5,286
その他のプラスチック	21,644	22,118
（うち白色トレイ）	7	15
ス チ ー ル	2,297	2,616
ア ル ミ	2,729	3,314
段 ボ ー ル	10,737	12,412
飲 料 用 紙 パ ッ ク	52	111
計	53,332	57,195

資料：県循環型社会課

イ 資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3 R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

ウ 家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

エ プラスチック資源循環促進法の推進 [循環型社会課]

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、プラスチックの資源循環を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】法制度等について周知するとともに、関連事業によりプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制、リサイクル等の取組を実施。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P33）、小型家電リサイクル推進事業（P33）、びんごエコタウン推進事業（P113）、循環型社会形成推進機能強化事業（P113）、廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）、リサイクル製品使用促進事業（P113）

(5) 食品廃棄物削減等対策

ア 食品廃棄物の発生抑制等の推進 [循環型社会課]

食品ロスの削減に向けて、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、消費者に向けた普及啓発、食品関連事業者等の取組に対する支援などの取組を実施します。

【令和6年度実績】食品関連事業者等の取組に対する支援、食品ロス発生状況の把握のための実態調査、市町が実施する食品ロス実態把握や削減対策への支援を実施。

【令和7年度内容】食品ロス削減に向けた消費者への普及啓発・学習の振興、食品関連事業者等の取組に対する支援、未利用食品を提供するための活動の支援を実施。

※ 関連事業：事業系一般廃棄物削減対策事業（P49）

2 産業廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

- ア 廃棄物処理計画策定事業 (再掲) [循環型社会課] (P33)

(2) 発生抑制及び減量化

- ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

〈対象：次の事業場を設置している事業者〉

- ① 前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業場【廃棄物処理法】
- ② 前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場【生活環境保全条例】
- ③ 前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業場【廃棄物処理法】

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は①222、②87、③36事業者が計画を策定。

(3) 産業廃棄物のリサイクルの推進

- ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査(本調査)を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【令和6年度実績】本調査を行い、令和5年度の実態を把握。

【令和7年度内容】補完調査を行い、令和6年度の実態を把握。

- イ 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

＜建設リサイクル法届出審査件数及びパトロール件数＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建設リサイクル法届出審査件数	6,872	7,064	7,150	6,415	6,814	6,591	6,766	7,077
パトロール件数	762	688	648	208	147	142	185	166

- ウ 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

エ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業〔循環型社会課〕

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備、リサイクル技術の研究開発に要する費用の一部を助成しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は4事業78,916千円（交付決定額）を支援。令和7年度は、集中的に削減に取り組む産業廃棄物（廃プラスチック類、がれき類、鉱さい）の処理施設に係る補助率及び補助上限を優遇。

図表 2-1-5 助成条件（施設整備）

項 目	内 容
対象分野	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル
対象施設	①廃棄物排出抑制施設 製造工程等を改良することにより、廃棄物の発生量そのものを減少させたり、発生した廃棄物を減量化・再生利用することで事業場外への排出量を減少させ、輸送・処理の環境負荷を低減する施設。 ②廃棄物リサイクル施設 廃棄物の中間処理施設であって、リサイクル製品を製造する施設、破碎・選別等により混合廃棄物を処理する施設。 ③資源循環促進施設 保管・分別等により、これまでは焼却・埋立等の単純処分されていた廃棄物をリサイクルするために必要な施設。 （注）補助金交付要綱で定める各要件を満たすものであること。

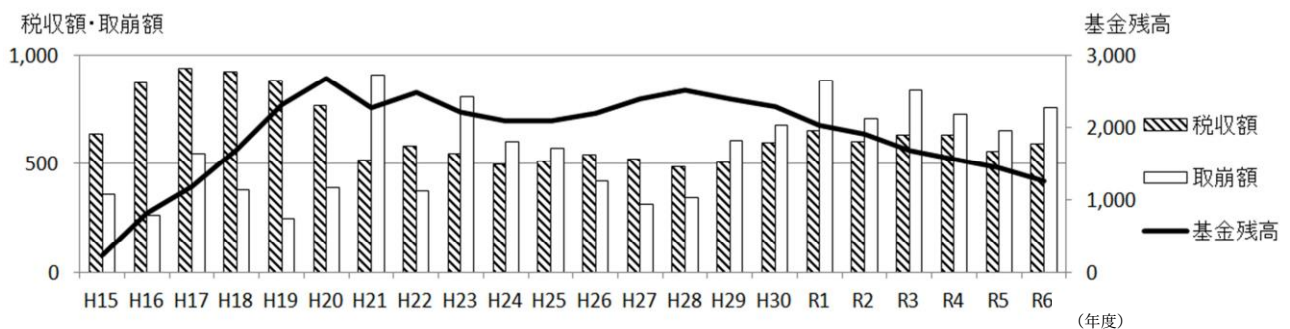
（4）産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

ア 産業廃棄物埋立税と税活用事業の実施〔環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課〕

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3R¹の推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策とすることを基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策も推進。税活用事業の効果の検証及び今後の方針について検討。

図表 2-1-6 産業廃棄物埋立税の税収額及び産業廃棄物抑制基金残高等の推移（百万円）



（ア） 3Rの推進に関する事業【R6（実績）：453,097千円、R7（予算）：565,886千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R6実績	R7予算
① 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）	3R推進に効果が大きいと認められる施設整備又は研究開発を行う事業者への助成	施設：57件（H15～R6） 計画処理量： 4千t/年（R6） 研究：34件（H15～R6） 内3件事業化（9%）	375,357	482,550
② 循環型社会形成推進機能強化事業（P113）	産学連携によるリサイクル技術の研究開発等を行う団体への支援	192件（H17～R6） 内29件事業化（15%）	77,740	83,336
③ びんごエコタウン推進事業（P113）	びんごエコ団地へ進出する企業に対する施設整備への助成	全区画分譲済 （全6区画）	0	0
合 計			453,097	565,886

1 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

(イ) 廃棄物の適正処理に関する事業【R 6 (実績) : 254,201 千円、R 7 (予算) : 546,492 千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R6 実績	R7 予算
④ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (P45)	排出事業者講習会の開催、マニフェスト交付状況報告の処理・排出事業者の指導体制の整備	大規模な不法投棄発生件数の減少 R2～R6 : 1.2 件/年	74,538	96,614
⑤ 不法投棄監視体制強化事業 (P47、48)	不法投棄対策班による監視活動、市町職員の県職員併任による不法投棄監視等		17,398	29,131
⑥ 産業廃棄物処理情報管理推進事業 (P45)	廃棄物処理情報の電子化支援等	電子マニフェスト普及率の向上	14,763	17,371
⑦ 産業廃棄物処理実態調査事業 (P36)	県内の産業廃棄物の排出量等を把握するための実態調査	令和 5 年度実態調査の実施	7,975	3,008
⑧ PCB 廃棄物処理促進事業 (P44、45)	保管事業者に対する適正処理指導	PCB 廃棄物期限内処理の促進	12,737	31,390
⑨ 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 (P46)	公共関与処分場周辺環境調査、協議会運営、緑地整備等	公共関与処分場の安定運営	26,765	240,957
⑩ (ア) 地域廃棄物対策支援事業 (P48)	市町等が行う不法投棄防止対策事業等への支援	22 市町 1 組合で実施	88,361	103,868
⑪ 災害廃棄物処理対策市町等連携事業 (P43)	災害廃棄物の初動対応に係る研修・訓練の実施及び市町の仮置場候補地の選定支援	県内市町及び関係団体が研修・訓練に参加	4,407	14,153
⑫ 人工衛星による不法投棄監視業務 (P43)	人工衛星 (SAR 衛星) を活用し、廃棄物の不法投棄等を監視するシステムを構築	廃棄物適正処理対策を効果的に推進	7,257	10,000
合 計			254,201	546,492

(ウ) 啓発活動に関する事業【R 6 (実績) : 9,086 千円、R 7 (予算) : 10,957 千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	R6 実績	R7 予算
⑬ 環境保全活動支援事業 (P13、33、104)	県民、事業所への廃棄物抑制啓発等 (マイバッグ運動の推進、テレビ等を通じた廃棄物の抑制などの取組を促す啓発広報、環境月間行事などを実施)	9,086	10,957
合 計		9,086	10,957

(エ) その他の循環型社会の形成に関する事業【R 6 (実績) : 82,957 千円、R 7 (予算) : 172,243 千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R6 実績	R7 予算
⑩ (イ)(ウ)(エ)(オ) 地域廃棄物対策支援事業 (P48、49)	市町等が行う (イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業、(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業、(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業、(オ) 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査支援事業への支援	(イ) 7 市町で実施 (ウ) 7 市町で実施 (エ) 1 市で実施 (オ) 5 市町で実施	13,953	23,725
⑭ プラスチックごみの海洋流出防止対策 (P76)	海岸漂着物等対策に係る市町の取組に対する助成等	海ごみ対策を総合的・効果的に推進	69,004	148,518
合 計			82,957	172,243



食品ロス削減の取組について

本来食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」の量は、年間 464 万トン（令和 5 年度推計値）で経済損失は 4 兆円にもなります。これは、国民 1 人あたり年間約 37kg、約 3 万円の食品を廃棄していることとなります。このような無駄を減らすため、本県では「広島県食品ロス削減の取組方針」を策定し、県民や事業者の皆さまと一緒に食品ロス削減に取り組むこととしています。

減らそう食ロス広島アクション～今すぐできる 3 つのアクション～

本県では、「"もったいない"をいっしょに 減らそう食ロス広島アクション」というキャッチコピーを掲げ、食品ロスを減らす 3 つのアクションを推進しています。まずは身近なことから食品ロスを減らす取組を行っていきましょう！



本県で発生している食品ロス

令和 6 年度に本県の食品ロス実態調査を実施しました。食品ロスには、「手つかずの食品」「野菜などの過剰除去（可食部の廃棄）」「食べ残し」の 3 種類があり、手つかずの食品が最も多く捨てられていました。

手つかず食品は、賞味期限が切れて間もないものも多く捨てられていました。もちろん、賞味期限内においしく食べることが一番ですが、賞味期限が過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありませんので、まだ食べられるかどうかを自分で判断することで食品ロスを減らすことができれば、家計の節約にも繋がります。

家庭から発生した食品ロス



第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

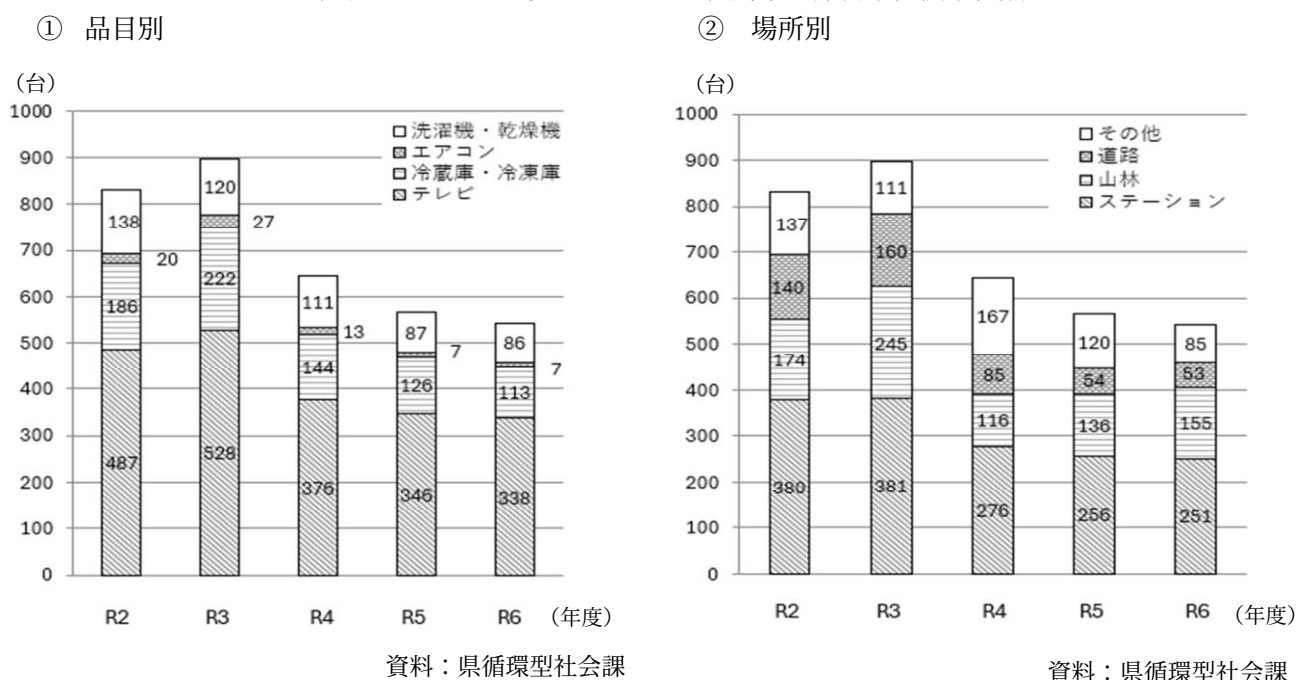
【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

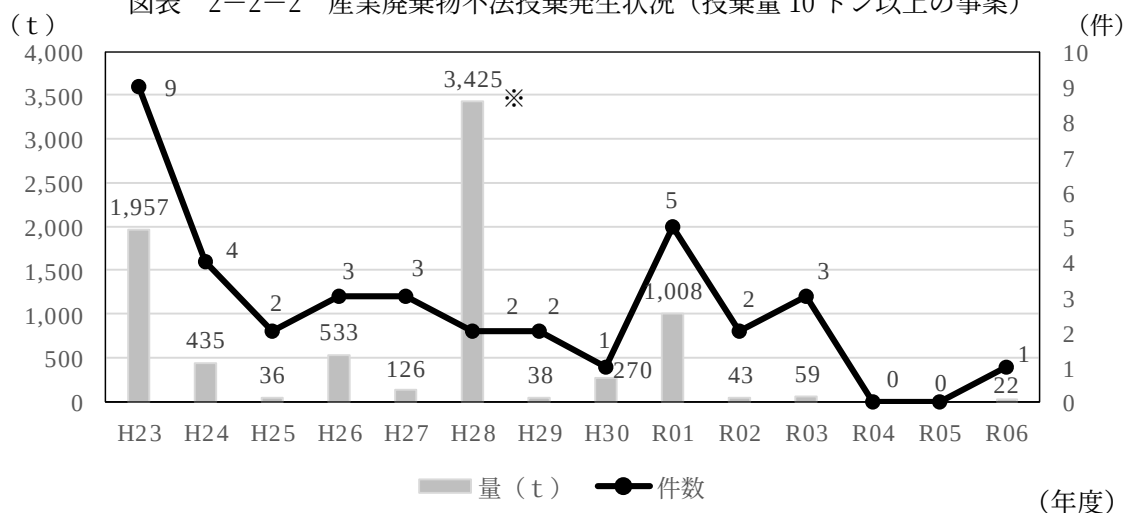
廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数



図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量 10 トン以上の事案）

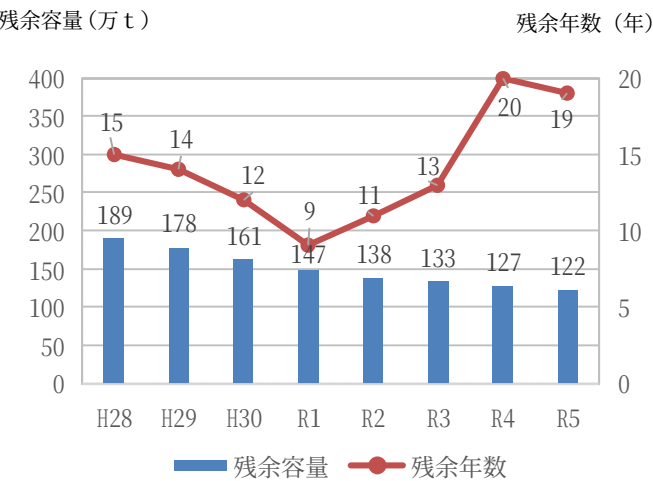


(※) 平成 28 年度は廃棄物量 3,374t の大量投棄が 1 件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生したがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘案し、不法投棄と判断したもの。

(2) 最終処分場の状況

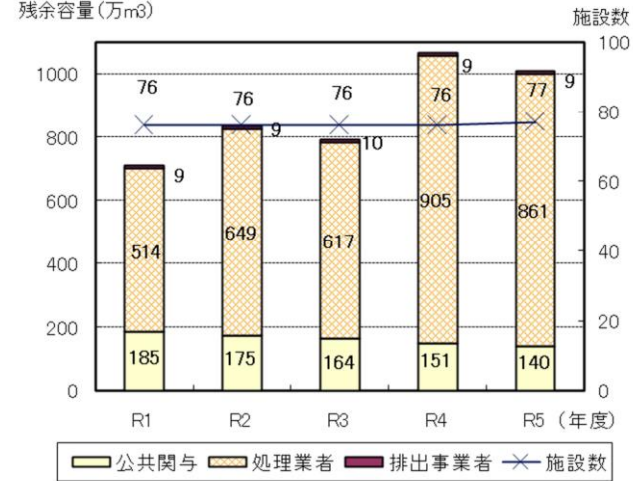
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の新規設置は困難な状況にあり、残余容量及び廃棄物の発生量を勘案し、必要に応じて、適正処理のための残余容量の確保策を検討します。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況（令和5年度末現在）

区 分	施設数				残余容量（万m³）				残余年数
	排出事業者	処理業者	公 共	計	排出事業者	処理業者	公 共	計	
安定型最終処分場 ²	4	50	1	55	1	805	0	806	11.3
管理型最終処分場 ³	5	15	2	22	9	56	140	204	10.7
計	9	65	3	77	9	861	140	1,010	11.2

（注1）表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
（注2）残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することとなり、経済活動等により大きく変動する（令和5年度埋立量：安定型71万m³、管理型19万m³）。
（注3）端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況（令和6年度末）

名称	埋立面積 (ha)	廃棄物埋立容量 (千m³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	12	686	88.8	平成元年9月～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	38.3	平成26年6月～	

（注）箕島地区のうち、安定型処分場（20ha）は、令和6年度に廃止。

資料：県産業廃棄物対策課

2 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。
3 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉋さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	市町における災害廃棄物 初動マニュアルの策定※2	自治 体数	12	23	23 (R3)	23	100.0%	目標どおり 達成
産業廃棄物 対策課	電子マニフェスト普及率	%	51.5 (H30)	66.7	80.0 (R7)	75.9※1	87.9%	未達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物の不法投棄件 数（投棄量 10 t 以上）	件	2.6	1	2 (R7)	2.1※1	152.4%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 R3 の達成を目標にしていたが、R3 は未達、R4 に達成した。

R4 以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直し支援を実施。

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
電子マニフェス ト普及率	電子マニフェスト普及率は堅調に増加しているものの、紙マニフェストでの運用に特に支障を感じていない事業者も多い中、現状変更への抵抗感も根強く、目安とした水準に達していない。	紙マニフェストの利用が多い事業者への個別説明や、導入・活用に関する講習会により、導入のメリットや手順を丁寧に説明し、電子マニフェスト普及率のさらなる向上を図る。

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（令和6年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	56
ごみ処理施設	121
埋立処分地	45
浄化槽	24,547
計	24,769

資料：県循環型社会課

(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	令和4年度		令和5年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	26	57	26	55
施設能力	2,168 kl/日	4,474 t/日	2,168 kl/日	4,143 t/日

資料：県循環型社会課

(3) 違法な不用品回収業等への対策

ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化 [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導 [循環型社会課]

有害使用済機器（本来の用途を終えた家電等）の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】届出・保管等に係る指導を実施。

(4) 災害廃棄物の処理対策の構築

ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業） [循環型社会課]

大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【令和6年度実績】災害発生時に、各市町において速やかな一次仮置場の開設が可能となるよう、「一次仮置場の設置運営の手引き」に基づいた初動対応等に係る研修及び訓練を実施。あわせて、市町の被災した建物の公費解体に係る対応準備について、支援を実施。

【令和7年度内容】引き続き研修及び訓練を実施。あわせて、災害に対する平時の備えの推進支援を実施。

イ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【令和6年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制における課題と改善策を検討。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【令和7年度内容】令和6年度取組の継続。

(5) 人工衛星による不法投棄監視業務 [産業廃棄物対策課]

廃棄物適正処理の強化に向けて、人工衛星を活用した不法投棄等対策を実装しています。

【令和6年度実績】人工衛星データの解析技術による不法投棄監視システムの運用を開始。

【令和7年度内容】システムを運用しながら、必要な改善を実施。

(6) プラスチックごみの海洋流出防止対策：関連事業（P76）

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（令和6年度）

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	622	109
産業廃棄物処理業者	508	42
計	1,130	151

資料：県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガス等の行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】排出ガスの行政検査を実施。令和6年度の実績5施設。

ウ PCB⁴廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、令和6年度届出状況は次表のとおり。

4 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われていないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（令和6年3月31日）

種 類（単位）	保管中	使用中
変圧器（トランス）（台）	587	676
ネオン変圧器（ネオトランス）（台）	5	—
コンデンサー（3kg 以上）（台）	456	108
コンデンサー（3kg 未満）（台）	9,529	3,361
柱上変圧器（柱上トランス）（台）	148	150
蛍光灯用安定器（台）	239	73
水銀灯用安定器（台）	58	16
ナトリウム灯用安定器（台）	—	—
安定器（用途不明）（台）	144	10
その他 PCB を含む油（kg）	38,258	—
変圧器油（トランス油）（kg）	233	—
熱媒体油（kg）	—	—
柱上変圧器油（柱上トランス油）（kg）	158	—
コンデンサー油（kg）	3	—
感圧複写紙（kg）	—	—
ウエス（kg）	483	—
計器用変成器（kg）	23	46
サージアブソーバー（kg）	—	—
リアクトル（kg）	1,029	6,170
放電コイル（kg）	3	9
整流器（kg）	17	2,381
その他電気機械器具（台）	232	122
OF ケーブル（kg）	—	—
汚泥（kg）	20,222	—
塗膜（kg）	11,324	604
その他（kg）	1,568,671	3,644,645
届 出 事 業 所 数	684	—

（注）容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成 20 年度から排出事業者にマニフェスト⁵交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【令和 6 年度実績・令和 7 年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者における優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【令和 6 年度実績・令和 7 年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

5 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会	
事業名	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2	
補助金額	1,321 千円	

カ 電子マニフェスト加入促進事業 [産業廃棄物対策課]

電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、処理事業者の双方において制度への加入を促し、廃棄物トレーサビリティの強化を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内事業者向けに活用講習会及び訪問提案を実施。

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【令和6年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。箕島安定型処分場を廃止。

【令和7年度内容】公共関与処分場の運営主体である（一財）広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄110番⁶」による情報収集、車両、ヘリコプター船舶及びドローンを使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。令和6年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数（令和6年度）

項 目	実施回数（実施件数）
車両によるパトロール	32 (46)
ヘリコプターによるパトロール	4 (28)
船舶によるパトロール	4 (9)
産業廃棄物運搬車両検査	11 (96)

資料：県産業廃棄物対策課

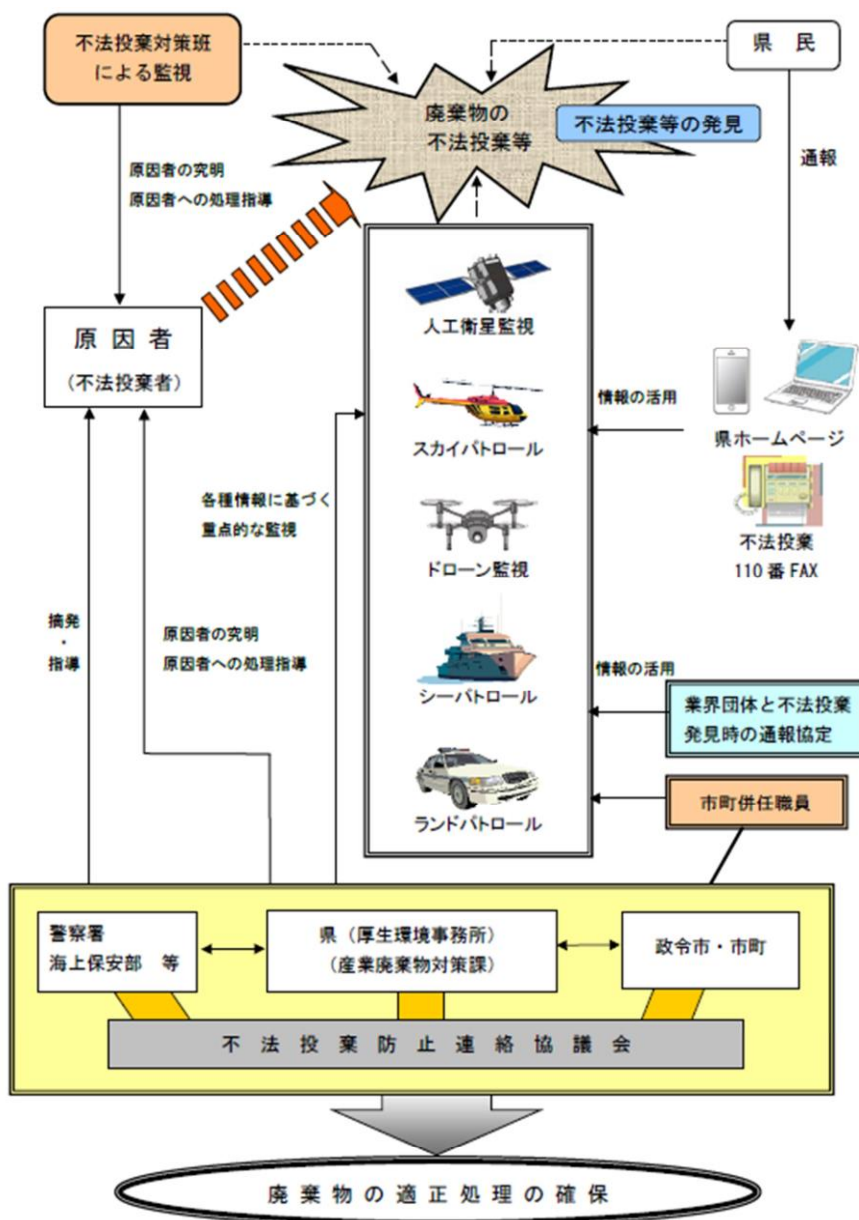
⁶ 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファックス及び県ホームページ通報入力フォームのこと。（FAX：082-211-5374）

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】不法投棄110番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。令和6年度は延べ381回出動。

図表 2-2-13 廃棄物不法投棄対策等実施体系図



ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】7市6町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。令和6年度は51件の立入検査実績。

- エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]
 厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。
 【令和6年度実績・令和7年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。令和6年度は6地区で開催。

- オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]
 不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。
 【令和6年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。
 【令和7年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

（2）市町の不法投棄防止対策に対する支援

- ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]
 市町等が実施する不法投棄防止対策事業等を支援し、不法投棄をさせない社会環境づくりや災害発生時の適正な廃棄物処理体制の構築、廃棄物の適正処理や3Rの推進を図っています。

（ア）不法投棄防止対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視活動 住民団体・民間警備会社等への監視委託、監視機器の設置、車両進入防止柵の設置等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発活動 講習会の開催、広報活動の実施、不法投棄防止大会の開催等 不法投棄された廃棄物の撤去・処理、回収困難場所の作業委託等（住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る。）
補助率	2/3 以内
補助基本額	45,000 千円～15,000 千円/市町

【令和6年度実績】

実施市町数	主な事業内容					補助金 交付額
	監視 パトロール	監視 カメラ等	防止ネット、 防止柵等	パンフレット、 看板等	廃棄物等の回収 処理(住民参加)	
22 市町 1 組合	16 市町	7 市町	5 市町	20 市町 1 組合	14 市町	88,181 千円

【令和7年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

（イ）不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【令和6年度実績】

実施市町数	事業内容		補助金交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物撤去処分事業	
7市町	7市町	—	2,115千円

【令和7年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等
補 助 率	1/2 以内

【令和6年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金交付額
	実態把握事業	分別促進事業	事業者との協働事業	
7市町	5市町	—	3市町	11,040千円

【令和7年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物削減対策事業を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施する事業
補 助 率	1/2 以内

【令和6年度実績】

実施市町数	補助金交付額
1市	24千円

【令和7年度内容】市町等が実施する災害廃棄物処理計画策定事業を支援。

(オ) 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査支援事業

項 目	内 容
実施主体	市町
対象事業	地元住民からの要望に基づき、又は、地元住民の安全・安心確保を目的に実施する産業廃棄物処分場及びその周辺地域での環境調査
補 助 率	1/2 以内

【令和6年度実績】

実施市町数	補助金交付額
5市町	774千円

【令和7年度内容】市町等が実施する産業廃棄物最終処分場周辺環境調査支援事業を支援。

第3章 地域環境の保全

第1節 良好な大気環境の確保

1 大気質の保全

【現状と課題】

大気汚染は、工場・事業場から排出されるばい煙や自動車排出ガスなどによって引き起こされます。

高度経済成長期には、大気汚染が急速に進行しましたが、近年、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進み、全般的に改善されてきました。

環境基準¹の達成状況を測定項目別に見ると、令和6年度は二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）²についても、5年連続で、すべての測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダント³は、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントの環境基準は、昼間（5～20時）の1時間値で評価しており、1年のうちに1時間でも基準値を超えてしまうと達成しません。なお、令和6年度の昼間の時間において、1時間値が環境基準値以下となった割合は、約93%でした。

図表 3-1-1 大気汚染物質の環境基準達成率（%）

項目／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
二酸化硫黄及び一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】（ ）内は、1時間値における環境基準値以下の割合	(91)	(90)	(89)	(92)	(92)	(93)	(94)	(93)	(95)	(93)
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	38	71	71	83	96	100	100	100	100	100

（注）環境基準達成率：環境基準達成測定局数／測定局数×100%

資料：県環境保全課

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成25年1月の中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇し、大きな関心が寄せられました。本県では、国が定めた注意喚起の基準を超過した場合には、高濃度予報を発表し県民への注意喚起を行うこととしていますが、これまでに高濃度予報を発表したことはありません。

その他には、黄砂や酸性雨の問題があります。

黄砂とは、中国内陸部の乾燥・半乾燥地域で強風により吹き上げられた多量の砂塵が上空の偏西風に運ばれて日本に飛来し降下する現象です。近年、飛来が大規模化しており、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因等の影響が指摘されています。

本県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質や微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度が上昇する日が、例年観測されています（気象庁による広島での黄砂観測は、令和6年3月で終了）。

1 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm（1μm（マイクロメートル）は1mmの千分の1）以下のものをいう。PM_{2.5}は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

3 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物の酸性物質が、雨などに溶け込んで通常より強い酸性を示す現象で、生態系や建造物への悪影響を及ぼします。国外（中国大陸）からの影響も指摘されています。

本県における降水pH⁴（年平均値）は、ほぼ横ばいで推移していますが、全国と同様にpH4～5の雨が観測されています。

図表 3-1-2 降水pH（年平均値）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
広島市	4.7	4.6	4.5	4.7	4.6	4.7	4.9	5.0	4.9	4.9
呉市	4.7	5.0	5.0	5.1	4.7	4.9	4.9	4.8	5.0	4.9
福山市	5.0	5.1	5.0	5.2	4.8	5.3	-	-	-	-
三次市	5.0	5.1	5.1	5.3	5.3	5.9	5.5	5.3	5.3	-

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 一酸化炭素		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化窒素		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 浮遊粒子状物質		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ベンゼン		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ジクロロメタン		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成

【取組状況】

(1) 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

ア 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

11市3町に設置した37局の大気測定局と中央監視局で構成する常時監視システムにより、県内の大気汚染状況を常時監視するとともに、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にばい煙等の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施しています。

【令和6年度実績】常時監視システムにより大気汚染状況を監視し、緊急時のばい煙の排出削減要請措置や県民への周知等を実施。

光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を8回発令（注意報はなし）。毎時データや発令情報はホームページ、モバイルサイトに掲載し、迅速に情報提供。

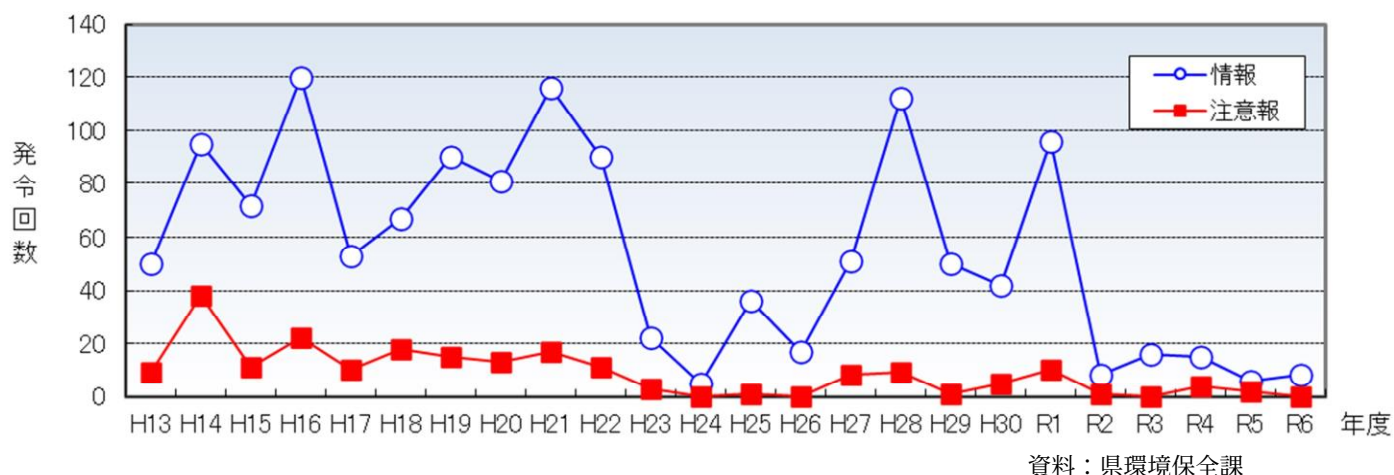
微小粒子状物質（PM2.5）については、県内25局で監視。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を大竹油見公園局において、四季ごとに年4回実施。

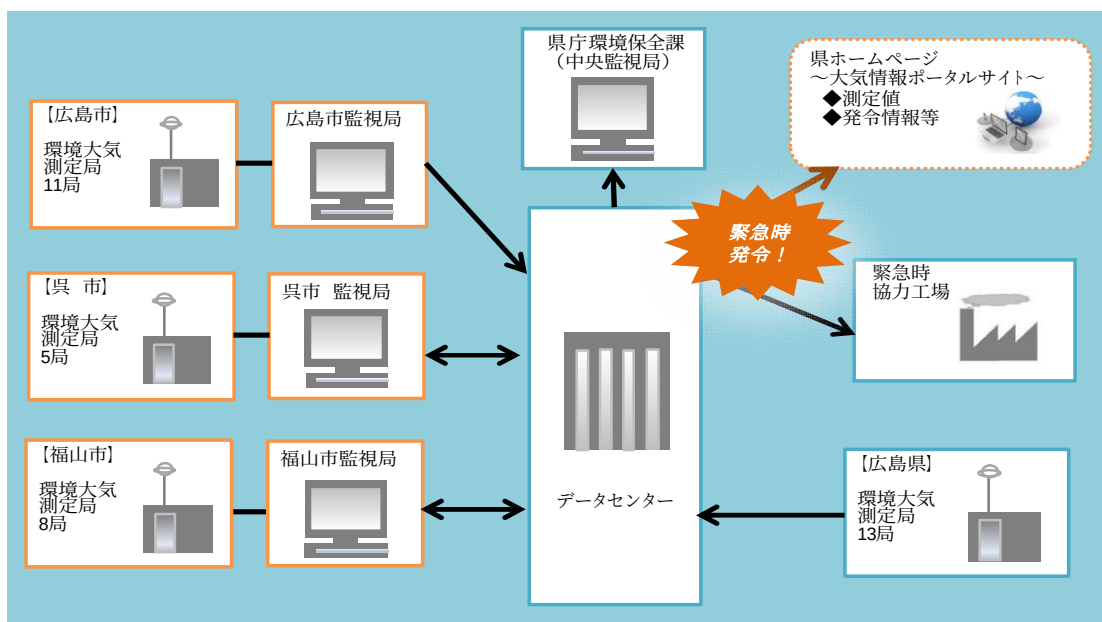
【令和7年度内容】引き続き、常時監視システムにより大気汚染状況を常時監視し、緊急時の措置や県民への迅速な周知等を実施。

4 pH：酸性かアルカリ性かの程度を0から14までの数値で表したもので、水素イオン濃度を表す単位。7が中性、数が小さいほど酸性が強く、数が多いほどアルカリ性が強いことを示す。何も溶けていない水のpHは7.0で中性であるが、大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨はpH5.6以下となる。

図表 3-1-3 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



図表 3-1-4 大気汚染常時監視システム系統図



イ 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、県内の調査結果を踏まえて影響を監視。《調査結果は、「図表 3-1-2 降水pH（年平均値）」参照》

なお、広島県では、三次市における酸性雨モニタリング調査を令和6年度から廃止。

(2) 固定発生源対策の推進

ア 排出規制の実施 [環境保全課]

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施しています。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【令和6年度実績・令和7年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。令和6年度は、全工場(3,200工場)のうち、908工場に立入検査を実施し、176工場に対し、行政指導を実施。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 揮発性有機化合物（VOC⁵）の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、排出基準が適用される工場の立入検査等の指導を強化しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等を指導。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。令和6年度は22工場の立入調査を実施。

ウ 水銀の排出抑制 [環境保全課]

環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀の大気排出量をできるだけ抑制することを目的に「大気汚染防止法」の排出基準が設けられ、基準が適用された施設について排出抑制指導を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】大気汚染防止法に基づき、立入指導を実施。令和6年度は、全工場(66工場)のうち、延べ37工場に立入検査を実施。

エ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む22の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施しています。

【令和6年度実績】県内15か所でモニタリングを実施。令和6年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和7年度内容】県内16か所でモニタリングを実施。

(3) 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の運用（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(1)『自動車使用合理化計画』策定・公表制度の運用」(P9)

(4) 低炭素型交通体系の推進（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(2)低炭素型交通体系の推進」(P10)

(5) 低公害車等の導入拡大（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(4)低公害車等の導入拡大」(P11)

5 VOC: Volatile Organic Compounds の略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

(6) エコドライブ等の普及（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(5) エコドライブ等の普及」(P12)

(7) 県自らの低公害車の率先導入（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(6) 県自らの電動車の率先導入」(P12)

2 騒音・振動、悪臭の防止

【現状と課題】

(1) 騒音

近年の騒音公害は、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は、住民の生活環境を保全する観点から、都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態、時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

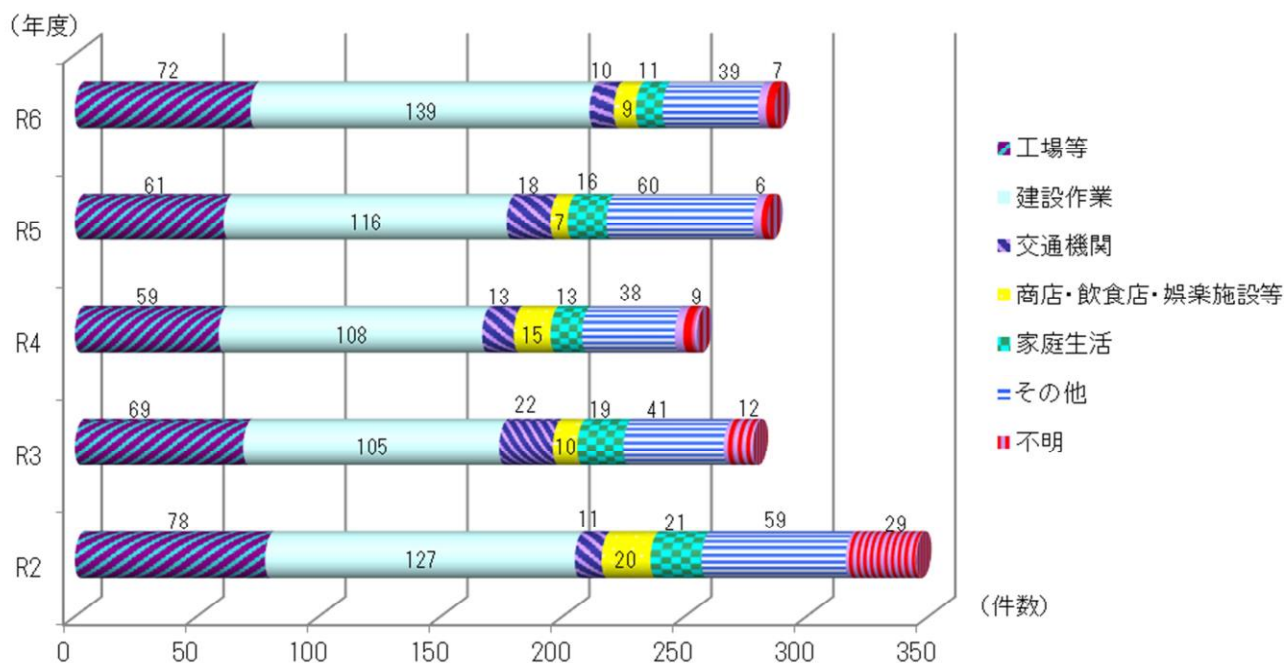
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は、一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると、経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については、広島空港周辺で、環境基準を達成しています（広島西飛行場周辺は廃港に伴い平成24年11月15日付けで環境基準の類型指定を解除）。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については、低い状況にあります。

また、近年、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）⁶による問題も生じています。

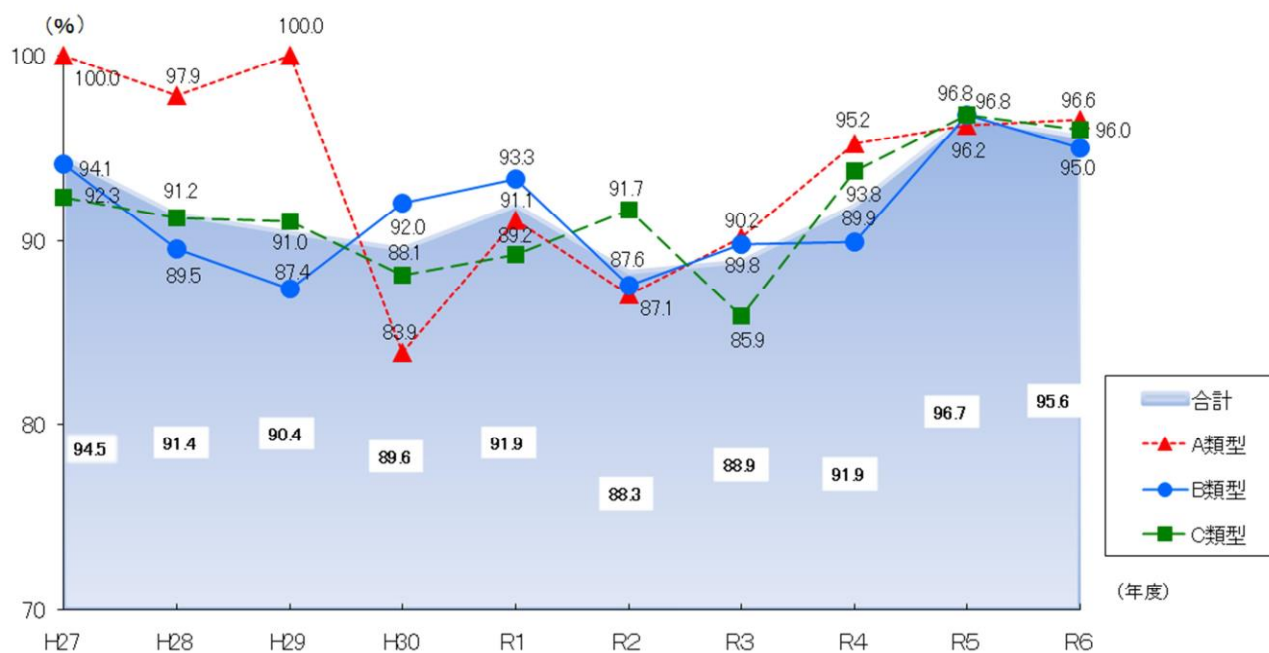
図表 3-1-5 騒音に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

⁶ 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感覚が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発生し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

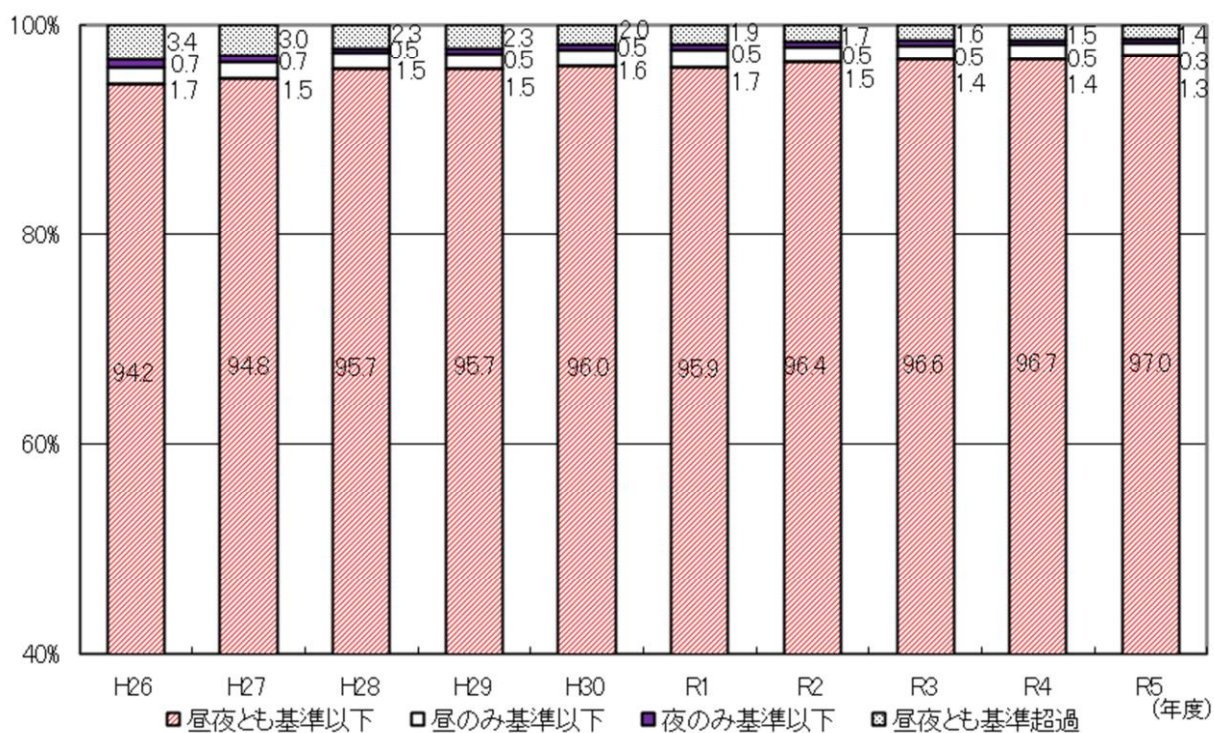
図表 3-1-6 一般地域における騒音の環境基準達成率



- A 類型…騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
 B 類型…騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域
 C 類型…騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域

資料：県環境保全課

図表 3-1-7 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

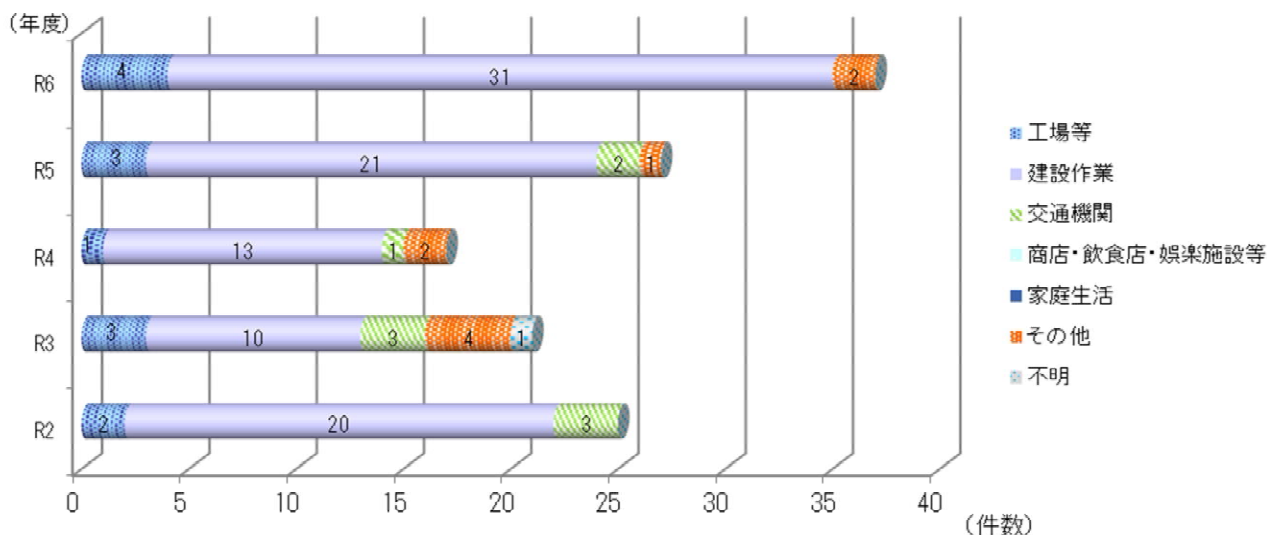


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 3-1-8 振動に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

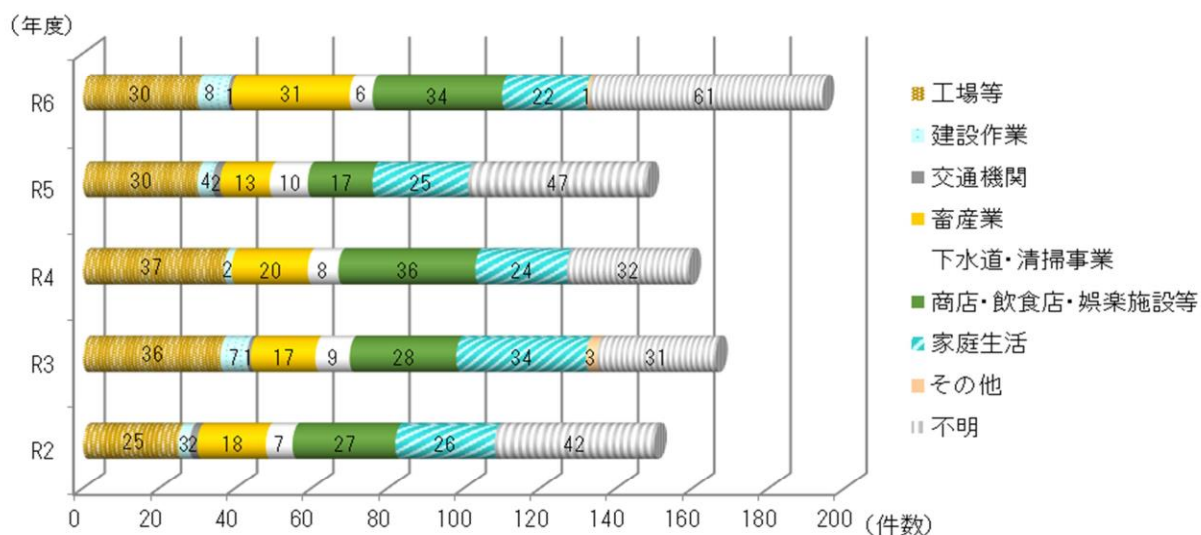
(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様あり、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数⁷に基づく規制の導入が効果的です。

図表 3-1-9 悪臭に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

⁷ 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気希釈して実際に人がにおいを嗅ぎ、においのなくなったときの希釈倍率から算出する。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：一般地域における騒音	%	91.9	95.6	環境基準の達成率の向上を図る (R7)	91.9	104.0%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：道路に面する地域における騒音		84.6	89.9		84.6	106.2%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：航空機騒音		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：新幹線鉄道騒音		50	75.0	環境基準の達成率の向上を図る (R7)	50	150.0%	目標以上達成

【取組状況】

(1) 騒音・振動の防止

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

(ア) 自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 [環境保全課]

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、規制は段階的に強化されてきました。自動車騒音の測定は環境基準の指定地域内において、道路交通振動の測定は県内主要道路の沿線において、県や市町が測定を実施しています。

測定の結果、指定地域内における自動車騒音や道路交通振動が環境省で定める限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町長は、騒音について県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請したり、道路管理者等に意見を述べます。（令和6年度実績なし）

《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

(ア) 工場・事業場等に対する規制の実施 [環境保全課]

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】21市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】19市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の騒音発生源対策等

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課、空港振興課]

広島空港周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施しています。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】常時5地点、短期20地点で騒音測定を実施。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 悪臭の防止

ア 悪臭規制地域の指定 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施しています。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行っています。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行っています。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町への臭気指数規制の導入を推進。

イ 工場・事業場に対する悪臭規制の実施 [環境保全課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

第2節 健全な水環境の保全・管理

【現状と課題】

(1) 公共用水域⁸の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、測定した146の全ての地点で環境基準を達成していました。

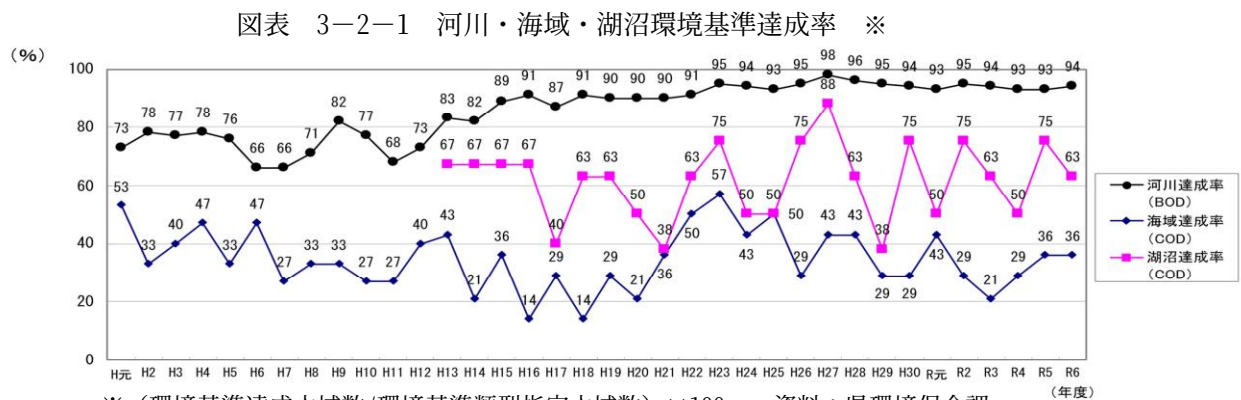
イ 生活環境項目

環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD⁹（河川）・COD¹⁰（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年の傾向として、河川は横ばい傾向ですが、海域、湖沼は変動しています。

河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量¹¹は減少傾向ですが、内部生産¹²や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。富栄養化¹³に伴う赤潮¹⁴も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の計画的な抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りんの水環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の水環境基準の達成状況について、海域の全りんは全地点で基準を達成し、海域の全窒素も高い水準で基準を満たしていますが、湖沼の全窒素・全りんは横ばい又は変動傾向です。



8 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。

9 BOD：生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

10 COD：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

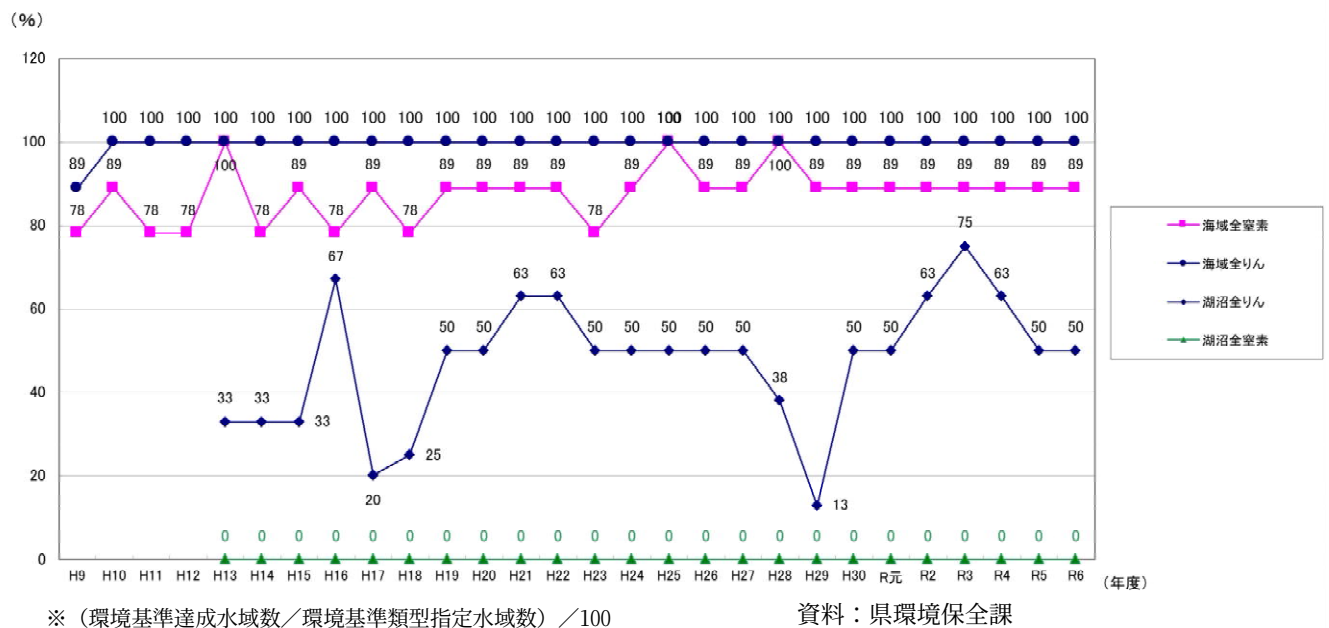
11 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。

12 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。

13 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。

14 赤潮：窒素やりんの増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-2-2 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）※



ウ 地下水

令和6年度は県内49地点で地下水の水質調査を実施し、環境基準達成率は、91.8%（令和5年度89.4%）でした。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

（2）発生汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的には横ばい傾向です。

図表 3-2-3 県内で排出される汚濁負荷量（令和5年度末現在）

区 分		産業排水 (t／日)	生活排水 (t／日)	その他 (t／日)	合計 (t／日)
瀬戸内海	COD	16	14	6	36
	窒素	10	13	16	40
	りん	0.5	1.1	0.6	2.2
その他 (江の川)	COD	2.3	1.4	2.8	7
	窒素	0.5	1.2	7.2	8.9
	りん	0.1	0.1	0.4	0.6
県計	COD	18	15	8.7	43
	窒素	10	15	23	49
	りん	0.6	1.1	1	2.8

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

産業排水の発生汚濁負荷量のうち、COD、りんの約3～4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約8割を占めています。

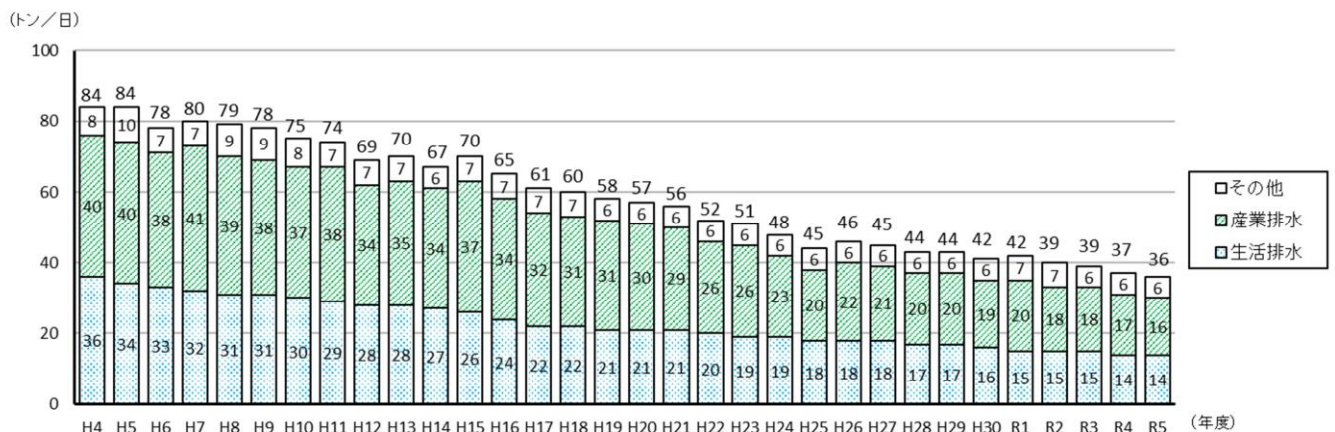
なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約5～6割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。

りんは、食料品製造業の割合が約2割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約7割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、污水处理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

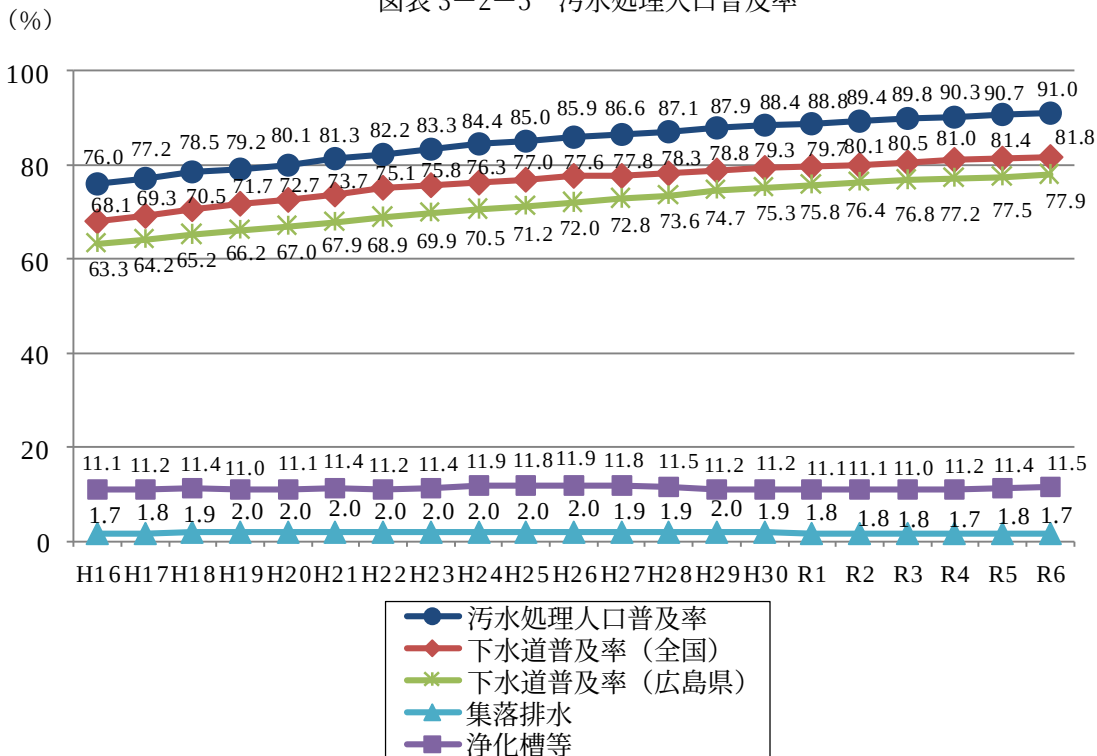
図表 3-2-4 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



※窒素、りんはデータが少ないため未掲載

資料：県環境保全課

図表 3-2-5 污水处理人口普及率



資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県港湾漁港整備課、県都市環境整備課

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

棕梨ダムでは、過去10数年来、水の華¹⁵・アオコが発生しており（令和元年度は54日、令和2年度は45日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊士浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び棕梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-6 赤潮発生状況

歴年	発生件数		発生継続日数別件数 (広島県)				発生日数 (広島県)		漁業被害を 伴った件数	
	広島 県	瀬 戸 内 海	5 日 以 内	6 ～ 10 日	11 ～ 30 日	31 日 以 上	発 生 日 数	平 均 日 数	広 島 県	瀬 戸 内 海
H18	9	94	0	2	4	3	282	41	1	11
H19	3	99	0	1	1	1	143	47	0	9
H20	2	116	0	0	1	1	50	25	0	19
H21	4	104	0	0	0	4	233	58	0	7
H22	4	91	0	0	0	4	169	42	0	9
H23	2	89	0	0	1	1	59	30	1	11
H24	3	116	0	1	0	2	96	32	0	18
H25	6	83	0	0	3	3	195	33	0	9
H26	4	97	0	0	0	4	241	60	1	13
H27	4	80	0	0	1	3	217	54	0	16
H28	3	78	0	0	0	3	277	92	1	14
H29	2	71	0	0	0	2	145	73	0	12
H30	4	82	0	0	1	3	150	38	0	9
R1	2	58	0	0	0	2	97	49	0	6
R2	4	83	0	0	2	2	210	53	1	6
R3	2	70	0	0	0	2	161	81	1	12
R4	3	59	0	0	0	3	202	68	0	7
R5	7	85	0	0	2	5	315	45	0	9
R6	3	—	0	0	0	3	273	91	0	—

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、県水産課

※令和6年の瀬戸内海の赤潮発生件数及び漁業被害件数は、令和8年版環境白書にて公表。

(4) 有機フッ素化合物

有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）¹⁶の一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）が、令和5年度、瀬野川流域の河川及び飲用中の地下水において、国が定めた暫定的な目標値である50ng/Lを超過して検出されました。

暫定目標値は、環境基準値ではないものの、継続的に摂取する水は目標値を下回ることが望ましいとされていることから、国が定めた対応の手引きに従い、曝露防止の取組を進めるとともに継続的な監視調査を行う必要があります。《測定結果については、「広島県環境データ集」参照》

15 水の華：植物プランクトンの異常増殖によって水の色が変化する現象。

16 有機フッ素化合物(PFAS)：難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、世界中に広く残留し、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている化学物質。PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、国が人の健康の保護に関する要監視項目として位置づけ、引き続き知見の集積に努めることとされているほか、超過地点周辺における対応を国が示している。

(5) 水循環

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境保全課	環境基準達成率：重金属等有害物質	%	100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり 達成
環境保全課	環境基準達成率：河川BOD		92.7	93.9	環境基準の 達成率の向上を図る (R7)	92.7	101.3%	目標どおり 達成
環境保全課	環境基準達成率：海域COD		42.9	35.7		42.9	83.2%	未達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全窒素		88.9	88.9		88.9	100%	目標どおり 達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全りん		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり 達成
環境保全課	環境基準達成率：地下水		81.6	91.8	環境基準の 達成率の向上を図る (R7)	81.6	112.5%	目標どおり達 成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：生活系COD	t/日	15	14 (R5)	13 (R6)	13.8※1	98.6%	概ね達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：産業系COD		20	16 (R5)	20 (R6)	20※1	120%	目標以上達 成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：その他COD		7	6 (R5)	7 (R6)	7※1	114.3%	目標どおり 達成
循環型社会課ほか	污水处理人口普及率	%	88.8	91.0	92.8 (R8)	91.7※1	99.2%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
環境基準達成率：海域COD	海域CODの環境基準達成率は、年度によって変動はあるものの、令和元年度と比較して、県西部及び東部海域の水域において環境基準が未達成となったことから、県全体の達成率が低下した。 要因として、陸域（河川、工場・事業場等）や外海からの有機物の流入、内部生産等による濃度上昇が考えられる。	「広島県水質総量削減計画」に基づき、工場・事業場等からの排水等について監視・指導を適切に実施するなど、汚濁発生源に係る対策を推進する。

【取組状況】

(1) 生活排水処理対策（し尿等）の推進

ア 広島県污水適正処理構想の推進 [都市環境整備課・港湾漁港整備課・農業基盤課・循環型社会課]

生活排水に係る各種污水处理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）の整備を効率的に進めるため、令和2年3月に広島県污水適正処理構想の見直しを実施しました。

イ 下水道の整備促進 [都市環境整備課・流域下水道課]

（ア）公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】14市8町で、下水道整備及び維持管理を実施。

（イ）流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水処理を確保するため、各浄化センターの地震対策を推進するとともに、維持管理を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和6年度末現在、148,380 m³/日で稼働）。また、窒素・リンの除去を目的に高度処理を実施している。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和6年度末現在、190,400 m³/日で稼働）。また、窒素・リンの除去を目的に高度処理を実施している。沼田川流域下水道については、沼田川浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和6年度末現在、34,800 m³/日で稼働）。

ウ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

（ア）農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備及び更新を実施しています。

【令和6年度実績】8地区について更新。

【令和7年度内容】9地区について更新。

（イ）漁業集落環境整備事業 [港湾漁港整備課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図っています。

【令和6年度実績】污水管路等を1地区で整備、3地区で更新。

【令和7年度内容】污水管路等を1地区で整備、2地区で更新。

エ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

（ア）浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進しています。

【令和6年度実績】小型浄化槽設置整備事業で16市町（349基の浄化槽）、公共浄化槽整備推進事業で3市（150基の浄化槽）に対し補助。

【令和7年度内容】小型浄化槽設置整備事業で19市町（558基の浄化槽）、公共浄化槽整備推進事業で3市（123基の浄化槽）に対し補助。

図表 3-2-7 事業の概要

区分	小型浄化槽設置整備事業	公共浄化槽等整備推進事業
事業の内容	個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助	市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の1/2もしくは1/3を起債償還年度に補助

図表 3-2-8 浄化槽の法定検査の受検率の推移（単位：％）

区 分 \ 年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	全 国 (R5)
新設時の検査（7条検査）	99.8	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	97.4
定 期 検 査（11条検査）	70.7	71.8	71.2	71.3	73.8	74.7	49.8

資料：県循環型社会課

【令和6年度実績・令和7年度内容】浄化槽適正維持管理促進協議会を開催し、浄化槽の適正な維持管理の促進や効果的な普及啓発について、関係者と意見交換や協議を実施。また、県内全市町と共催で浄化槽維持管理業者を対象とする講習会を開催。

オ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進しています。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

（2）水源林等の保全・整備の推進

ア 保安林整備事業 [森林保全課]

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、筋工・柵工などの簡易な土木構造物の設置及びこれらと組み合わせた保安林整備並びに、保安林の改良・保育等の保安施設事業を実施しています。

（3）地下水汚染対策の推進

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水質調査を行っています。

【令和6年度実績】県内52地点での調査を実施。

【令和7年度内容】県内49地点での調査を実施予定。

(4) 瀬戸内海の水質の保全・管理

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施しています。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認めた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第9次総量削減計画（令和4年10月24日策定（告示））に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量の総合的かつ計画的な抑制を図っています。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策）、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策）、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行っています。

図表 3-2-9 第9次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

区 分	令和6年度（目標年度）	令和元年度（基本年度）	削 減
COD	40	42	-2
窒 素	42	42	0
り ん	2.5	2.5	0

資料：県環境保全課

【令和6年度実績・令和7年度内容】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第9次総量削減計画を推進。

※ 特定事業場の汚濁負荷量自動測定器設置状況（令和6年度末現在）：COD 201基、窒素 171基、りん 171基

ウ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行っています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績】水質の常時監視を実施。（令和6年度実績は図表3-2-10のとおり。）有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるPFOS等が、河川等で、暫定的な目標値を超過したことから、関係市と連携し、曝露防止の取組や継続的な監視調査を行うとともに、関係省庁や米国大使館に対し、米軍による川上弾薬庫の敷地内の水質や土壌の環境調査の実施等について、関係市と共同で要望。

【令和7年度内容】引き続き、公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するほか、PFASについては、関係市と連携し、継続的な監視を実施するとともに、敷地内の環境調査等が実施されるよう、様々な機会を捉えて日本政府や米国に要望していく。

図表 3-2-10 水質常時監視実績（令和6年度）

項 目	対 象 水 域 等
公共用水域	河川：38水系 227地点、海域：6海域 67地点、湖沼：8水域 8地点
底 質	河川：5水系 12地点、海域：3海域 14地点

エ 各種調査 [環境保全課]

水質保全対策の一環として、海水浴場調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5月）12か所で実施。令和6年度は、いずれも海水浴に適した水質であり、病原性大腸菌O157についても調査した結果、いずれの海水浴場からも検出なし。

オ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。令和6年度は養殖衛生指導会議（22 か所）、巡回指導（43 か所）を実施。令和7年度も同様。

カ 赤潮対策 [水産課]

(ア) 監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】赤潮による漁業被害の未然防止を図るため、国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報を発信。令和6年度は、5件の赤潮情報（注意報・警報・解除）を発信。

(イ) 調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は12回の定期水質調査、15回の有害赤潮の発生特性調査を実施。

キ 環境負荷低減事業活動の導入推進 [農業技術課]

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬低減や温室効果ガス削減を実施する計画を認定し、環境にやさしい農業を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。令和6年度は21件（累計22件）の計画を認定。

ク 特別栽培農産物の推進 [農業技術課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。令和6年度は168件を認証。

ケ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進します。

また、家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びに堆肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、資源循環型畜産推進指導協議会（以下「指導協議会」）による巡回指導等を実施します。

【令和6年度実績・令和7年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。令和6年度は、7戸を指導。

コ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

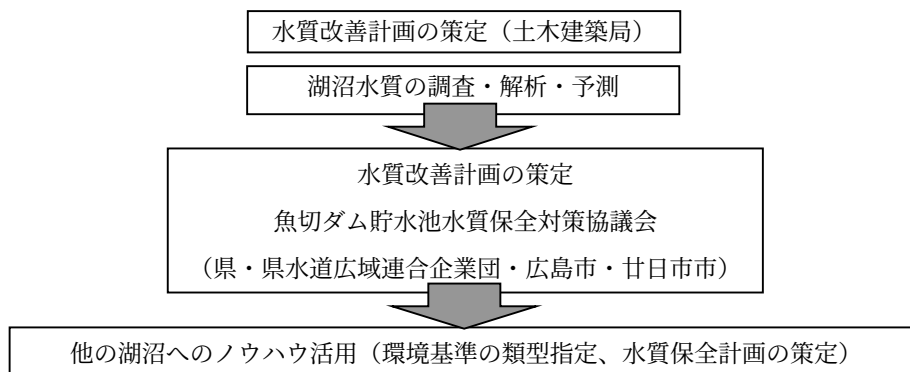
家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、堆肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及び堆肥保管施設の整備並びに機能保全を計画的に推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度、令和7年度は、家畜排せつ物処理施設の整備計画はなし。

サ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行っています。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させています。

図表 3-2-11 湖沼水質対策の概要



【令和6年度実績・令和7年度内容】魚切ダム貯水池水質改善計画（令和7年3月改正）に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより、関係機関と連携を図りながら、水質改善対策を推進。

また、啓発活動の一環として、本取組をホームページで公開し、関係住民への周知を実施。

魚切ダム貯水池水質改善計画を令和7年3月に改正。引き続き、水質改善対策を推進。

シ 棕梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

棕梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を棕梨ダム貯水池水質改善計画（令和5年2月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ス 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を山田川ダム水質改善計画（令和5年1月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

セ 福富ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

福富ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を福富ダム貯水池水質保全計画（令和2年4月改定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ソ 野間川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、野間川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を野間川ダム貯水池水質保全計画（令和5年1月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

タ 庄原ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、庄原ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を庄原ダム貯水池水質保全計画（令和元年7月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、ダム湖内対策を実施。

第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

【現状と課題】

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) PRTR¹⁷制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質 515 物質について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ（自動車、家庭等からの排出量）を、集計・公表しています。

国が公表した令和 5 年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国 16 位（2.4%）、届出排出量・移動量は、全国 12 位（4.9%）です。届出外排出量（推計）を含めた環境への排出量は、全国 12 位（3.5%）です。また、広島県における届出排出量の多い化学物質は鉛及びその化合物（廃棄物）、キシレン（主な用途：溶剤）、トルエン（主な用途：溶剤）の順で、届出排出量全体の 53.5% を占めています。

図表 3-3-1 化学物質の排出状況等（令和 5 年度）

区 分			広島県		全国	
届出事業所数			783		32,502	
排出先・移動先又は排出源の区分			量（t/年）	割合(%)	量（t/年）	割合(%)
届出排出量・移動量	排出量	大気	4,737 (4,213)	39.8	117,169	29.1
		公共用水域	277 (216)	2.3	12,431	3.1
		土壌	0	0.0	26	0.0
		埋立処分	1,877 (578)	15.8	7,250	1.8
		計	6,891	57.8	136,877	34.0
	移動量	廃棄物	4,993	41.9	263,986	65.6
		下水道	30	0.3	1,803	0.4
		計	5,023	42.2	265,789	66.0
届出排出・移動量計			11,914	100.0	402,666	100.0
届出外排出量	対象業種	1,058	21.2	42,922	21.3	
	非対象業種	1,760	35.3	70,426	34.8	
	家庭	826	16.6	33,661	16.6	
	移動体	1,346	27.0	55,259	27.3	
	合計	4,990	100.0	202,268	100.0	
排出量合計			11,882	—	339,145	—

（注 1）括弧内の数値は、令和 5 年度の届出対象物質の見直し後も継続して指定された 319 物質の排出量

（注 2）量（t/年）の数値は、小数点第 1 位を四捨五入している。

（注 3）端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

¹⁷ PRTR：Pollutant Release and Transfer Register の略。市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度。

(2) ダイオキシン類¹⁸の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質、地下水及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

(3) アスベスト¹⁹対策

アスベストを吸引すると15～50年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

(4) 土壌汚染対策の円滑な推進

平成29年5月に「土壌汚染対策法」の一部が改正（平成31年4月全面施行）され、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設などの土壌汚染に関する適切なリスク管理が推進されています。

工場跡地等の土壌汚染については、令和5年度の全国の調査事例によると、1,509件の調査結果が報告され、588件の土壌汚染が判明し要措置区域等に指定されるなど、高い水準で推移しており、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、土地所有者等が適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

18 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

19 アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（昭和43年）により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：大気	%	100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：土壌		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	事業者によるダイオキシン自主測定の実施率		100	98.5	100 (R7)	100	98.5%	概ね達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気※ ¹	t/年	6,102 (H30)	4,213 (R5)	排出量の削減を図る (R7)	6,102	131.0%	目標以上達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域※ ¹		217 (H30)	216 (R5)		217	100.5%	目標どおり達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分※ ¹		2,324 (H30)	578 (R5)		2,324	175.1%	目標以上達成

※1 現状値は、令和5年度の届出対象物質の見直し後も継続して指定された319物質の排出量

【取組状況】

(1) 化学物質の排出抑制の推進

ア リスクコミュニケーション²⁰等の推進

(ア) P R T Rデータの集計結果の公表 [環境保全課]

化管法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスク²¹に関する情報を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、P R T R対象物質についての情報をホームページ等により、分かりやすく公表。

(イ) リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県ホームページを活用し、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

イ ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図っています。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。

20 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

21 環境リスク：人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

ウ ダイオキシン類環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】大気、水質等の調査を年1～4回実施。令和6年度は、大気24、水質35、底質28、地下水4及び土壌15地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。

エ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。令和6年度は、経年的な変化を把握する8物質群のモニタリング調査（水質及び底質）、環境残留状況を把握する初期環境調査（水質及び底質）及び詳細環境調査（水質及び大気）を実施（県管轄分のみ）。

オ 生物・食品の汚染対策 [食品生活衛生課]

(ア) 魚介類等の汚染状況調査

PCB²²、水銀、トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による食品の汚染状況を調査しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】地方卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。令和6年度は全て暫定的規制値以下。

(イ) かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】11地点で調査（1地点で欠測のため。令和7年度は12地点で調査予定）。令和6年度は全て通常の数値の範囲内。

(2) 化管法に基づく化学物質の自主管理の徹底

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

(ア) 排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

(イ) 自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施しています

【令和6年度実績・令和7年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

22 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

(3) アスベスト対策の推進

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課、産業廃棄物対策課、健康づくり推進課、建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】相談窓口の設置、県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成。県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

イ 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止を指導しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入し、アスベスト飛散状況調査の実施。令和6年度は延べ644作業現場で立入検査を、延べ13地点39か所（県管轄分のみ）で測定調査を実施。

ウ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】環境モニタリングを実施。令和6年度は、一般環境20地点において実施。すべての地点で、特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準を下回った。

エ 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき、処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

(4) 土壌汚染の未然防止

ア 土壌汚染状況調査等の実施指導 [環境保全課]

土地所有者等に対し、法に基づく土壌汚染状況調査の実施の徹底を指導するとともに、汚染が判明した場合には、要措置区域等へ指定し、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【令和6年度実績・令和7年度内容】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、区域の指定等、必要な措置を実施（令和6年度末現在の指定状況：要措置区域5件、形質変更時要届出区域79件）。

図表 3-3-2 土壤汚染対策法に基づく届出等の件数（令和6年度）

項 目	件 数
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査結果の報告	7
法第3条第1項ただし書に基づく確認	22
法第3条第7項に基づく形質の変更の届出	8
法第3条第8項に基づく調査命令	10
法第4条第1項に基づく土地の形質変更の届出	429
法第4条第3項に基づく調査命令	3
法第5条第1項に基づく調査命令	0
要措置区域等の指定（区域拡大を含む、延べ件数）	15
要措置区域等の解除（一部解除を含む、延べ件数）	7
法第12条に基づく形質の変更の届出	16
法第12条第5項に基づく計画変更命令	0
法第14条に基づく指定の申請	7
法第16条に基づく汚染土壤の搬出時の届出	9
法第16条第4項に基づく計画変更命令	0
法第16条に基づく基準適合認定申請	0
法第19条に基づく措置命令	0
法第22条に基づく汚染土壤処理業の許可申請（更新許可を含む）	1
法第23条に基づく汚染土壤処理業の変更許可申請	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

イ 土地改変時の土地履歴調査等の実施指導 [環境保全課]

土壤汚染の早期発見と適切な処理を推進し、土壤汚染問題の発生を未然に防止するため、一定規模の土地の改変を行う者に対し、条例に基づき、土地履歴調査及び土壤汚染確認調査等の実施について、指導を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】土地改変時における調査について指導等を実施。

図表 3-3-3 広島県生活環境の保全等に関する条例（土壤環境の保全）
に基づく報告等の件数（令和6年度）

項 目	件 数
土地履歴調査結果の報告	107
土壤汚染確認調査結果の届出	1
汚染拡散防止計画書の提出	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

ウ 大久野島の土壤汚染に係る環境調査等 [環境保全課]

大久野島の土壤汚染については、国において、撤去処理等の当面の対策（平成11年6月完了）が行われましたが、恒久的対策が着実に講じられるよう、大久野島周辺環境の調査を定期的の実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】大久野島周辺海域5か所において、砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果、すべて環境基準に適合。引き続き、水質調査を実施。

第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策

【現状と課題】

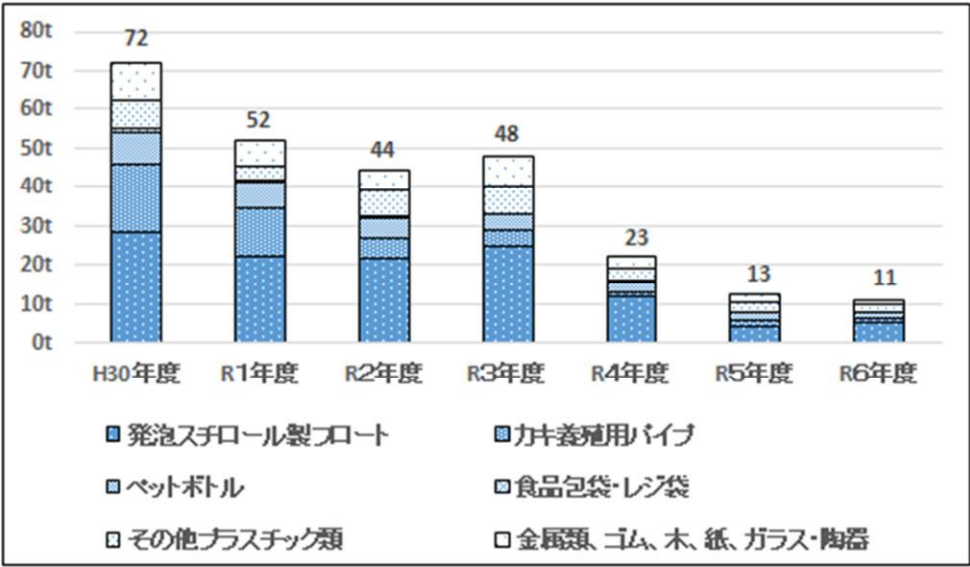
(1) 海洋プラスチックごみの現状

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしており、近年、マイクロプラスチック²³による海洋生態系への影響が懸念されています。

令和元（2019）年6月のG20大阪サミットでは、2050（令和32）年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど、世界的に海洋プラスチックごみによる環境汚染への関心が高まっています。

本県では、平成28（2016）年10月に「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」を改定し、回収・清掃等を中心に取り組んできましたが、令和6（2024）年度に実施した県内海岸漂着物実態調査によると、県内海岸には約11tのごみが漂着し、そのうち約90%をプラスチックごみが占めています。品目別では、かき養殖に由来するごみやペットボトル、プラスチックボトル、食品包装・レジ袋等の生活由来プラスチックごみが多く漂着しています。

図表 3-4-1 県内海岸漂着物の経年変化



資料：県環境保全課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R6）	目標値（目標年度）	目安※1	指標の達成率	進捗状況
環境保全課	3品目（ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋）の海岸漂着物量	t	8.4	1.5	7.9（R7）	8.0	181.3%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

23 マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいいます。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることにより、あるいは洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生します。

【取組状況】**(1) 海洋プラスチック対策 [環境保全課]**

本県では、令和3（2021）年6月、2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにすることを目指し、「～みんなで守ろう、ミライへ、美しく恵み豊かな瀬戸内海を～2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を行うとともに、宣言の実現に向けて、県民及び事業者の皆様と一緒に取組を進められるよう、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称「GSHIP(ジーシップ)」）」を設立しました。

プラットフォーム内に使用量削減、流出防止、清掃回収及び情報発信の4つの課題に応じたワーキンググループを立ち上げ、プラスチック代替素材の開発支援やリサイクルなど3Rの拡大、回収率の向上など、実効性のある具体策を検討・実施しています。

【令和6年度実績】令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」を踏まえ、生活由来の海洋プラスチックごみ対策に資する先進的な取組を行う企業等への支援（リーディングプロジェクト支援補助金）や、人が多く集まる観光地等において、IoT スマートごみ箱の設置及び分別方法のデジタルサイネージ等による発信等を行い、ポイ捨て防止の促進効果等の分析・検証を実施。

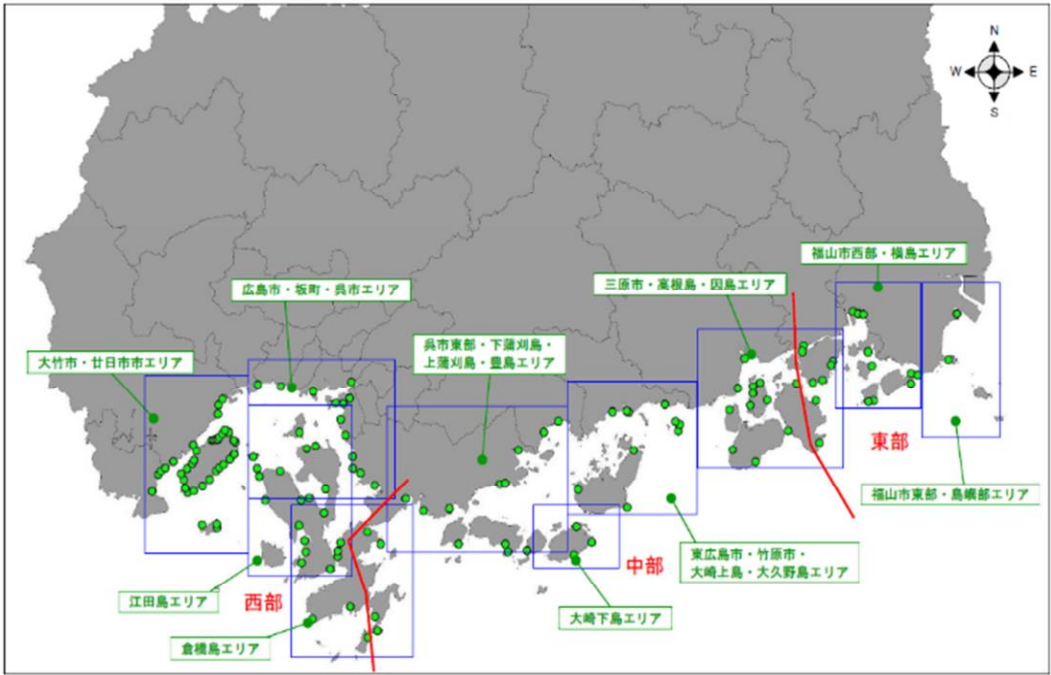
【令和7年度内容】「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」の運営（ワンウェイプラスチックの削減やプラスチックの資源循環の拡大・高度化に向けたモデル事業を継続実施。更なる取組の拡大に向けて、モデル地区における社会実装化事業を新たに展開。流出防止に係るモデル事業で効果の見た取組の広域展開を推進。活動団体と GSHIP 参画会員とのマッチングによる清掃回収の拡大。メディア等と連携した情報発信の実施。）

(2) 海ごみ回収処理等**ア 海岸漂着ごみの実態把握調査 [環境保全課]**

海ごみ発生源対策の基礎資料とするため、平成30年度から県内全域の海岸について漂着物の量とその種類を把握する調査を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内の海岸135地点を対象に目視による海岸漂着物量の把握、代表10地点での海岸漂着物組成調査を実施。

図表 3-4-2 海岸漂着物実態調査地点



資料：県環境保全課

図表 3-4-3 漂着物量の結果（令和6年度）（単位：t）

区分	県内海全体の漂着物量	海域		
		西部 ＜広島湾＞	中部 ＜安芸灘・燧灘＞	東部 ＜備後灘・備讃瀬戸＞
年平均	11（13）	7（7）	4（4）	1（1）
春季	12（16）	7（9）	4（6）	1（2）
夏季	12（12）	7（7）	4（3）	1（2）
秋季	10（11）	7（6）	3（4）	1（1）
冬季	11（12）	6（7）	4（4）	1（1）

注1：（ ）内は令和5年度 注2：小数点以下の端数処理の計算上、合計が一部一致しない。

資料：県環境保全課

図表 3-4-4 海岸漂着ごみの構成割合（令和6年度）

種類		重量（割合）	
発泡スチロール製フロート	漁業関連のごみ	5.2t（45%）	6.6t（57%）
カキ養殖パイプ		1.4t（12%）	
生活由来のプラスチックごみ		3.5t（33%）	
その他のごみ（金属類、木、ガラス、陶磁器等）		1.1t（9%）	
合計		11.2t（100%）	

資料：県環境保全課

イ 市町が実施する海ごみ対策への補助〔環境保全課〕

国庫補助金を活用し、市町が実施する海ごみ対策への支援を行っています。

(ア) 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）

項 目	内 容
実施主体	市町
対象事業	① 海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理及びそれに係る調査研究の事業 ② 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業 ③ 漁業者等が行う無償で回収された海底・漂流ごみの処理
補 助 率	①・② 7/10～9/10 ③10 百万円を上限とし、定額

【令和6年度実績】 9市町 交付額 19,673 千円

【令和7年度内容】 9市町へ交付予定。

GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォームについて

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化など、世界的な問題となっています。本県では、令和3年6月に「海洋プラスチックごみゼロ宣言」を行い、官民連携の推進組織として、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」（略称^{ジーシップ}GSHIP）を設立し、2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみをゼロにする取組を進めています。

□ GSHIP の参画団体と取組の方向性

当初20団体で設立したGSHIPの活動の輪は、令和7年3月末現在、130を超える会員数にまで拡大し、製造、流通、消費、リサイクル、行政など、活動の趣旨に賛同する幅広い業種の企業・団体が参画しています。

GSHIPでは、①プラスチックの使用量削減 ②プラスチックごみの流出防止 ③清掃・回収 ④情報発信 の4つを対策の柱として、ワーキング会議を設置し、プラスチックの削減等につながる具体的な取組を推進しています。

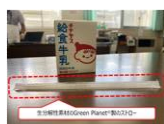


□ GSHIP での具体的な取組内容

令和6年度の主な取組は、生活由来の海洋プラスチックごみ対策につながる先進的な取組を行う企業等への支援や、ナッジを活用したメッセージや親しみやすいキャラクターを掲載した啓発資材を設置し、周辺の散乱ごみの状況変化等の検証などを行いました。

今後もGSHIPの参画会員等と連携したプラスチックの使用量削減や流出防止対策などに取り組むとともに、国や関係府県とも連携・協働しながら、瀬戸内海全域での海洋プラスチック対策を進めていきます。

①プラスチック使用量削減 及び ②流出防止の取組



<使用量削減に係る先進的モデル事業の実施>

<ナッジを活用したメッセージなどを掲載した啓発資材による周辺の散乱状況変化等に係る実証>

③清掃・回収 及び ④情報発信の取組



<GSHIP 会員等との連携による海岸清掃活動>

<海ごみ関連情報サイトでの発信>

<小売店等と連携した工作などの体験コーナー、ステージイベントを通じた啓発活動>

第5節 地域環境の維持・向上

1 総合的な環境保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定し、公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を実施してきましたが、令和2年度末をもって計画に基づく対策を終了しています。

図表 3-5-1 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	策定年月日	計画期間（年度）
備後地域	福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域	H24.3.16	H23～R2
広島地域	広島市の区域	H24.3.16	H23～R2

資料：県環境政策課

(2) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しています。

(3) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-5-2 公害苦情事案の取扱件数

区分 年度	取扱件数 (A+B)	取扱件数内訳					発生当 年度 件数 (A)	繰越前 年度 件数 (B)	対前年 増加 件数	対前年 度比
		大気汚 染	水質汚 濁	騒音振 動	悪臭	その他				
H27	1,403	356	290	316	151	290	1,360	43	△22	0.98
H28	1,249	346	232	253	134	284	1,209	40	△154	0.89
H29	1,349	371	239	287	148	304	1,205	144	100	1.08
H30	1,111	277	262	246	137	189	1,065	46	△238	0.82
R1	1,158	300	227	313	141	177	1,100	58	47	1.04
R2	1,332	302	211	391	170	258	1,265	67	174	1.15
R3	1,284	302	225	344	166	247	1,191	93	△48	0.96
R4	1,233	283	204	313	159	274	1,144	89	△51	0.96
R5	1,316	315	212	351	153	285	1,216	100	83	1.07
R6	1,209	294	174	339	164	238	1,149	60	△107	0.92
R6年度構成比(%)	100.0	24.3	14.4	28.0	13.6	19.7	-	-	-	-

(注)取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

(4) 環境汚染事案への対応

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	水質事故発生件数	件	147	96	現状より 減少させる （R7）	147	134.7%	目標以上 達成

【取組状況】**(1) 公害防止計画の推進**

ア 公害防止計画の策定及び推進 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、広島地域及び備後地域の公害防止計画に基づく公害防止対策を推進してきましたが、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから、令和2年度末で計画に基づく対策を終了しました。

(2) 環境保全協定の締結及び監視

ア 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(3) 公害紛争処理の推進

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

【令和6年度実績】新規事件受付件数4件、終結事件件数2件

【令和7年度内容】継続事件件数7件（調停）

(4) 市町に対する支援

ア 権限移譲市町に対する支援 [環境保全課]

環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的支援を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】新任及び分野別研修を4回実施。

(5) 環境汚染事故時における適切な対応

ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。令和6年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて96件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、71件。

また、県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 大気監視テレメータシステムの運用 [環境保全課]

大気監視テレメータシステムにより県内の大気環境の状況を把握しています。また、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】大気監視テレメータシステムにより、大気環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の大気環境の状況を把握。また、県ホームページから環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

(6) 生活環境中の放射能の測定

ア 生活環境中の放射能濃度等の測定 [環境保全課]

原子力災害等の発生時における影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内5か所のモニタリングポストで、大気中の放射線量率を24時間連続して監視。

2 身近な緑地環境等と優れた景観の保全・創造

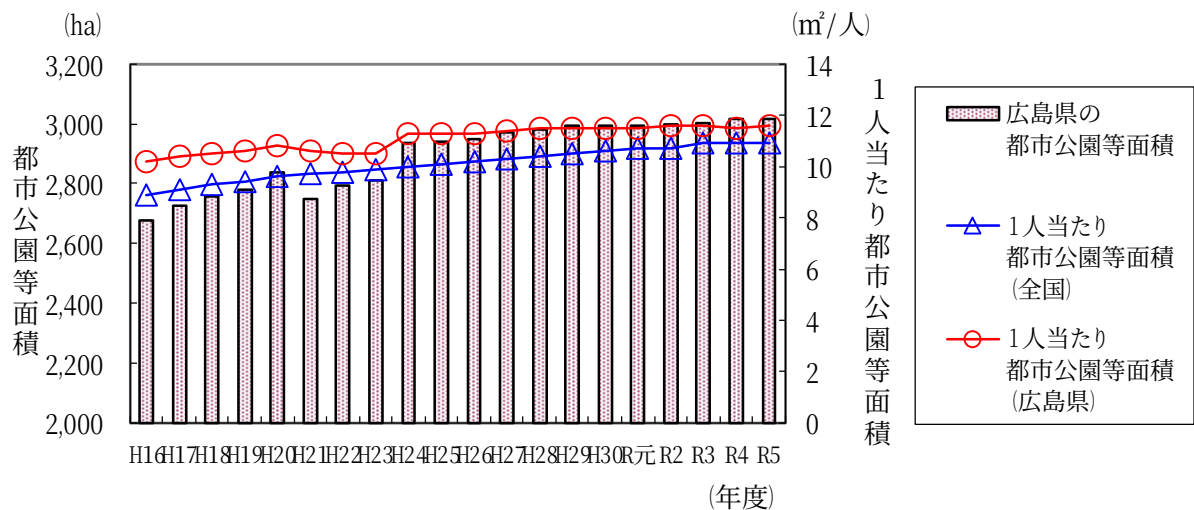
【現状と課題】

(1) 緑地環境等の保全

農山村地域等は、里山²⁴、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-5-3 都市公園²⁵等面積及び1人当たり都市公園等面積



資料：県都市環境整備課

図表 3-5-4 緑地環境保全地域数及び面積（令和7年4月1日現在）

区 分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

(2) 優れた景観の保全と創造

本県は中国山地の自然美、瀬戸内海の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

²⁴ 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

²⁵ 都市公園：都市公園法第2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,300件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-5-5 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名 称	区 域	種 類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町、旧大野町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町、旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全 域：景観形成地域	H4. 4. 1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域）、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域） ※廿日市市域については、H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5. 2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町の区域を除く） ※H22.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5. 4. 1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町、旧下蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H6. 4. 1

資料：県環境保全課

図表 3-5-6 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

三原市（旧本郷町、旧大和町の区域を除く）、府中市（旧上下町の区域を除く）、庄原市（旧口和町、旧比和町、旧総領町の区域を除く）、大竹市、東広島市（旧福富町、旧河内町の区域を除く）、安芸高田市（旧八千代町の区域）、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町（旧豊松村、旧三和町の区域） ※次の3市はそれぞれ、市景観計画区域となったことから、県景観条例の届出事務を適用除外とした。 三次市（H19.10.1）、呉市（H20.3.1）、竹原市（R4.8.1） （ ）内は適用除外とした日

資料：県環境保全課

図表 3-5-7 「景観法」に基づく景観行政団体 （ ）は、景観行政団体となった日

広島県（H16.12.17）、広島市（H16.12.17）、福山市（H16.12.17）、三次市（H17.4.1）、尾道市（H17.8.1）、呉市（H17.10.1）、廿日市市（H21.7.15）、竹原市（R2.10.15）
--

資料：県環境保全課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度） （R7）	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持 （R7）	818	100%	目標どおり 達成

【取組状況】

（１）身近な緑地の保全

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図っています。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内22か所の緑地環境保全地域の保全を推進。

（２）身近な緑地の整備

ア 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課、道路整備課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

イ 都市公園事業 [都市環境整備課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は上野総合公園（庄原市）等、6箇所で開催を実施。

ウ 街路事業 [都市環境整備課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】市街地やその周辺地域において身近な緑地を確保できるよう、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

（３）身近な農地・農業用施設の保全

ア 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源涵養^{かん}などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和7年度から5年間の第6期対策を実施しており、持続的な農業生産活動を推進。令和6年度は協定面積20,484haに対し、2,747,183千円を交付。

イ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持しています。

【令和6年度実績】農地維持714組織(18,531ha)、546,138千円、資源向上(共同活動)494組織(15,492ha)、274,905千円及び資源向上(長寿命化)56組織(5,479ha)、226,610千円を交付。

【令和7年度内容】協定面積を拡大して実施予定。

ウ 農薬適正使用推進対策事業 [農業技術課]

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施しています。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、講習会を県内5会場（参加者数407名）で開催するとともに、立入検査を93件（うち指導件数25）実施。（注）立入検査件数は、権限移譲市町分を含む。令和7年度については、県内3会場およびアーカイブ配信による講習会の開催と120件の立入検査を実施予定。

エ 農業生産資材総合対策事業 [農業技術課]

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料生産・販売の届出等の事務処理を行うとともに、立入検査により、品質の確保や表示が適正に行われているかを確認しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、肥料登録申請・届出（299件）を受付するとともに、2件の立入検査を実施。（注）件数は、令和6年1月から令和6年12月までの実績で、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。令和7年度については3件程度の立入検査を実施予定。

（4）市町主体の景観行政の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策を促進。

（5）自然景観の保全

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、市町が大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】良好な景観の保全等のために届出制度による指導を実施。令和6年度の市町への大規模行為等の届出実績は136件。

イ 道路環境整備事業 [都市環境整備課]

良好な街並み景観の創造を図るため、市街地やその周辺地域において身近な緑地を確保できるよう、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行うことにより、優れた景観の形成を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は街路事業12路線の整備を推進。令和7年度は街路事業10路線の整備を推進。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】良好な景観の創出のために協議制度を活用。

（6）文化的景観の保全

ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進しています。

（ア）国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は重要文化財常称寺（尾道市）など13件の保存修理事業に対し助成。令和7年度は9件の助成を予定。

（イ）県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は史跡石泉文庫及塾・僧叡之墓（呉市）など5件の保存修理事業に助成。令和7年度は5件の助成を予定。

（ウ）指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は国宝不動院金堂（広島市）など32件の防災設備保守点検事業等に対し助成。令和7年度は33件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開しています。

（ア）文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加。

（イ）縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】利用促進と学習支援の充実を図るために縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を実施。令和6年度の見学者数は、縮景園が約37万9千人、浄楽寺・七ツ塚古墳群が約8万人。

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護（保存と活用）を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図っています。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する現地踏査、試掘・確認調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行っています。

【令和6年度実績】都市計画道路吉行飯田線街路事業など2事業計画地の試掘・確認調査、県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施。

【令和7年度内容】都市計画道路吉行飯田線街路事業など3事業計画地の試掘・確認調査、県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図っています。

第4章 自然環境と生物多様性¹の保全

第1節 自然資源の持続可能な利用

【現状と課題】

(1) 自然公園²等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域³」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-1 自然公園の面積（令和7年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積(ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国 立 公 園	1	10,685	7,569	203	3,116
国 定 公 園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和7年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積(ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区1,248、普通地区806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域は概ね横ばい、又は減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

2 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

3 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-1-3 自然公園等の利用者数

(単位：千人)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国 立 公 園	7,089	7,367	3,524	3,062	4,286	6,324	6,448
国 定 公 園	918	870	595	619	649	694	690
県 立 自 然 公 園	357	423	426	408	417	406	290
県 民 の 森	111	112	14 ^{※2}	115	122	78	94
もみのき森林公園	163	167	127	114	130	102	114
県 民 の 浜	41	51	29	32	44	55	45
中 央 森 林 公 園	285	288	246	232	267	248	237
中 国 自 然 歩 道	319	328	228	323	406	352	322
県 自 然 歩 道	33	34	33	31	34	31	31
合 計	9,316	9,642	5,222	4,936	6,353	8,289	8,271

※1 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある。

資料：県自然環境課

※2 県民の森の R2 利用者数については、R2.7 月末までの数値

図表 4-1-4 野外レクリエーション施設等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

（3）水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により減少していることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・育成等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-5 自然海浜保全地区数及び面積（令和7年4月1日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

(4) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制的措施により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度) 基準年度値 より増加 (R7)	目安	指標の 達成率	進捗状況
自然環境課	自然公園利用者数	千人	9,642	8,271		9,642	85.8%	未達成
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054 (R7)	2,054	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園面積		37,857	37,857	37,857 (R7)	37,857	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	17 (R7)	17	100.0%	目標どおり達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	78,108	54,066	78,108 (R7)	78,108	69.2%	未達成
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※2	ha	26.2※3	45.8	46.2※4 (R7)	43※1	106.5%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※3 平成23年度～令和元年度の累計

※4 平成23年度～令和7年度の累計

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然公園利用者数	令和6年の自然公園利用者数は、8,271千人で、目標値の約86%にとどまっている。これは、利用者の約半数を占める宮島が訪日観光客数の増加により過去最多の利用者数となったものの、日本人観光客数については、人口減少や少子高齢化が進む中、長期的に横ばい傾向にあることや、猛暑日の増加により、外出を控えたことなどが影響していることが要因と考えられる。	自然公園等施設において快適な施設利用ができるよう、計画的な更新、機能強化を図るとともに、自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など施設の活性化に取り組む。
森林ボランティア参加数	森林ボランティア参加数については、R1年度までは順調に増加傾向にあったが、コロナ禍の影響により微減していた。R5年度からは外出機会の増加やイベントの再開等により大幅に増加したものの、R6年度は大型イベント時の天候不良や夏の酷暑等の影響で再び減少に転じ、最終年度の目標値（78,108人）に対して69%にとどまった。	森林ボランティア活動については、天候に左右される点も多いが、ホームページの活用等によるボランティア活動の取組紹介といったPR活動や、安全技術研修、ボランティア間の情報交換等の推進により、目標値である「森林ボランティア参加者数がR1実績値(78,108人)以上」を目指していく。

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、保護と利用の調和を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は自然災害による自然公園内の早期復旧や、公園利用者の安全を確保するため危険木の伐採等を実施。令和7年度は計画的な更新・機能強化を図り、更なる利用促進に向けた取組を推進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、多様化する利用者ニーズ、施設の老朽化を踏まえた自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など、施設の活性化に取り組みます。

【令和6年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	極楽寺山	水上デッキ修繕
比婆道後帝釈国定公園	県民の森	スキーリフト整備等
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	橋梁塗装

【令和7年度内容】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道法面等安全対策工事
西中国山地国定公園	聖湖	給水施設更新
比婆道後帝釈国定公園	帝釈公園	照明器具改修
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	橋梁塗装
野外レクリエーション施設	中央森林公園	転落防止柵更新
野外レクリエーション施設	県民の浜	空調設備工事

※1箇所当たりの事業費が1,000万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場⁴や干潟⁵などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【令和6年度実績】藻場の造成（広島県2.8ha）、海底の清掃（呉市4.45km²）を実施。

【令和7年度内容】藻場の造成（広島県2.8ha）、海底の清掃（呉市4.20km²）を実施。

4 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

5 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】玖島川（廿日市市）において、自然環境に配慮した河川改修事業に伴う護岸等設計及び工事を実施中。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和6年度実績・令和7年度内容】民間主体の恒常的かつ自立的な賑わい創出に向けた検討。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

秩序ある公有水面の利用を図っていくため、令和7年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和6年度実績】地区別実施計画に基づき、現場における新たな放置等禁止区域を指定し、当初予定していた全区域の指定が完了。係留許可等の事務を実施。

【令和7年度内容】小型船舶用泊地等使用料の徴収を開始。所有者不明船舶については、県による簡易代執行・廃棄物としての処理を促進。引き続き、係留許可等の事務を実施。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぎ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】広島港で整備した干潟における知見の集積。

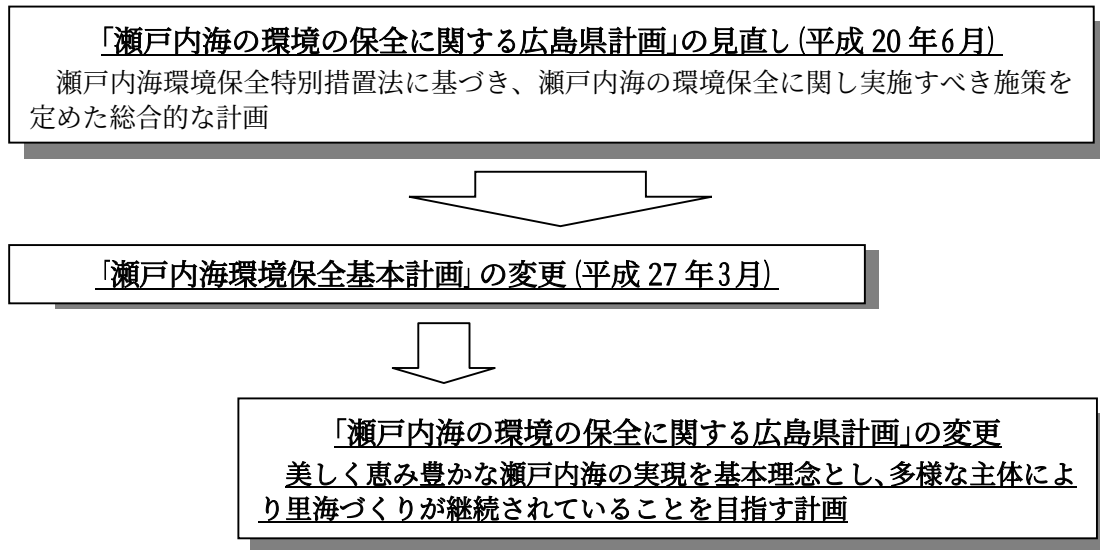
（3）瀬戸内海的环境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海的环境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】瀬戸内海的环境の保全に関する広島県計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。

図表 4-1-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



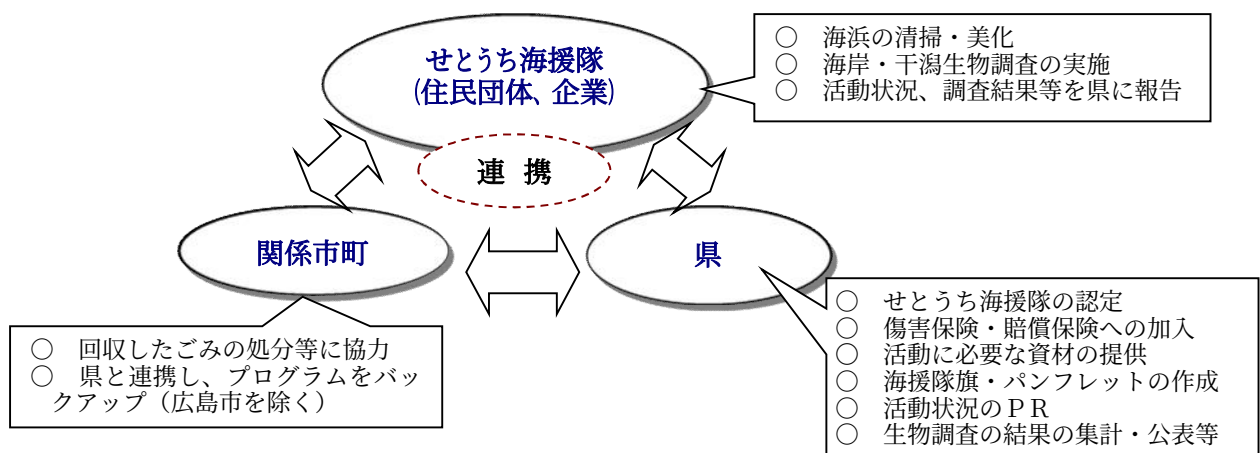
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和6年度末の認定団体：40団体）

図表 4-1-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和6年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海的环境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和7年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

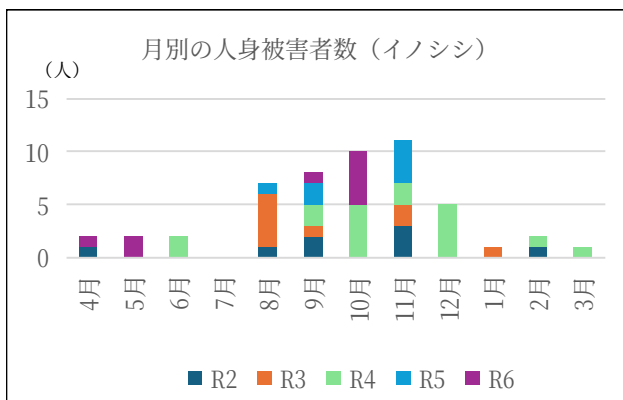
- ※ 関連事業：下水道の整備促進（P64）、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進（P64）、浄化槽の整備促進等（P64）、排水規制等の実施（P66）、水産基盤整備事業（P93）、放置艇の解消（P94）、港湾環境整備事業（P94）

（4）プラスチックごみの海洋流出防止対策：再掲（P77）

イノシシ、クマなどの大型獣による被害を防ぐために

【大型獣の市街地出沒の現状】

- 県内では、イノシシの活動が活発になる秋ごろを中心に、毎年数件人身被害が起きています。（自宅の敷地内で出くわした、自転車で走行中ぶつかった等）
- クマによる人身被害は、令和2年度に4人、3年度に1人で、4～6年度はゼロです。



【なぜ大型獣が市街地に出沒するの？】

出沒の理由（現状）

- ・野生動物の潜み場があり、安心して集落に近づきやすい。
- ・集落で、野生動物が食べ物を楽に手に入れることができる。

対策としてできること

- 草刈り等の環境整備を行い、野生動物の潜み場をなくす。
- ゴミや柿の実等餌となるものを放置しない。



【大型獣を市街地に出沒させない（または出沒時に適切に対応する）ために、県が行っていること】

- 市町への補助（柿の木など未利用果樹の伐採費用、地域住民対象の研修会開催費用等）
- クマ出沒地域でのクマレンジャーによる追い払い
- 大型獣が市街地に出沒した際に係る行政担当者研修の開催等

【それでも大型獣が市街地に出沒してしまったら…】

まずは次の点に注意し、身の安全を確保しましょう。

⚠危険だからやってはいけないこと	イノシシ	クマ
大声を上げる、棒を振り回す、石を投げる 等	⚠	⚠
背中を見せて走る	⚠	⚠
移動経路をふさぐ	⚠	⚠
🍷安全のためにぜひやってほしいこと	イノシシ	クマ
ゆっくり後ずさりし、高い場所や車等に避難する	🍷	🍷
至近距離で遭遇した場合、うつぶせで顔・頭・腹を守る		🍷
子連れ個体は特に注意する	🍷	🍷

詳しくは、広島県ホームページをご参照ください。

[街でイノシシ等の野生動物に出あったら - 広島県の野生鳥獣の保護管理ポータルサイト](#) | 広島県



第2節 生態系の健全な維持管理

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,161種（うち41種は既に絶滅）が選定され、「レッドデータブック」（令和4年3月改定）に取りまとめており、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、ツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-2-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅のおそれ あるI類	絶滅のおそれ あるII類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約 200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 指定野生生物種等の指定状況

種 名	分 類	種 名	分 類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、オオハム、アビ)	鳥 類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計 11 種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-2-3 野生鳥獣による農作物被害額

(単位：百万円)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
イノシシ	302	286	354	358	305	255	202	181
シカ	33	42	44	53	48	52	54	72
サル	8	7	5	10	10	5	4	5
その他獣類	12	9	12	16	14	15	12	14
鳥 類	52	45	61	76	83	75	67	78
計	408	389	476	513	461	402	339	349

*端数処理により合計が一致しない場合がある

資料：県農業生産課

【成果指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,161 (R3)	1,161	—	—	—	—
自然環境課	自然観察会等への参加者数	人/年	6,296	3,944	6,000 (R7)	6,000	65.7%	未達成
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	29,531	23,326※1	35,000以上 (R4)	35,000	66.6%	未達成
自然環境課	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	189	533※2	135以内※2 (R4)	135	25.3%	未達成

※1 速報値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然観察会等への参加者数	県主催以外の自然観察会への参加者数も含めており要因は不明だが、天候等の影響や周知不足などが推測される。	公的施設でのパネル展示実施など、身近な場所で自然観察活動に取り組んでもらえるよう周知を行う。
イノシシ年間捕獲頭数	豚熱感染症の拡大で個体数が減少したこと等もあり、捕獲頭数は未達成であるものの、農作物被害額は減少傾向。	さらに農業等の被害を軽減するため、引き続き個体群管理に取り組む。
ツキノワグマ年間除去頭数	人家周辺への出没など、人とツキノワグマの軋轢の増加により、捕獲数が増加。	生息実態を改めて把握するとともに、出没対策の強化に取り組む。

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

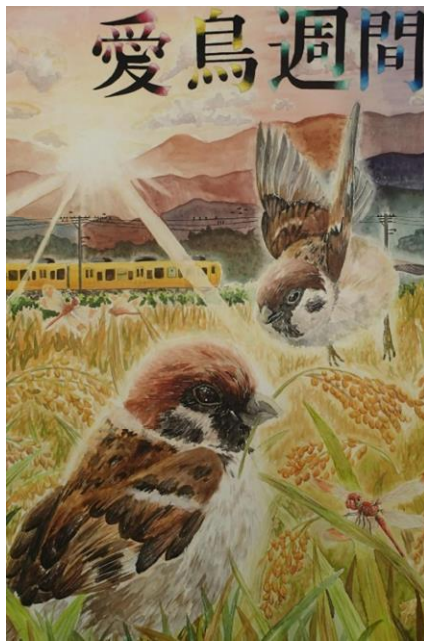
鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和7年度愛鳥週間ポスター特選（令和6年度募集分）



東広島市立河内小学校
5年 林 拓磨



広島大学附属三原中学校
3年 岡田 悠利



広島県立松永高等学校
3年 中山 直人

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が依然として高い水準にあるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和6年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和7年度内容】緊急銃猟の実施に必要な知識・技術を習得する職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出沒地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和6年度実績・令和7年度内容】クマ出沒地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】構成13市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和6年度実績】鳥獣保護区（91か所 53,237ha）。

【令和7年度内容】鳥獣保護区（91か所 53,237ha）。

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進

【現状と課題】

環境保全行動に取り組んでいる県民の割合は約7割に達し、その意識は年々高まっており、実際の行動にも着実に繋がっているものの、更なる実践行動を促すためには、社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、取組を充実させるとともに、そのための指導者の育成などを行う必要があります。

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っています。

また、県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進するとともに、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	59.9 (R2)	69.8 ^{※1} (R5)	65 (R5)	65	107.4%	目標どおり 達成
環境政策課	環境学習講師派遣学習会の受講者数	人	113 (R2)	792	700	700	113.1%	目標どおり 達成

※1 県政世論調査で3年に1度、調査

【取組状況】

(1) 環境学習の推進

ア 環境学習講師派遣（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は24人を派遣。

＜環境学習講師の派遣者数＞

指標項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6
派遣者数（人）	21	7	31	37	23	24

イ 県立広島大学での教育 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部）において、環境科学や生命科学に係る基礎的な内容から専門的・実践的な内容まで段階的に学修できるよう、体系的なカリキュラムによる教育を行い、環境保全や資源の循環利用などの分野で活躍できる人材を育成しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度には、環境科学に関する専門知識の修得に加えて、県や周辺自治体の環境政策や県内環境関連企業の活動についての講義や見学を通じて、環境への理解を深める教育を実施。令和7年度も同様に、県、庄原市や県内環境関連企業と連携し、講演や現地見学などを実施し、環境科学に関する教育の継続的な実施を計画。

ウ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

「海の日記念事業」開催の際に、小学生などを対象に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発しています。

【令和6年度実績】福山市田尻漁港で、漁業団体等が開催した「海の日記念事業」内での啓発活動を支援。

【令和7年度内容】前年度と同様の取組を予定。

エ グリーン・ツーリズムの推進 [販売・連携推進課]

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、自然環境や資源の大切さを考える機会となるため、広島県内で農林漁業体験活動が可能な施設などを紹介しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】体験施設や宿泊施設の情報をホームページにより提供。

オ 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行うとともに、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に出向いて緑化研修や自然体験学習を行うことで緑化意識の普及啓発を進めています。さらに、みどりについての健康診断や病害虫防除等の緑化相談等を実施し、緑化技術の向上を図っています。

【令和6年度実績】令和6年度は緑化研修および講習会を100回（緑化研修69回、講習会9回、出張研修22回）、緑の学校11回、緑化相談293件を実施。

【令和7年度内容】前年度と同様の取組を予定。

※ 関連事業：せとうち海援隊支援事業（P95）、環境月間行事の実施（P105）

(2) 啓発活動の推進

ア 環境講演会の開催 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム¹等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は地球環境問題と広島市の野草・昆虫・野鳥の講演会を開催。令和7年度も各方面での講演会を実施。

イ ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動等に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、先覚的・独創的な環境保全活動に従事した1団体、長年に渡って環境保全活動に従事した2団体及び個人2名を表彰。令和7年度も引き続き実施。

ウ こどもエコクラブの支援 [環境政策課]

幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、52団体のこどもエコクラブのメンバー434人が活動。令和7年度も引き続き取組を実施。

エ 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日²」及び6月の「環境月間²」を通じて、国、市町、団体等の協力のもと、各種事業を実施しています。

≪「環境の日」ひろしま大会≫

【令和6年度実績・令和7年度内容】

令和6年度は6月8日に参集型イベントを開催し、県内の団体等の環境活動の紹介のほか、環境に係るステージイベントやスタンプラリー等を実施。令和7年度は6月21日に参集型イベントを開催。

1 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

2 環境の日、環境月間：1972年6月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において6月5日を「環境の日」と定め、また6月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。

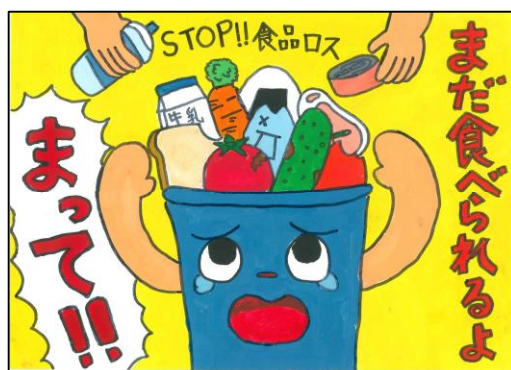
オ 環境と健康のポスター・標語コンクール（環境部門）の実施 [環境政策課]

子供たちに、ポスターや標語の作成を通して環境への関心と環境保全についての理解・認識を深めてもらうため、関係団体と連携しコンクールを開催しています。

【令和6年度実績】応募数：ポスターの部 11,686点、標語の部 25,182点



広島県知事賞
廿日市市 山陽女学園中等部
1年 岡田 紗奈



広島県教育委員会賞
海田町 海田小学校
6年 堀江 日向子

少しエコ
みんなでやれば
すごいエコ

広島県知事賞
神石高原町 神石小学校
2年 高石 七海

捨てるより
拾うあなたが
かっこいい

広島県教育委員会賞
府中市 第一中学校
3年 守山 寛海

カ 「エコひろしま」の運営 [環境保全課]

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、県環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】「エコひろしま」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。

(3) リーダー人材の育成

ア 環境学習講師専門研修 [環境政策課]

児童・生徒等を対象とした環境学習会をより効果的に実施するため、環境教育の実践者や、その支援者等を受講対象とする研修会を実施しています。フィールドでのワークショップを行うなど参加者がお互いの経験から学び合い、指導技術を高め合う学びに取り組んでいます。

【令和6年度実績・令和7年度内容】学校や地域において環境教育を実践している者等を対象とし、令和6年度は全3回の研修を実施し、延べ42人が受講。令和7年度も同様に開催予定。

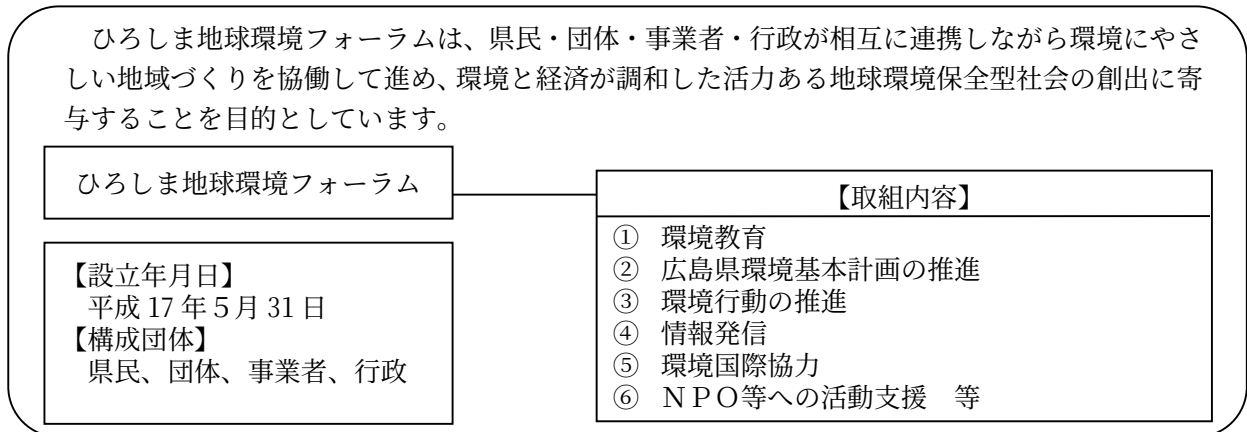
(4) 自主的な環境活動を行う仕組みづくり

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援 [環境政策課]

県民、団体、事業者、行政の217会員（令和7年3月末）で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援。

図表 5-1-1 ひろしま地球環境フォーラムの概要



イ ひろしまアダプト活動³支援事業（マイロードシステム・ラブリバー制度） [道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などを行う団体をアダプト活動認定団体（マイロード認定団体・ラブリバー認定団体）として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなど、その活動を支援しています。

【令和6年度実績】マイロード認定団体は、新たに19（総計770）の団体を認定し、21,572人の参加を得て延長613.41kmの道路清掃等を実施。

ラブリバー認定団体は、新たに9（総計486）団体を認定し、15,138人の参加を得て293.43kmの河川清掃等を実施。

【令和7年度内容】アダプト活動の拡大・充実を図るため、奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を実施。

ウ 道路河川清掃等業務委託事業 [道路河川管理課]

県が管理する道路河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な道路河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】清掃活動等を実施。令和6年度は333団体で実施。

³ アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動。

エ 河川清掃「クリーン太田川」 [道路河川管理課]

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】7月の河川愛護月間にあわせて基町環境護岸周辺にて一斉清掃活動を実施。令和6年度は163団体、11,282人が参加。

※ 関連事業：県民運動の支援（P13）、せとうち海援隊支援事業（P95）

オ 広島県グリーンボンドの発行について [財政課]

広島県では、「2050 ネット・ゼロカーボン」の実現に向けた取組の一環として、グリーンボンドを発行しています。県内外の投資家の皆様から、本県の環境施策に共感・応援していただくことで、地球温暖化対策への取組を一層推進します。

また、本県グリーンボンドを購入いただいた投資家の皆様に、広島の実林づくりや海づくりに参加していただけるよう、環境保全活動を支援するメニューを提供します。

【令和6年度実績・令和7年度内容】本県グリーンボンドを購入いただいた投資家の皆様へ環境保全活動支援メニューを提供。

広島県グリーンボンドの発行について

■ 広島県グリーンボンドとは

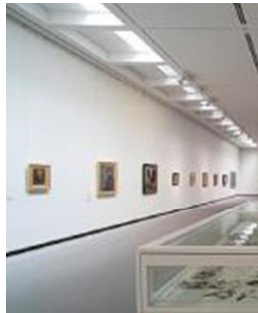
県では、「2050ひろしまネット・ゼロカーボン」の実現に向けた取組の一環として、グリーンボンドを発行しています。県内外の投資家の皆様から、本県の環境施策に共感・応援いただくことで、地球温暖化対策への取組を一層推進して参ります。

○ 資金使途の例（一部）



漁場環境の保全

瀬戸内海域における
良好な漁場環境の創出



照明のLED化

美術館等県有施設の
照明のLED化



小水力発電

小水力発電所の
設置に対する補助

また、本県グリーンボンドを購入いただいた投資家の皆様に、環境保全活動の実施を支援するメニューを提供しております。

○ 環境保全活動支援メニュー例（一部）

事業名	支援内容
県立広島大学における「寄附講義」の開催	- 県立広島大学と連携し、大学生への環境学等のSDGsに関する「寄附講義」を開催する機会を提供します。 - 大学生の単位取得につながる講義であり、講義名称には、企業名が付されます。 
「環境の日」ひろしま大会における企業ブースの出展	「環境の日」ひろしま大会にブースを出展の上、環境活動の取組を、紹介していただきます。 

事業名	支援内容
環境学習の案内チラシへの協賛表記	● 環境学習の案内チラシに、協賛表記をします。
海岸清掃を行う団体へ配布する 清掃用品（ビブス、タオル等）への 企業名の記載	● 企業名を清掃用品に記載します。 
「環境白書」に、グリーンボンドの 投資企業として企業名を掲載	● 毎年度9月議会に提出している「環境白書」内のグリーンボンドの コラムページに、広島県グリーンボンドの投資企業として企業名 を掲載します。 
県環境情報サイト「ecoひろしま」に グリーンボンド投資企業として紹介	● 環境情報サイト「ecoひろしま」内のグリーンボンドのペー ジにおいて、広島県グリーンボンドの投資企業として、HPのリンクを掲載し ます。

■ 広島県グリーンボンド投資企業

グリーンボンドの購入を通じて、本県の環境プロジェクトへの投資並びに賛同を表明した全45社のうち、グリーンボンド投資企業として「環境白書」への掲載にご了解いただいた投資家の皆様をご紹介します。

投資表明投資家一覧（11件）

※五十音順

青山商事株式会社

大津建設株式会社

株式会社北川鉄工所

株式会社京都嵯峨野

株式会社シーエム・エンジニアリング

株式会社マエダハウジング

株式会社もみじ銀行

呉信用金庫

社会福祉法人すぎのこ会 ひのきの杜共生

早川ゴム株式会社

日本地震再保険株式会社

第2節 環境関連産業の振興

【現状と課題】

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12（2000）年の58兆円から令和4（2022）年には約119兆円に達しています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。

特に市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であり、それらを支える人材の育成が重要になっています。

また、リサイクル関連産業の育成は、事業者による廃棄物抑制の取組につながるため、リサイクル関連の研究開発やリサイクル製品の品質向上・販路拡大を推進する必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境・エネルギー産業課	環境・エネルギー分野の付加価値額	億円	684	850 （R5）	892 （R7）	822.7	103.3%	目標どおり達成
環境・エネルギー産業課	環境・エネルギー分野の取組企業数	社	127	155 （R5）	170 （R7）	155.7	99.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

1 環境・エネルギー関連産業の育成

【取組状況】

（1）環境・エネルギー産業の集積

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [環境・エネルギー産業課]

SDGs をビジネスチャンスと捉え、環境汚染防止、廃棄物処理など環境浄化分野やネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策等の分野において、産学官連携による先進的な環境ビジネス創出や人材育成などに取り組むことで環境・エネルギー産業の集積を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】ひろしま環境ビジネス推進協議会を起点として新たなビジネスモデル開発を支援。広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を起点としたカーボンリサイクル技術の推進。

(2) 地域資源・特性に応じた支援

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [環境・エネルギー産業課]

これまでに構築した海外の政府機関や環境団体とのネットワークを生かし、海外市場への販路開拓やプロジェクト形成に取り組むとともに、海外スタートアップ企業等との連携による事業創出等を通じて、県内企業の環境・エネルギー産業における海外展開を加速しています。また、大崎上島町に国のカーボンリサイクル実証研究拠がある本県の特徴を生かし、広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想に基づき、産学官の連携組織を通じた企業間のマッチング支援や次世代教育プログラムの提供などの取組を実施しています。

【令和6年度実績】海外スタートアップ企業等と連携した海外での新規事業創出を支援、カーボンリサイクル技術の社会実装に向けた企業間のマッチング支援、広島県カーボン・サーキュラーエコノミー推進構想の改定。

【令和7年度内容】海外スタートアップ企業等と連携した海外での新規事業創出を支援、カーボンリサイクル技術の社会実装に向けた企業間のマッチング支援、次世代教育プログラムの提供等。

(3) 環境・エネルギー産業の研究開発の推進

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [環境・エネルギー産業課]

市場の成長が見込まれる環境・エネルギー分野での、研究開発、環境関連製品の開発等を支援するため、開発・実証の経費を助成しています。また、カーボンリサイクル分野においては、国は大崎上島に実証研究の拠点を整備し研究開発が行われており、こうした国の取組と一体となって、本県を舞台にした研究活動を誘発するため、協議会組織を立ち上げ、新たに研究実証・支援制度を創設するなど、カーボンリサイクルの研究拠点化を図っています。

【令和6年度実績】環境・エネルギー産業集積促進補助金による支援（8件）、カーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援制度による支援（16件）

【令和7年度内容】環境・エネルギー産業集積促進補助金による支援及びカーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援制度による支援。

イ 中国四川省との環境保護合作事業 [環境政策課] [環境・エネルギー産業課]

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づき、商談会や研修等を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は、広島県からの訪問団の派遣、中国四川省からの研修生の受入を行い、相互に技術交流を実施。令和7年度も引き続き、研修員の受け入れや現地での技術交流を実施予定。

※ 関連事業：廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P37）、びんごエコタウン⁴推進事業（P113）、循環型社会形成推進機能強化事業（P113）、リサイクル製品使用促進事業（P113）

(4) 産業分野の人材の育成

ア 研究開発などに携わる人材の育成 [研究開発課]

【令和6年度実績】広島県堆肥センター協議会が主催する堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

【令和7年度内容】堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

4 びんごエコタウン（構想）：平成12年3月に備後22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

(5) リサイクル産業の集積**ア びんごエコタウン推進事業** [循環型社会課]

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い、循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図っています。

分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じており（びんごエコ団地企業立地支援事業）、令和2年度に全6区画の分譲を完了しました。

【令和6年度実績・令和7年度内容】分譲事業者に対して、立地を支援。

(6) リサイクル産業の育成**ア 循環型社会形成推進機能強化事業** [循環型社会課]

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成しています。

【令和6年度実績】研究事業17テーマに76,411千円、人材育成事業1テーマに1,060千円を支援。

【令和7年度内容】研究事業15テーマ、人材育成事業1テーマに支援。

イ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行っています。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度末時点で445の登録を実施。

図表 5-2-1 令和6年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

種 別	品 目 名	使 用 量	単 位
第一種	改良土	8,303	m ³
	工事立て看板枠	2	基
	再生アスファルト安定処理混合物	2,858	t
	再生加熱アスファルト混合物	2,492	t
	再生鋼土	6	m ³
	再生碎石	74	m ³
	再生土	29,777	m ³
	鉄鋼スラグ	1,387	m ³
第二種	再生加熱アスファルト混合物	39,184	t
	再生砂	494	m ³
	再生碎石	78,232	m ³
	再生粒度調整碎石	6,934	m ³
	土木製品	101	m
	法面緑化用吹付材	49,820	kl

資料：県循環型社会課

第3節 環境配慮の仕組みづくり

1 事業者等による環境に配慮した取組の推進

【現状と課題】

（１）環境に配慮した事業活動等の普及促進

環境保全に対する事業者の理解度は着実に高まっており、実際の行動につながっている事業者の割合は年々増加しているものの、更なる理解醸成と実践行動の促進が求められています。

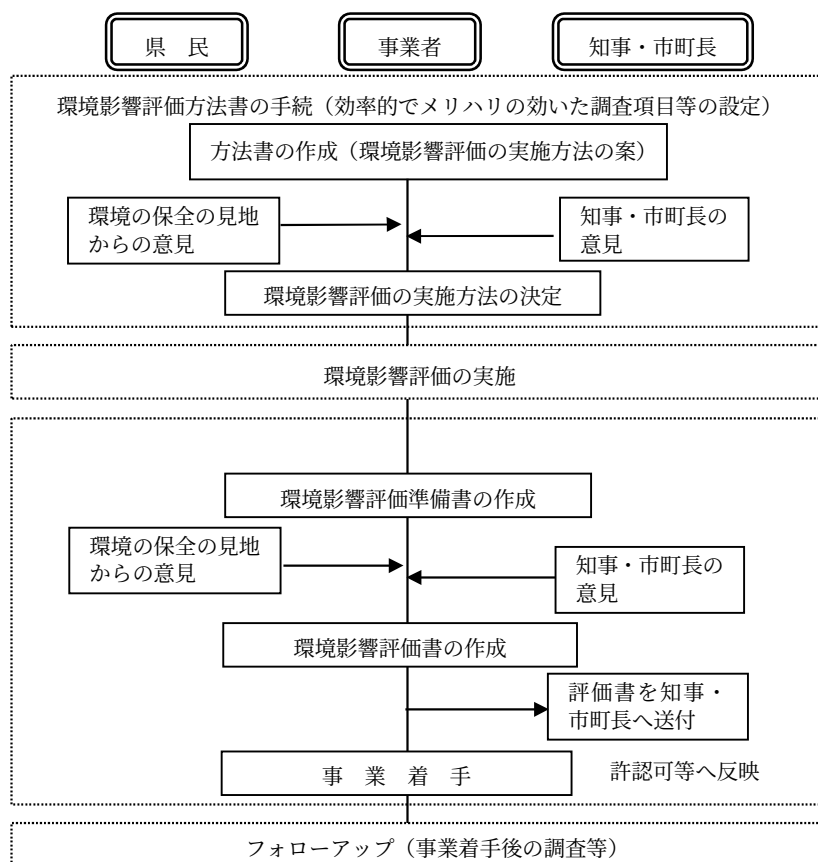
県では、事業者等が自主的に環境負荷低減を目指す環境マネジメントシステム⁵（エコアクション 21⁶ など）の導入に資するセミナー等を開催していますが、認証資格の取得事業者数は横ばい傾向にあります。

環境経営やSDGsに取り組むメリット・方法を多くの事業者には十分理解・把握してもらう必要があります。

（２）アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。「環境影響評価⁷法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

図表 5-3-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

5 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続き。

6 エコアクション 21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

7 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	29.7	67.4	75 (R7)	70	96.3%	概ね達成
環境政策課	環境経営やSDGsに関するセミナー等受講事業者数	者	65 (R2)	112	80 (R7)	80	140.0%	目標以上達成

【取組状況】

(1) 環境に配慮した事業活動等の普及促進

ア ひろしま地球環境フォーラム等との連携 [環境政策課]

環境問題に関心の深い企業や団体、行政などが連携して環境にやさしい地域づくりを協働して進めることなどを目的として設立されたひろしま地球環境フォーラム等と連携して、講演会やセミナー等を行っています。事業を通じ、事業者等に対して、環境経営やSDGsに取り組むメリットなどを紹介することにより、事業者等の環境に配慮した取組を促進します。

イ 環境マネジメントシステムの導入促進 [環境政策課]

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められていることから、セミナー等を実施し、中小企業向け環境マネジメントシステムであるエコアクション21やISO14001等の取得促進を図っています。

ウ 融資制度等による支援

(ア) 中小企業高度化資金貸付制度 [経営革新課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】貸付条件は次のとおり（令和6年度は実績なし。）。

図表 5-3-2 貸付条件（令和7年度中に貸付け決定の場合）

区 分	一般の高度化事業	共同公害防止等施設を整備する場合
貸 付 限 度 額	貸付対象施設の設置資金の90%以内	
貸 付 利 率	年0.2%	無利子
償 還 期 間	20年以内（うち据置期間3年以内）	

※原則、金融機関保証が必要です。

資料：県経営革新課

(イ) 農業近代化資金制度 [農業生産課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】融資条件は次のとおり（令和6年度は実績なし。）。

図表 5-3-3 融資条件（令和7年6月18日）

貸付限度額	個人：1,800万円（県特認2億円）、法人：2億円、農協等：15億円
貸付利率	年2.00%
償還期間	個人・法人：15年以内（うち据置期間3年以内） 農協等：20年以内（うち据置期間3年以内）

資料：県農業生産課

（2）環境に配慮した物品等の購入

ア 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した木造建築物を建築する場合、その金額の一部を助成しています。

【令和6年度実績】2,773棟の建築物に対し、総額85,049千円（平均3.1万円/棟）を助成。

【令和7年度内容】①県産材を使用した木造建築物の建築に対し、県産材利用量に応じて1m³あたり3.3千円を助成。

②木造建築物を年間10棟未満建築する者に対し、県産材を供給した場合、その提案に要する経費として1社あたり34千円を助成。

（3）法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続 [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導しています。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査しています。

【令和6年度実績】三次市が関係地域として計画されている太陽光発電所の設置について、法に基づく方法書手続を実施。広島市が関係地域として計画されている高速道路延伸事業について、法に基づく配慮書手続を実施。また、手続終了後の事業に対する事後調査については、6件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。

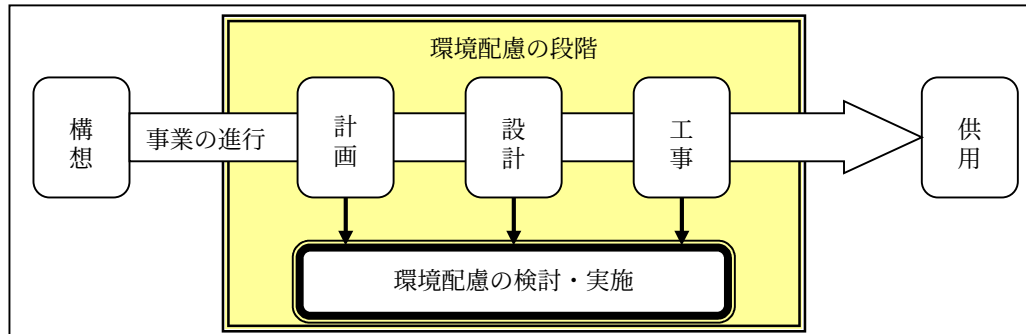
【令和7年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

(4) 公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めています。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-3-4 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【令和6年度実績・令和7年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成（令和6年度実績：大・中規模事業36件）。《環境配慮チェック表は、「広島県環境データ集」参照》

2 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「広島県地球温暖化対策実行計画」、「自動車使用合理化計画」及び「広島県グリーン購入方針⁸」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

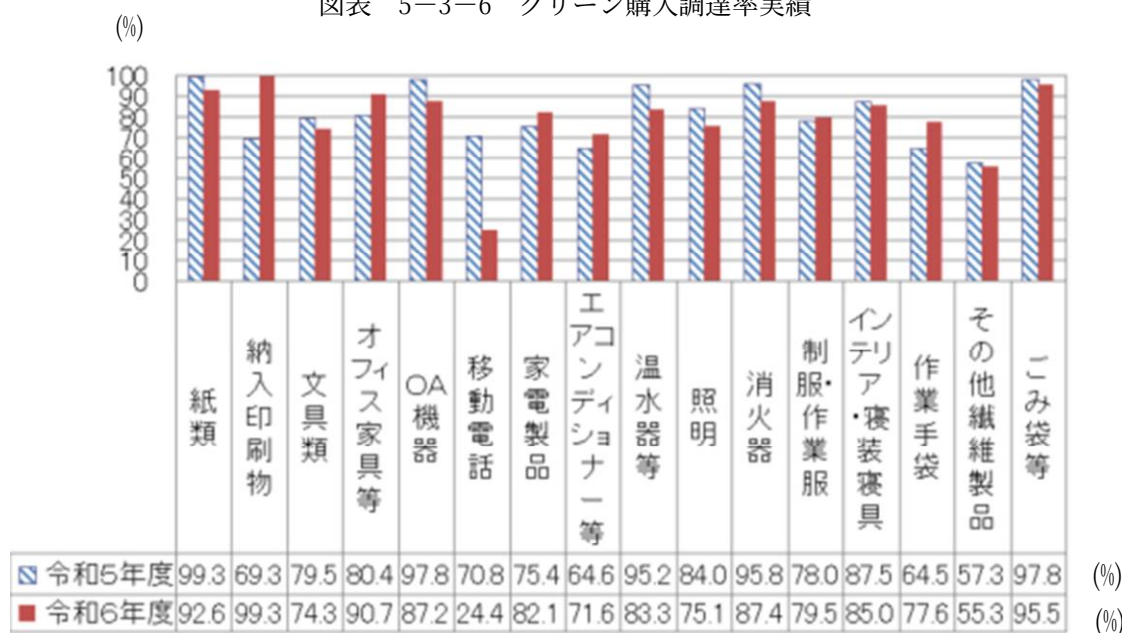
令和5年3月には、県自らが事務事業で排出する温室効果ガスの削減目標を定めた第5期広島県地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、計画に基づいて、県有施設のLED化や太陽光発電設備の設置など、省エネや創エネによる温室効果ガスの削減対策を進めています。

また、令和6年度のグリーン購入の調達実績については、4分野で90%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

調査・研究分野では、総合技術研究所や県立広島大学において、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組み、多様な環境問題の解決に貢献しています。

今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

図表 5-3-6 グリーン購入調達率実績



資料：県環境政策課

8 広島県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。
（参考：県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>）

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	県の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量	t-CO2	149,985※2 （H25）	96,836※3	67,493 （R12）	96,608	99.8%	概ね達成
環境政策課	県のグリーン購入調達率	%	88.3	80.8	100 （R7）	98.1	82.4%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 県営水道事業が広島県水道広域連合企業団へ移行したことを受け、当該温室効果ガス排出量を差し引いた値

※3 県庁本庁舎における再エネ電力の調達（P120）等の効果を反映した排出量。なお、基礎排出係数を用いて算定した排出量は102,272t-CO2。

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
県のグリーン購入調達率	ネット調達などにおいて、グリーン購入適合商品の調達に関する意識啓発が十分ではなかったため。	グリーン購入法適合商品を優先的に発注するよう、周知を行う。

【取組状況】

（１）温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しています。

令和5年3月に実行計画を改定し、県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を、2030年度までに55%削減（2013年度比）する削減目標を設定しました。

実行計画に基づいて、令和5年度からは温室効果ガス排出量の8割を占める電気の使用に係る取組を重点的に実施していくこととしており、太陽光発電設備の設置等の再エネ創出と、照明のLED⁹化等の省エネ製品への切替を計画的に推進していきます。

※ 関連事業：広島県地球環境対策推進会議（P7、P21）

（ア）県有施設照明のLED化 [環境政策課]

消費電力が少ないLED照明への切り替えを計画的に行い、2030年度までに100%LED化を目指します。また、庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置していくこととします。

【令和6年度実績】12施設で工事完了。

【令和7年度内容】13施設で工事予定。

（イ）県設置の信号機のLED化 [交通規制課]

二酸化炭素排出量の低減を図るため、計画的に消費電力が少ないLED信号機（車両用灯器、歩行者用灯器）に改修し、2030年度までに100%LED化を目指します。

【令和6年度実績】LED灯器を車両用1,554灯、歩行者用1,639灯整備。

【令和7年度内容】LED灯器を車両用1,620灯、歩行者用1,680灯整備予定。

＜LED信号灯器整備状況＞

（単位：灯）

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
車両用灯器	231	262	510	589	592	1,224	1,767	1,554
歩行者用灯器	191	233	340	317	196	398	1,591	1,639

9 LED：発光ダイオード（Light Emitting Diode）、電気を流すと発光する半導体。

(ウ) 太陽光発電設備の導入 [環境政策課]

PPA モデル¹⁰により、太陽光発電設備を計画的に導入し、2030 年度末までに設置可能な施設・土地の 50%に導入を目指します。

【令和 6 年度実績】令和 5 年度に決定した 2 施設の稼働開始。

【令和 7 年度内容】新たな施設への導入を検討。

(エ) 再エネ電力の調達 [環境政策課・財産管理課]

県庁本庁舎で使用する電力について、令和 5 年度から電気小売事業者から再生可能エネルギーを調達することで 100%再エネ化しています。

【令和 6 年度実績・令和 7 年度内容】令和 5 年 4 月から再生可能エネルギー電力の調達を開始。令和 7 年度についても継続。

(オ) 公用車の電動化 [環境政策課]

更新年度（リース 7 年、所有 12 年）を迎えた公用車について、代替可能な電動車がない場合を除き、リースにより原則ハイブリッド自動車を調達していき、2030 年度までに既存車両も含めて 100%電動車とすることを目指します。

【令和 6 年度実績】26 台をハイブリッド車に更新。

【令和 7 年度内容】60 台をハイブリッド車に更新予定。

イ 太田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

令和元年度より、民設民営による消化ガス発電事業へ移行しました。(平成 30 年度をもって事業終了。)

ウ 芦田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を設置しています。

平成 29 年 1 月供用開始。汚泥固形燃料化施設により、令和 6 年度は 23,464 トンの固形燃料化物を製造し、約 6,010 トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、汚泥固形燃料化施設を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

(2) 環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進しています。

【令和 6 年度実績・令和 7 年度内容】紙類、文具類など 23 分野 289 品目（令和 7 年度は 23 分野 290 品目）について調達の具体的な判断基準を定めるとともに、16 分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業（P113）

¹⁰ PPA モデル：PPA 事業者が需要家の屋根等に太陽光発電システムを設置・運用し、そこで発電した電気から需要家が電気使用量に応じて PPA 事業者
に電気使用料を支払うモデル。

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行っています。

【令和6年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【令和7年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会での意見交換を踏まえながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

(3) 県による調査・研究の推進

ア 県立広島大学における研究 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部）において、行政、企業及び公設の試験研究機関など様々な機関と連携して、環境に関する研究に取り組みます。

【令和6年度実績・令和7年度内容】地域や企業のニーズに対応した環境に関する研究等を実施。

（令和6年度の主な研究実績）

項目	研究内容等
安全な水道水の供給に関する研究	水道原水のトリハロメタン ^{*1} 生成能の予測に関する研究 ～県内の水道事業体と協働で水道原水(河川水)の試験によって、水道水のトリハロメタン生成能をAIにより判定し、早期に予測する手法について研究
県内河川環境の保全やその改善に関する調査研究	小河川環境の保全に関する研究 ～農業用水/都市放水路/修景用水等の複数の用途を有する小河川の環境保全について、流域住民-管理自治体との連携による保全活動のための協働事業を実施
地球環境に影響を与える温暖化ガスの評価	県内水田でのメタン発生量に関する研究 ～水田で竹混合堆肥の土壌投入によるメタン発生量抑制効果についての研究や、庄原市山内地区の水田の土壌を用い、メタン発生量調査を室内実験で調査 ～令和7年度も実際の水田で、メタン発生量を調査
様々なモノづくりに関わる環境影響評価	LCA ^{*2} を用いた脱炭素・カーボンニュートラルなどを目指した低環境負荷なモノづくりに関する研究 ～建築物や建築材料を中心として、様々な事業者が生産する製品の環境負荷量の算定方法の研究や、その削減策などを提案

※1 消毒副生成物の一種、塩素消毒によって副次的に生成される

※2 LCA (Life Cycle Assessment)。ある製品・サービスのライフサイクル全体またはその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内事業者等や事業局から要請された技術課題に対応し、既存製品の改良・新商品開発・生産性向上を支援し、県経済の持続的発展と県民の健康と快適な生活環境の確保に貢献します。

【令和6年度実績・令和7年度内容】保健環境・工業・農林水産業分野を有する総合力やこれまでの技術蓄積等の強みを発揮し、ニーズを起点とした課題解決・研究開発を推進。大気中に飛散したアスベストの簡易測定技術開発、産学両者の連携・共同による循環型社会への転換に向けた研究開発事業などの支援を実施。

(4) 研究成果の利用促進

ア 調査・研究等の成果の公表 [研究開発課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】現在開発中のアスベスト簡易測定技術を学会等で公表した。既に製品化した建材中のアスベスト簡易測定キットとともに、技術の社会実装を見据えた広報・営業活動を継続する。

付1 第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況

(総合計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
15	39	9	13

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

(第1章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
5	6	2	5

第1節 省エネルギー対策の推進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値※	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	温室効果ガス排出量 (県全体)	万 t-CO ₂	4,572 (R2)	4,825 (R3)	4,327	R7	5,903 (H25)	4,852	100.6%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (産業)		3,191 (R2)	3,467 (R3)	3,100		4,094 (H25)	3,431	99.0%	概ね達成
成果	二酸化炭素排出量 (民生(業務))		201 (R2)	214 (R3)	215		405 (H25)	278	123.0%	目標以上 達成
成果	二酸化炭素排出量 (運輸)		515 (R2)	515 (R3)	518		613 (H25)	550	106.4%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (民生(家庭))		414 (R2)	389 (R3)	344		579 (H25)	422	107.8%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (廃棄物)		41 (R2)	42 (R3)	34		45 (H25)	38	89.5%	未達成
参考	電力使用量 (民生(業務))	TJ	9,259 (R2)	10,174 (R3)	11,779		17,076 (H25)	13,545	124.9%	目標以上 達成
参考	電力使用量 (家庭)	TJ	21,327 (R2)	21,188 (R3)	19,474		23,711 (H25)	20,886	98.6%	概ね達成
参考	次世代自動車導入割合	%	24.6 (R4)	27.0 (R5)	31		17.8 (H30)	27.0	100%	目標どおり 達成
成果	その他ガス排出量	万 t-CO ₂	211 (R2)	200 (R3)	117		167 (H25)	134	50.7%	未達成

※「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標値

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	太陽光発電設備導入量	千 Kw	1,828 (R4)	1,875 (R5)	1,669	R7	1,359 (R1)	1,566	119.7%	目標どおり 達成
成果	バイオマス発電設備導入量		280 (R4)	280 (R5)	128		128 (R1)	128	218.8%	目標以上 達成
成果	廃棄物発電設備導入量		72 (R4)	72 (R5)	68		68 (R1)	68	105.9%	目標どおり 達成

第3節 カーボンサイクルの推進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	12	12	基準年度値 より増加	R7	5※1 (R2)	5	240%	目標以上 達成
成果	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	2	2	基準年度値 より増加		1 (R2)	1	200%	目標以上 達成
成果	手入れ不足人工林の間伐面積	ha	857	878	1,050		617 (R1)	978	89.8%	未達成

※1 国のカーボンリサイクル関連予算を活用した技術開発のうち、大崎上島町の実証研究拠点化に係るもの(CO2分離回収技術を含む累計)

第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
参考	気候変動適応策の認知度	%	15.4	10.9	基準年度値 より増加	R7	18.2 (R3)	18.2	59.9%	未達成
参考	避難の準備行動ができている人の割合	%	9.9※2	15.7※2	50		13.6※1 (R1)	44	35.7%	未達成
参考	河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数※3	戸	約 16,800	約 16,750	約 16,700		約 18,000 (R2)	— ※4	— ※4	— ※4
参考	土砂災害から保全される家屋数	戸	約 127,000	約 131,000	約 129,000		約 116,000 (R2)	— ※4	— ※4	— ※4

※1 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※2 ※1に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※3 河川毎に計画規模(年超過確率 1/10～1/100)の洪水を想定

※4 事業効果が発揮されるまでに一定の期間を要すること等から、指標の達成率については目標年度で評価する。なお、各年度の進捗状況については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」に掲げる KPI により管理している。

第2章 循環型社会の実現

(第2章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
3	6	1	1

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	一般廃棄物排出量	万 t	87.5 (R4)	84.3 (R5)	89.1	R7	92.9 (H30)	90.2	106.5%	目標どおり 達成
成果	一般廃棄物再生利用率	%	34.6 (R4)	35.2 (R5)	32.5		31.8 (H30)	32.3	109.0%	目標どおり 達成
成果	一般廃棄物最終処分率		10.3 (R4)	9.8 (R5)	12.2		12.7 (H30)	12.3	120.3%	目標以上 達成
成果	産業廃棄物排出量	万 t	1,341 (R4)	1,212 (R5)	1,453		1,465 (H30)	1,456	116.8%	目標どおり 達成
成果	産業廃棄物再生利用率	%	72.0 (R4)	73.9 (R5)	75.5		74.9 (H30)	75.3	98.1%	概ね達成
成果	産業廃棄物最終処分率		2.2 (R4)	1.6 (R5)	1.9		2.3 (H30)	2.0	120.0%	目標以上 達成
成果	がれき類再生利用率		92.4 (R4)	94.0 (R5)	94.2		90.2 (H30)	93.1	101.0%	目標どおり 達成
成果	廃プラスチック類の再生利用率		69.2 (R4)	79.2 (R5)	76.4		64.3 (H30)	72.9	108.6%	目標どおり 達成

第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	市町における災害廃棄物初動マニュアルの策定 ^{※1}	自治体数	23	23	23	R3	12	23	100%	目標どおり 達成
成果	電子マニフェスト普及率	%	65.7	66.7	80.0	R7	51.5 (H30)	75.9	87.9%	未達成
成果	産業廃棄物の不法投棄件数 (10t以上)	件	0	1	2		2.6	2.1	152.4%	目標以上 達成

※1 R3 の達成を目標にしていたが、R3 は未達。R4 に達成した。R4 以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直し支援を実施

第3章 地域環境の保全

(第3章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
6	20	3	1

第1節 良好な大気環境の確保

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 一酸化炭素		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 二酸化窒素		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 浮遊粒子状物質		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： ベンゼン		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： ジクロロメタン		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 一般地域における騒音		95.0	95.6	環境基準の 達成率の向 上を図る		91.9	91.9	104.0%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 道路に面する地域における騒音		91.9	89.9			84.6	84.6	106.2%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 航空機騒音		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 新幹線鉄道騒音		70.0	75.0	環境基準の達成 率の向上を図る		50	50	150%	目標以上 達成

第2節 健全な水環境の保全・管理

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率： 重金属等有害物質	%	99.9	100	100	R 7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率：河川BOD		92.7	93.9	環境基準の達成率の向上を図る		92.7	92.7	101.3%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率：海域COD		35.7	35.7			42.9	42.9	83.2%	未達成
成果	環境基準達成率：海域全窒素		88.9	88.9			88.9	88.9	100%	目標どおり 達成

成果	環境基準達成率：海域全りん		100	100	100	R 7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率：地下水		89.4	91.8	環境基準の達成率の向上を図る		81.6	81.6	112.5%	目標どおり 達成
参考	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：生活系COD	t/日	14 (R4)	14 (R5)	13	R 6	15	13.8	98.6%	概ね達成
参考	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：産業系COD		17 (R4)	16 (R5)	20		20	20	120%	目標以上 達成
参考	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：その他COD		6 (R4)	6 (R5)	7		7	7	114.3%	目標どおり 達成
参考	污水处理人口普及率	%	90.7	91.0	92.8	R8	88.8	91.7	99.2%	概ね達成

第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	ダイオキシン類環境基準達成率：大気	%	100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	ダイオキシン類環境基準達成率：土壌		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
参考	事業者によるダイオキシン自主測定の排出基準適合率		98.7	98.5	100		100	100	98.5%	概ね達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気※ ¹	t/年	5,024 (R4)	4,213 (R5)	排出量の削減 を図る		6,102 (H30)	6,102	131.0%	目標以上 達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域※ ¹		181 (R4)	216 (R5)			217 (H30)	217	100.5%	目標どおり 達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分※ ¹		1,561 (R4)	578 (R5)			2,324 (H30)	2,324	175.1%	目標以上 達成

※1 現状値は、令和5年度の届出対象物質の見直し後も継続して指定された 319 物質の排出量

第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	3品目（ペットボトル、プラスチックボ トル、レジ袋）の海岸漂着物量	t	2.7	1.5	7.9	R 7	8.4	8.0	181.3%	目標以上 達成

第5節 地域環境の維持・向上

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	水質事故発生件数	件	100	96	現状より減少させる	R7	147	147	134.7%	目標以上 達成
成果	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持		818	818	100%	目標どおり 達成

第4章 自然環境と生物多様性の保全

(第4章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
0	4	0	5

第1節 自然資源の持続可能な利用

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	自然公園利用者数	千人	8,289	8,271	基準年度値より増加	R7	9,642	9,642	85.8%	未達成
参考	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054		2,054	2,054	100%	目標どおり 達成
参考	自然公園面積		37,857	37,857	37,857		37,857	37,857	100%	目標どおり 達成
参考	自然海浜保全地区面積(陸域)		17	17	17		17	17	100%	目標どおり 達成
参考	森林ボランティア参加数	人	71,648	54,066	78,108		78,108	78,108	69.2%	未達成
参考	アマモ場, ガラム場等の造成面積	ha	43.0	45.8	46.2		26.2	43	106.5%	目標どおり 達成

第2節 生態系の健全な維持管理

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,161	1,161	—	—	—	—	—	—
参考	自然観察会等への参加者数	人/年	5,753	3,944	6,000	R7	6,296	6,000	65.7%	未達成
参考	特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体群管理:イノシシの捕獲頭数	頭/年	29,235	23,326※1	35,000 以上	R4	29,531	35,000	66.6%	未達成
参考	特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体群管理:ツキノワグマの除去頭数		234※2	533※2	135 以内	R4	189	135	25.3%	未達成

※1 速報値

※2 広島県, 島根県, 山口県の合計

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

(第5章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
1	3	3	1

第1節 環境学習・環境活動の推進

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	69.8	69.8 ^{※1} (R5)	65	R5	59.9 (R2)	65	107.4%	目標どおり 達成
参考	環境学習講師派遣学習会の受講者数	人	640	792	700	R7	113 (R2)	700	113.1%	目標どおり 達成

※1 県政世論調査で3年に1度、調査

第2節 環境関連産業の振興

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境・エネルギー分野の付加価値額	億円	917 (R4)	850 (R5)	892	R7	684	822.7	103.3%	目標どおり 達成
成果	環境・エネルギー分野の取組企業数	社	149 (R4)	155 (R5)	170		127	155.7	99.6%	概ね達成

第3節 環境配慮の仕組みづくり

指標区分	指標項目	単位	前年値 (R5)	現状値 (R6)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	63.5	67.4	75	R7	29.7	70	96.3%	概ね達成
参考	環境経営やSDGsに関するセミナー等受講事業者数	人	123	112	80		65 (R2)	80	140.0%	目標以上 達成
成果	県の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	101,862	96,836 ^{※2}	67,493	R12	149,985 ^{※1} (H25)	96,608	99.8%	概ね達成
参考	県のグリーン購入調達率	%	87.4	80.8	100	R7	88.3	98.1	82.4%	未達成

※1 県営水道事業が広島県水道広域連合企業団へ移行したことを受け、当該温室効果ガス排出量を差し引いた値

※2 県庁本庁舎における再エネ電力の調達 (P120) の効果を反映した排出量。なお、基礎排出係数を用いて算定した排出量は 102,272t-CO₂

付2 環境関連事業費

第2部に掲載している県の環境施策について、項目ごとに合計予算をまとめています。

(単位:千円)

項 目	R6当初予算	R7当初予算
第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進		
第1節 省エネルギー対策等の推進		
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進	42,844,996	44,524,551
2 その他温室効果ガス削減対策の推進	5,090	5,411
第2節 再生可能エネルギーの導入促進		
	355,752	326,923
第3節 カーボンサイクルの推進		
1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進	0	0
2 森林吸収源対策の推進	1,508,383	1,528,081
第4節 気候変動を見据えた適応策の推進		
	4,307	4,879
第2章 循環型社会の実現		
第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり		
1 一般廃棄物の徹底的な資源循環	25,454	13,228
2 産業廃棄物の徹底的な資源循環	599,748	488,437
第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり		
1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理	12,319	16,501
2 産業廃棄物の適正処理	409,888	422,386
3 廃棄物不法投棄防止対策	156,002	156,724
第3章 地域環境の保全		
第1節 良好な大気環境の確保		
1 大気質の保全	75,197	80,973
2 騒音・振動・悪臭の防止	43,712	47,512
第2節 健全な水環境の保全・管理		
	6,872,614	7,819,796
第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全		
	37,484	39,168
第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策		
	118,724	148,518
第5節 地域環境の維持・向上		
1 総合的な環境保全対策の推進	57,791	42,829
2 身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造	45,135,736	46,212,150
第4章 自然環境と生物多様性の保全		
第1節 自然資源の持続可能な利用		
	13,799,455	14,004,966
第2節 生態系の健全な維持管理		
	74,143,976	76,217,313
第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」		
第1節 環境学習・自主的な環境活動の推進		
	※ 4,275,242	※ 4,191,604
第2節 環境関連産業の振興		
	407,400	398,120
第3節 環境配慮の仕組みづくり		
1 事業者等による環境に配慮した取組の推進	109,014	106,591
2 県自らの率先行動	※ 4,779,476	※ 4,768,686

(注1) 予算が複数の項目に跨る場合は、主たる項目の欄に合計予算をまとめています。

(注2) 予算が環境関連事業とそれ以外の事業に跨る場合は、※印を付しています。

付3 県・市町の環境行政組織 (令和7年4月1日現在)

(1) 県

部 課 名		所 在 地	TEL
環 境 県 民 局	環 境 政 策 課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2911
	環 境 保 全 課		082-513-2917
	自 然 環 境 課		082-513-2932
	循 環 型 社 会 課		082-513-2951
	産 業 廃 棄 物 対 策 課		082-513-2963
事 務 所 名		所 在 地	TEL
生 活 環 境 ・ 廃 棄 物	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5537
	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-4634
	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
自 然 環 境	西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部農林水産事務所呉農林事業所 林務課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部農林水産事務所東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部農林水産事務所 林務課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	東部農林水産事務所尾道農林事業所 林務課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	北部農林水産事務所 林務第一課	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015
総合技術研究所 保健環境センター		〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29	082-255-7131

(2) 市町

市町	課 (室) 名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
広島市	温暖化対策課 環境保全課	環境政策課 環境施設部 業務第一課 (一般廃棄物) 業務第二課 (浄化槽) 産業廃棄物指導課	—	広島市中区国泰寺町 1-6-34	環境政策課 082-504-2505 温暖化対策課 082-504-2185 環境保全課 082-504-2097 環境施設部 082-504-2209 業務第一課 082-504-2219 業務第二課 082-504-2223 産業廃棄物指導課 082-504-2225	082-504-2229
呉市	環境政策課 環境試験センター	環境政策課 環境業務課 環境施設課 (廃棄物) 環境試験センター (浄化槽)	環境政策課 土木総務課 農林水産課	環境政策課、土木総務課、 農林水産課 呉市中央 4-1-6 環境業務課 呉市広多賀谷 3-8-7 環境施設課 呉市広多賀谷 3-9-2 環境試験センター 呉市青山町 5-3	環境政策課 0823-25-3301 環境業務課 0823-74-9100 環境施設課 0823-74-9107 環境試験センター 0823-25-3551 土木総務課 0823-25-3668 農林水産課 0823-25-3317	環境政策課 0823-32-1621 環境業務課 0823-71-7497 環境施設課 0823-74-3312 環境試験センター 0823-25-9752 土木総務課 0823-25-0347 農林水産課 0823-25-7592
竹原市	地域づくり課	地域づくり課	地域づくり課 産業振興課	竹原市中央 5-6-28	地域づくり課 0846-22-2279 産業振興課 0846-22-7745	0846-22-8579

市町	課（室）名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
三原市	環境施設課 生活環境課	環境施設課 （廃棄物） 生活環境課 （浄化槽）	生活環境課 都市開発課	環境施設課 三原市八坂町 10227 生活環境課、都市開発課 三原市港町 3-5-1	環境施設課 0848-62-4197 生活環境課 0848-67-6194 都市開発課 0848-67-6113	環境施設課 0848-67-6069 生活環境課 0848-64-4103 都市開発課 0848-64-6057
尾道市	環境政策課	環境政策課 下水道課 （浄化槽） 清掃事務所 （一般廃棄物）	農林水産課 環境政策課	環境政策課、農林水産課 尾道市久保 1-15-1 下水道課 尾道市長江 3-6-52 清掃事務所 尾道市長者原 1-220-75	環境政策課 0848-38-9434 下水道課 0848-29-6250 清掃事務所 0848-48-2900 農林水産課 0848-38-9473	環境政策課 0848-38-9293 下水道課 0848-37-5376 清掃事務所 0848-48-2820 農林水産課 0848-37-2377
福山市	環境総務課 環境保全課	廃棄物対策課 （廃棄物） 環境保全課 （浄化槽）	環境保全課	福山市東桜町 3-5	環境総務課 084-928-1071 環境保全課 084-928-1072 廃棄物対策課 （一般廃棄物） 084-928-1073 （産業廃棄物） 084-928-1168	084-927-7021
府中市	環境衛生課	環境衛生課	—	府中市鶴飼町 74-2	（環境保全） 0847-43-7237 （廃棄物） 0847-43-9222	0847-43-9223
三次市	環境政策課	環境政策課	環境政策課	三次市十日市中 2-8-1	（環境保全） （自然環境） 0824-62-6136 （廃棄物） 0824-66-3449	（環境保全） （自然環境） 0824-62-6397 （廃棄物） 0824-66-3168
庄原市	環境政策課	環境政策課 （廃棄物） 下水道課 （浄化槽）	環境政策課	環境政策課 庄原市是松町 20-25 下水道課 庄原市中本町 1-10-1	環境政策課 0824-72-1398 下水道課 0824-73-1175	環境政策課 0824-72-5517 下水道課 0824-72-3322
大竹市	環境整備課	環境整備課 リサイクルセンター （廃棄物） 環境整備課 （浄化槽）	産業振興課 都市計画課 環境整備課	環境整備課、産業振興課、 都市計画課 大竹市小方 1-11-1 環境整備課リサイクルセンター 大竹市東栄 3-4	環境整備課 0827-59-2154 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5101 産業振興課 0827-59-2130 都市計画課 0827-59-2167	環境整備課 0827-57-0880 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5180 産業振興課、 都市計画課 0827-57-7130
東広島市	生活衛生課	廃棄物対策課 （廃棄物） 生活衛生課 （浄化槽）	環境先進都市 推進課 生活衛生課 都市整備課 （自然公園管理） （緑の基本計画）	東広島市西条栄町 8-29	環境先進都市 推進課 082-420-0928 生活衛生課 082-422-1048 廃棄物対策課 082-420-0926 都市計画課 082-420-0954 都市整備課 082-420-0955	環境先進都市 推進課 082-422-1395 生活衛生課 082-421-5601 廃棄物対策課 082-426-3115 都市計画課 082-421-3233 都市整備課 082-421-5280

市町	課（室）名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
廿日市市	ゼロカーボン推進課 （環境保全・脱炭素） 都市計画課 （景観）	循環型社会推進課 （一般廃棄物） 下水道経営課 （浄化槽）	農林水産課 ゼロカーボン推進課	農林水産課、ゼロカーボン推進課、循環型社会推進課、都市計画課 廿日市市下平良 1-11-1 下水道経営課 廿日市市串戸 5-10-15	農林水産課 0829-30-9148 ゼロカーボン推進課 0829-30-9224 循環型社会推進課 0829-30-9133 下水道経営課 0829-32-5490 都市計画課 0829-30-9190	農林水産課 ゼロカーボン推進課 循環型社会推進課 都市計画課 0829-31-0999 下水道経営課 0829-31-2575
安芸高田市	社会環境課 管理課	社会環境課 （廃棄物） 下水道課 （浄化槽）	農林水産課	安芸高田市吉田町吉田 791	社会環境課 0826-42-1126 管理課 0826-47-1201 下水道課 0826-47-1204 農林水産課 0826-47-4022	社会環境課 管理課 下水道課 0826-47-1206 農林水産課 0826-42-1003
江田島市	地域支援課	地域支援課	農林水産課 都市整備課 地域支援課	江田島市大柿町大原 505	農林水産課 0823-43-1642 都市整備課 0823-43-1647 地域支援課 0823-43-1637	農林水産課 0823-57-4433 都市整備課 0823-57-4434 地域支援課 0823-57-4432
府中町	環境課	環境課	環境課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3244	082-284-7111
海田町	地域みらい課	地域みらい課	地域みらい課	安芸郡海田町南昭和町 14-17	082-823-9219	082-823-9203
熊野町	生活環境課	生活環境課	—	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5606	082-854-8009
坂町	環境防災課	環境防災課	—	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
安芸太田町	税務住民課	衛生対策室 （廃棄物） 建設課 （浄化槽）	税務住民課	衛生対策室 山県郡安芸太田町大字穴 1456-1 税務住民課、建設課 山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1	衛生対策室 0826-23-1120 税務住民課 0826-28-2114 建設課 0826-28-1963	衛生対策室 0826-23-1170 税務住民課 建設課 0826-28-1622
北広島町	環境生活課	環境生活課 （廃棄物） （浄化槽）	農林課 教育課	山県郡北広島町有田 1234	環境生活課 0826-72-7365 農林課 0826-72-7363 教育課 0826-72-7361	0826-72-5242
大崎上島町	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	豊田郡大崎上島町中野 2067-1	0846-64-3513	0846-64-3514
世羅町	町民課	町民課 （廃棄物） 上下水道課 （浄化槽）	産業振興課	町民課、産業振興課 世羅郡世羅町大字西上原 123-1 上下水道課 世羅郡世羅町大字東神崎 351	町民課 0847-22-4513 上下水道課 0847-22-1189 産業振興課 0847-22-5304	町民課 0847-22-2768 上下水道課 0847-22-0653 産業振興課 0847-22-4566
神石高原町	健康衛生課	健康衛生課	健康衛生課	神石郡神石高原町小島 1701	0847-89-3336	0847-89-3022

(環境用語索引)

－ あ行 －

赤潮	59
アスベスト	71
アダプト活動	107
安定型最終処分場	41
エコアクション 21	114
エコドライブ	12
L E D	119
オゾン層	16
汚濁負荷量	59
温室効果ガス	5

－ か行 －

カーボンオフセット	24
カーボンリサイクル	20
外来生物	28
環境影響評価	114
環境基準	50
環境の日、環境月間	105
環境マネジメントシステム	114
環境リスク	72
管理型最終処分場	41
クールシェア	14
光化学オキシダント	50
公共用水域	59
交通需要マネジメント	10

－ さ行 －

里山	84
C O D	59
C C S・C C U	20
次世代自動車	9
自然環境保全地域	23, 90
自然公園	90
指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)	29
自動車使用合理化	9
臭気指数	56
3 R	37
生物多様性	90

－ た行 －

ダイオキシン類	71
第1種エネルギー管理指定工場	8
第2種エネルギー管理指定工場	8
地球温暖化対策地域協議会	14
長期優良住宅	14
低周波音(空気振動)	54
電力固定価格買取制度(FIT)	17
都市公園	84

－ な行 －

内部生産	59
熱中症対策普及団体	29
熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)	29

－ は行 －

パーク&ライド	10
P R T R	70
p H	51
B O D	59
P C B	44, 73
PPA モデル	120
干潟	93
光ビーコン	10
微小粒子状物質(PM2.5)	50
広島型カーボンサイクル	21
広島県グリーン購入方針	118
広島県地球温暖化防止活動推進センター	14
ひろしま地球環境フォーラム	14, 105
びんごエコタウン(構想)	112
V O C	53
富栄養化	59
不法投棄 110 番	46
フロン類	16
保安林	23

－ ま行 －

マイクロプラスチック	2, 76
マニフェスト(産業廃棄物管理票)	45
水の華	62
藻場	93

－ ら行 －

リサイクル関係各法	2
リスクコミュニケーション	72
林業経営適地	21

－ や行 －

有機フッ素化合物(PFAS)	62
----------------	----

令和7（2025）年版 環 境 白 書

令和7（2025）年9月

編集 広島県環境県民局

発行

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-228-2111